

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成23年第 1 回幕別町議会定例会
(平成23年 3 月 2 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
6 前川 雅志 7 野原 恵子 8 増田 武夫
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 6 議案第 2 号 平成23年度幕別町一般会計予算
- 日程第 7 議案第 3 号 平成23年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 4 号 平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議案第 5 号 平成23年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第 6 号 平成23年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第11 議案第 7 号 平成23年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第12 議案第 8 号 平成23年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第13 議案第 9 号 平成23年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成23年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成22年度幕別町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第16 議案第12号 平成22年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第17 議案第13号 平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第18 議案第14号 平成22年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第19 議案第15号 平成22年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第20 議案第16号 平成22年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第21 議案第17号 平成22年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第22 議案第18号 平成22年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第23 議案第19号 平成22年度幕別町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第24 陳情第 1 号 「介護保険『見直し』案に対する意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第25 陳情第 2 号 幕別町議会議員の定数削減を求める陳情書

会議録

平成23年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年3月2日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月2日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 6 前川雅志
7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春 11 中野敏勝
12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 欠席議員 (2名)
5 堀川貴庸 16 大野和政
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
会 計 管 理 者 新屋敷清志 企 画 室 長 堂前芳昭
民 生 部 長 菅 好弘 建 設 部 長 高橋政雄
札 内 支 所 長 久保雅昭 忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一
教 育 部 長 佐藤昌親 総 務 課 長 田村修一
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 企 画 室 参 事 伊藤博明
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄 農 林 課 長 菅野勇次
町 民 課 長 川瀬俊彦 福 祉 課 長 横山義嗣
保 健 課 長 境谷美智子
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
6 前川 雅志 7 野原 恵子 8 増田 武夫

議事の経過

(平成23年3月2日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） ただいまから、平成23年第1回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、6番前川雅志議員、7番野原恵子議員、8番増田武夫議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月18日までの17日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） この際、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査及び地方自治法第199条第9項の規定による定期監査及び行政監査報告書が議長あてに提出されていますので、お手元に配付してあります。
次に、去る2月25日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成23年度十勝町村議会議長会の事業計画が別紙のとおり決まりましたので、配付してございます。後刻ごらんいただきたいと思っております。
次に、事務局から報告いたさせます。
○議会事務局長（米川伸宜） 5番堀川議員より遅参する旨の届け出があり、16番大野議員より欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。
○議長（古川 稔） この際、暫時休憩いたします。

10:03 休憩

10:06 再開

- 議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[行政報告]

- 議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成23年第1回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

初めに、地方財政対策について申し上げます。

平成23年度の国の予算は、政権交代後、新政権がゼロから取り組む最初の本予算であり、閣議決定されました「新成長戦略」並びに「財政運営戦略」により示された経済・財政政策を基本の方針とされたところでもあります。とりわけ「経済成長」「財政健全化」「社会保障改革」を一体的に実現し、元気な日本を復活させるための礎を築くことを重要政策課題とし、新年度予算はこれらを解決するための出発点と位置づけているものであります。

こうした考えのもと組み立てられた地方財政対策といたしましては、主なものとして地方交付税の増額や住民自治の確立に向けた地方税制の改正などがありますが、特に地方交付税につきましては、地域主権改革に沿った財源の充実を図るという観点から、総額で17兆3,734億円、前年対比で4,799億円、2.8%の増となっております。

しかしながら、社会保障関係経費が大幅に自然増となることや公債費が依然として高水準であることなどにより、今後とも地方財政は厳しい状況が続くものと推測されているところであります。

次に、このような背景を踏まえ編成いたしました平成23年度の町の予算概要について申し上げます。

本年は統一地方選挙の年でありますことから、当初予算は骨格編成となっており、4月の選挙後に、いわゆる政策予算として肉づけがされるものであります。

予算編成に当たっては、骨格編成を前提としながらも、昨今の経済動向や雇用の状況、あるいは工事の完成時期の関係などを考慮いたしまして、継続事業などにつきましては、できる限り当初予算に計上させていただいたことから、一般会計予算は131億5,888万6,000円となり、前年度対比4億4,263万円、3.5%の増となっております。

国民健康保険特別会計など7特別会計と水道事業会計につきましては、総額77億8,195万1,000円となり、前年度対比1億1,799万5,000円、1.5%の減であります。一般会計と特別会計等の総額では209億4,083万7,000円となり、前年度当初予算に比べ3億2,463万5,000円、1.6%の増となっております。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費であります普通建設事業費につきましては13億6,369万8,000円で、前年度と比較し2億6,294万2,000円、23.9%の大幅な増となっております。これは主に小規模特別養護老人ホーム建設に係る補助金を見込んでいることによるものであります。

一方、経常経費につきましては、障害者支援費や子ども手当、あるいは子宮頸がんワクチン等の接種委託料などが大きく増加しているところであります。

次に、一般会計の歳入である財源措置について申し上げます。

まず、主要財源の地方交付税であります。前段申し上げましたとおり、国の出口ベースで総額が前年比2.8%の増となっておりますことから、町の予算計上におきましては、事業費補正などの特殊要素を除き、前年度決定額と同額程度と推計し、当初予算ではそのうち必要な予算額を計上したところであります。

町税につきましては、大幅な税制改正がなかったものの、景気の回復が見え始めたことから町民税で1.9%の増、固定資産税でほぼ前年同額を見込み、その結果、町税全体では前年度当初予算に対して1.0%の増を見込んだところであります。

基金繰入金につきましては1,023万8,000円で、前年度対比で約1億円の減となりましたが、これは公債費の定時償還に係るルール分のみを減債基金からの繰り入れとし、財政調整基金からの繰り入れを見込まなかったことによるものであります。

また、町債につきましては、前年対比で2億1,510万円の減となっております。

これは地方財政計画上、地方交付税や地方税が伸びているに伴い、普通交付税の振替措置であ

る臨時財政対策債が減額となる見込みであることが主な要因であります。

以上、予算概要につきまして申し上げましたが、引き続き厳しい財政運営が想定されますことから、限られた財源を有効かつ効率的に配分し、最小の経費で最大の効果を上げるべく安定的な財政運営に努めていかなければならないものと考えているところであります。

次に、昨年10月に実施されました国勢調査の速報値について申し上げます。

平成22年国勢調査は、我が国が人口減少社会となって実施する初めての調査でありましたが、北海道が公表いたしました北海道の総人口は550万7,456人で、5年前に比較して12万281人、2.1%の減少となりました。

北海道の人口は、昭和60年までは一貫して増加を示してきましたが、平成2年に初めて減少し、平成7年には再び増加したものの、平成12年で再度減少に転じ、今回の調査では平成17年の減少率1%よりも減少率が大きくなったことが示されました。

市町村別では、道内179市町村のうち16市町村で増加し、9割を超える163市町村で減少となり、十勝管内におきましても、音更町、芽室町、中札内村、更別村を除く15市町で減少という結果となりました。

本町は、合併後初めての調査でありましたが、平成17年の幕別町2万5,083人、忠類村1,785人を合わせた2万6,868人に比べて326人、1.2%減少の2万6,542人となり、旧幕別町では161人、0.6%、旧忠類村では165人、9.2%、それぞれ前回に比べて減少となりました。

国全体として人口減少社会に転じている現状にあつて、地域力の向上を促し、まちの魅力を高めることによって活力のある住みよいまちづくりを推進していくことの大切さを強く認識いたしているところであります。

次に、定住自立圏構想について申し上げます。

定住自立圏構想は、国において、「都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく、お互いが連携・協力しながら住民生活の機能の向上を目指すこと」を目的に検討され、平成20年12月に「定住自立圏構想推進要綱」が総務省から通知されたものであります。

三大都市圏においてさえも例外ではない人口減少社会、「過密なき過疎の時代」の到来を迎え、地方圏において安心して暮らせる地域を形成することにより三大都市圏への人口流出を食い止め、地方圏への人口定住を促進し、地域の活性化を目指そうとする取り組みであります。

十勝圏におきましては、十勝19市町村で構成いたします十勝圏広域連携推進検討会議などにおいて、連携の可能性について調査・研究を行ってまいりましたが、広域連携の一層の推進に資すると考えられることから、昨年11月26日の十勝市町村長会議において「オール十勝で定住自立圏の形成を目指すこと」が確認され、12月15日には帯広市が、十勝のさらなる発展と魅力の向上を目指し、全力で取り組むことを内容とする「中心市宣言」を行ったところであります。

これを受けて、本年2月8日に開催された十勝圏広域連携推進検討会議において、定住自立圏形成に向けた推進体制とスケジュールの確認がなされたところであり、今後は7月の定住自立圏形成協定の締結に向け、連携する具体的事項についての協議を進めることとしております。

次に、消防の広域化について申し上げます。

平成17年11月の十勝圏広域連携検討会において、税の滞納整理、介護保険、国民健康保険と消防に関して広域連携を進めることとされ、その後の検討を経て、平成20年8月には十勝圏広域連携推進検討会議を立ち上げて「消防の広域化」に向けた検討協議を進めてまいりました。

平成22年1月には、十勝市町村長会議において「十勝圏消防の広域化に関する大まかな方向性」が確認され、十勝圏複合事務組合内の消防広域推進室が中心となり、住民意向調査などを実施するとともに、各分野ごとのワーキンググループにおいて調整案の検討を行ってきたところであります。

「大まかな方向性」として確認された、一部事務組合方式を基本とすること、平成25年1月の運用開始を目途とすること、消防職員及び財産は広域化後の組織に引き継ぐことなどの6点を基本に検討が進められ、本年2月8日の十勝市町村長会議において「消防広域化に向けた検討課題の調整案」が

確認に至ったところであります。

このたびの調整案は、1点目として、消防活動の迅速化や現場対応力の強化により住民サービスの向上を図るため、高機能指令センターの整備や直近出動・署所連携を基本とした出動体制を目指すほか、通信や事務の効率化を図ることにより現場体制の強化に努めること、2点目として、広域化後の経常的な消防経費の分担については、消防費基準財政需要額割と消防需要割によって、公正な分担率の検討を進めることの2点を、消防広域化のメリットである「住民サービスの向上のための消防体制づくり」の基本として提案されたものであります。

今後は、この調整案のもと各市町村での協議・検討を進め、平成23年度に広域消防運営計画案の作成を行い、パブリックコメントの実施後に広域消防運営計画を定め、現行組織の解散、複合事務組合規約の改正手続等を進め、平成25年1月1日からの広域化による運用を目指そうとするものであります。

次に、高規格幹線道路帯広・広尾自動車道について申し上げます。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道は、帯広市から広尾町に至る約80キロメートルを区間とする一般国道の自動車専用道路であります。既に供用開始されている中札内インターチェンジ以降の区間のうち、中札内一大樹間の23.2キロメートルは事業化され、平成21年度から整備が進められております。

本年2月に公表された平成23年度の直轄事業の事業計画におきましては、事業化されている区間のうち更別インターチェンジまでの6.5キロメートルは平成24年度に、忠類地域を通過する大樹町北4線までの16.7キロメートルは平成26年度に開通予定とされたところであります。

本年秋の道東道夕張一占冠間の開通により札幌―十勝間の大動脈が高速道路で結ばれることと相まって、道央圏と高速道路で直結されますことから、高速で安全な走行が可能となり、物流の効率化が図られ、市場圏が拡大する経済効果や観光客の増加が見込まれますとともに、緊急搬送時の安全・確実性が確保され、時間短縮による存命率の向上にも寄与されるものと期待しているところであります。

今後におきましても、残された大樹―広尾間の事業区間への採択に向け、関係市町村と連携を図りながら、要請活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、ジャガイモシストセンチュウ対策について申し上げます。

昨年11月に発生したジャガイモシストセンチュウへの対策につきましては、JA幕別町内に設置している対策本部が主体となって、今後の蔓延防止策を検討してきたところであります。1月24日の第3回本部会議において、具体的な計画が決定されたところであります。

内容といたしましては、発生が確認された地域からの土の移動を防止することを基本とし、そのために必要な体制や施設に係る整備計画が確認されたところであり、発生地域内の生産者に対する簡易洗浄機の配備、農協施設内の車両洗浄施設やコンテナ殺菌装置などの整備を行おうとするものであります。

町といたしましても、他の地域への拡大を防止する観点から、必要な支援を講ずべく、関連予算案を本定例会に提案させていただいたところであり、今後も農業改良普及センター等関係機関と連携を図りながら、その拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、町内途別に建設中の植物工場について申し上げます。

この植物工場につきましては、昨年の第3回定例会で報告させていただきましたとおり、太陽光を利用してハウレンソウの水耕栽培を行うガラス温室であります。

工事の進捗状況につきましては、降雪の影響などから当初の予定よりおこなわれている状況にありますが、年度内の3月末には完成する見込みで、4月からの操業開始を予定しており、連休明けには第1回目の出荷ができるとお聞きいたしているところであります。

最後に、白銀台スキー場でのリフトからの落下事故について申し上げます。

1月24日午後3時50分ごろ、白銀台スキー場において、リフト乗り場で転倒者が出たため、リフトの運転を緊急停止いたしました。その後の職員の操作ミスにより運転再開に時間を要することと

なり、当時リフトに乗車されていた4名の方々に救助ロープにより救助する必要が生じました。

ロッジ方面から頂上に向けて救助作業を行い、リフトおり場に近い場所で待機していた3人目の救助の際に、救助ロープの確認が不十分な状態で降下させてしまったことから、体が抜け落ちる落下事故が発生したものであります。

事故に遭われた方は、町内にお住まいの72歳の男性で、落下した際に右肩部を強打され、体がふらつくとの訴えがあったことから、救急車で帯広市内の病院に搬送し、右肩打撲と診断されましたが、その後の検査により外傷性右肩腱板断裂と診断され、現在も通院加療中であります。

スキー場では、お客様の輸送の安全確保のため、シーズンの営業開始前に全職員による救助訓練を行い、万全を期しているところでありますが、今回の事故の原因は初歩的なミスによるものであり、事故に遭われた方に深くおわびするとともに、スキー場をご利用いただいている方々、町民の皆様にも大変なご迷惑、ご心配をおかけしたことに對して、重ねておわびを申し上げる次第であります。

今後このような事故を決して起こすことのないよう職員への注意、指導にあわせ、改めて救助訓練を行い、救助作業の安全を確認したところであり、再発防止の徹底と安全輸送の確保に努めていく所存であります。

以上、当面する諸問題等につきましてご報告をさせていただきました。

平成19年5月に3期目の町政の執行を担わせていただいてから、早いもので私の任期も残りわずかとなりました。これまで町政の諸課題に取り組むことができましたのも、ひとえに議員の皆様をはじめ多くの方々から温かいご指導、ご支援をいただいたものと心から感謝とお礼を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで、行政報告は終わりました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第4、報告第1号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。
高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第1号、専決処分した事件の報告につきましてご説明させていただきます。
議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号、専決処分した事件の報告についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

専決処分第1号、議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成23年1月21日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成22年12月3日午後2時15分ごろ、幕別町字新川164番地8地先において、町道ののり面が崩れ、走行中の相手方車両のフロントバンパーに崩落してきた土砂が接触し、損傷を与える事故が発生したものであり、これに対する物的損害を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。32万5,924円とするものであります。

2ページをごらんいただきたいと思います。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、帯広市東1条南20丁目15に住んでおられます國光哲也氏であります。

損害賠償及び和解の内容ではありますが、損害賠償といたしまして國光氏に支払う額は車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、この事故につきましては、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、今後、道路パトロールを強化し、事故防止に努めるよう指導したところであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

日程第5、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 承認第1号、専決処分した事件の承認につきましてご説明をさせていただきます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

承認第1号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分第2号、長の専決処分の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成23年1月21日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります、平成22年7月18日午前11時ごろ、幕別町札内曉町9番地先の町道において、汚水のマンホールに走行中の相手方車両のフロントバンパー及び車両の下部が接触し、損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害の過失割合により相殺計算した額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります、80万8,162円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方であります、河東郡音更町新通北1丁目6番地7に住んでおられます小森光勝氏であります。

損害賠償及び和解の内容でございますが、損害賠償といたしまして小森氏に支払う額は車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、この損害に対する賠償金につきましては、加入している全国町村会総合賠償補償保険から全額保険給付されるものであります。

また、今後このような事故が起きないように、町道の管理点検、道路維持に努めるよう指導をしたところであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

[一括議題]

○議長(古川 稔) 日程第6、議案第2号、平成23年度幕別町一般会計予算から日程第14、議案第10号、平成23年度幕別町水道事業会計予算までの9議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第2号から議案第10号までの9議案については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第10号までの9議案については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

日程第15、議案第11号から日程第23、議案第19号までの9議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、議案第11号から日程第23、議案第19号までの9議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第15、議案第11号、平成22年度幕別町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第11号、平成22年度幕別町一般会計補正予算(第5号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,808万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ152億1,042万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから5ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 繰越明許費」でございます。

2款総務費、1項総務管理費、きめ細かな交付金事業、9,674万1,000円を繰り越すものであります。

本事業につきましては、国の補正予算により「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」における「地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等」として創設されたところであり、地方公共団体が作成した実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国の交付金をもって事業を行うものであります。

1月の臨時会において予算に追加したところではありますが、近隣センター改修工事ほか16事業につきましては、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

次に、住民生活に光をそそぐ交付金事業、2,561万2,000円を繰り越すものであります。

本事業につきましても、国の交付金事業として同様に1月に予算を追加したところではありますが、子どもの権利及び児童虐待防止パンフレット作成事業ほか5事業につきましては、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

6款農林業費、1項農業費、強い農業づくり事業補助金、13億9,401万6,000円を繰り越すものであります。

本事業につきましては、農業分野の成長産業化を図るための戦略作物の生産拡大等の取り組みを支

援するものでありますが、JA 幕別町において小麦乾燥調整貯蔵施設の整備が年度内に完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

次に、忠類地区道営草地整備事業負担金 700 万円及び幕別地区道営畜産担い手育成総合整備事業負担金、5,300 万円を繰り越すものであります。

いずれの事業につきましても、当初、平成 23 年度施工の計画でありましたが、事業の一部について、国の補正予算により北海道が繰越事業にて事業実施に当たることとなったため、これら事業に係る町の負担金について翌年度へ繰り越すものであります。

次に、美川道営畑総事業負担金、900 万円、古舞道営畑総事業負担金、1,622 万円、明新道営畑総事業負担金、400 万円を繰り越すものでございます。

道営畑総事業として実施しています、美川地区、古舞地区及び明新地区につきましては、当初平成 22 年度の要望額を大きく下回る配分となっておりましたが、受益者要望にこたえるべく、十勝管内他地区の余剰予算の配分、国の補正予算による不足分の配分を強く求めてきたところであります。

これに対し北海道では、他地区の余剰予算の充当と国の補正予算をもって繰越事業にて事業実施に当たることとなったため、これらの事業に係る町の負担金について翌年度へ繰り越すものであります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、新北町 21 号通道路整備事業、4,460 万円を繰り越すものでございます。

本事業につきましては、工事に係る実施設計におきまして、上水道本管移設の検討等に不測の日数を要したことから、工事が冬期間となり、年度内に事業の完了が困難となったため、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

次に、春日団地道路 9 号道路整備事業、2,950 万円を繰り越すものでございます。

本事業につきましては、地方特定道路整備事業による整備を予定しておりましたが、より財源措置が有利な社会資本整備総合交付金事業で整備することとして、昨年 12 月の定例会において補正をさせていただいたところであります。

このため、工事が冬期間となり、年度内に事業の完了が困難となったため、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

次に、「第 3 表 債務負担行為補正」でございます。

追加であります、3 件の債務負担行為を新たに追加するものであります。

農業経営基盤強化資金に係る利子補給であります、平成 23 年度から平成 47 年度までの期間において、限度額 888 万 8,000 円の債務負担行為を行うものであります。

本債務負担行為につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者が、効率的・安定的な経営体の育成を図るため、経営改善計画に即して行う規模拡大、その他の経営展開に必要な資金を借り入れた場合におきまして、その金利の一部を国が 2 分の 1、北海道と町が 4 分の 1 ずつの割合で利子補給するものであります。

次に、新農政推進対策資金に係る利子補給であります、平成 23 年度から平成 27 年度までの期間において、限度額 5 万円の債務負担行為を行うものであります。

本債務負担行為につきましては、町内の農業者が安定的な農業経営を行うため、農業経営基盤強化資金を除く制度資金により農地を購入した場合において、その金利の一部を利子補給するものであります。

次に、畜産経営維持緊急支援資金に係る利子補給であります、平成 23 年度から平成 47 年度までの期間において、限度額 371 万 1,000 円の債務負担行為を行うものであります。

配合飼料の高どまり、景気低迷による畜産物価格の低迷、金融危機により、負債の償還に支障を来す家畜・養豚経営が生じている状況に対応するため、償還が困難な負債を借りかえるための長期・低利の資金について、北海道が 0.12%、町が 0.06%の利子補給を実施しようとするものであります。

7 ページをごらんいただきたいと思います。

「第 4 表 地方債補正」でございます。

追加であります。過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項の規定により、今年度から過疎対策事業の特別事業として、ソフト事業が地方債の対象となりましたことから、忠類地域分の在宅福祉サービス推進ほか11事業につきまして追加するものであります。

8ページをお開きいただきたいと思ひます。

廃止であります。札内鉄道北沿線通道路整備事業から札内駅前通道路整備事業まで及び北栄大通ほか3住宅市街地基盤整備事業の5事業につきましては、財政健全化や実質公債費比率の改善に向け、地方債を起こさず一般財源で対応しようとするものであります。

このほか、南町団地道路10号地方特定道路整備事業につきましては、合併特例事業へ振りかえ、泉町6号道路地方特定道路整備事業及び青葉団地道路9号地方特定道路整備事業につきましては、平成21年度の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業へ振りかえたことによる廃止であります。

9ページになります。

変更であります。つくし学童保育所建設事業ほか21事業につきましては、事業費確定及び補助金等の増減に伴う起債の借入額について変更を行うものであります。補正前と比較いたしますと、5,746万8,000円を減額し、地方債全体では平成22年度起債発行予定額を9億7,743万2,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたします。

22ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、81万円の減額でございます。議会議員期末手当の12月分の支給割合を引き下げたことによる減額補正であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、79万4,000円の減額でございます。臨時職員賃金等の執行残及び役場庁舎宿日直業務委託料の入札による執行残に伴う減額であります。

次に、2目広報公聴費、172万7,000円の減額でございます。広報誌の編集の効率化に伴うページ数減による執行残でございます。

次に、5目一般財産管理費、1億596万3,000円の追加でございます。

11節需用費につきましては、庁舎の暖房設備の故障に係る修繕に要する費用を追加するものであります。

13節委託料及び23ページの15節工事請負費につきましては、各事業に係る執行残でございます。

17節公有財産購入費につきましては、公共事業のため先行取得した土地開発公社用地の購入及び土地開発基金用地の買い戻しのため、合わせて1億601万6,000円を増額するものであります。

次に、6目近隣センター管理費、132万2,000円の追加でございます。

11節につきましては、燃料単価上昇による燃料費と施設の緊急修繕に係る費用を追加するものであります。

次に、7目庁用車両管理費、59万5,000円の減額でございます。

11節につきましては、燃料単価上昇による燃料費と車両修繕に係る費用を追加するものであります。

12節役務費につきましては、庁用車両の購入等に伴います増額であります。

18節備品購入費につきましては、庁用車両の購入経費であります。入札による執行残でございます。

次に、9目町有林管理費、77万7,000円の減額でございます。

15節につきましては、町有林整備工事に係る執行残でございます。

24ページになりますが、10目町有林造成費、275万4,000円の減額でございます。

15節につきましては、町有林皆伐工事及び造成工事に係る執行残でございます。

13目職員厚生費、27万7,000円の追加でございます。

12節であります。職員健康診断受診者数の減に伴う執行残でございます。

16目諸費、500万円の追加でございます。

24節であります。幕別町地域振興公社株を買い増しするための出資金を増額するものであります。

17 目基金管理費、1 億 385 万 2,000 円の追加でございます。

25 節積立金、細節 1 財政調整基金積立金であります。当初予算計上額と合わせまして、1 億円を積み立てようとするものであります。

このほか、細節 2、細節 3 及び 28 節繰出金につきましては、各基金運用に伴います利子収入の増及び寄附金等の増に伴います積立金の追加であります。

25 ページになります。

18 目電算管理費、147 万 7,000 円の減額でございます。

11 節であります。各種電算帳票の作成に係る印刷経費を精査したことによります執行残であります。

13 節委託料であります。対象事業の件数減等によります執行残でございます。

次に、25 目住民生活に光をそそぐ交付金事業費、1,910 万円の追加でございます。国の交付金の 2 次配分の通知を受けまして追加するものであります。13 節につきましては、町制作の記録映像や住民記録作品等、地域文化のアナログ映像記録をデジタル化する費用であり、1 月補正分にさらに追加するものであります。

18 節であります。細節 1 議会図書資料から細節 3 小学校図書までにつきましては、1 月補正分にさらに追加するものであります。

細節 4 中学校図書、細節 5 幼稚園図書につきましては、新たに中学校及び幼稚園の図書整備に係る費用を追加するものであります。

細節 6 管理用備品につきましては、各施設への図書整備に当たり必要となる書棚の購入費用であります。

細節 7 低公害車につきましては、消費生活相談事業の強化のため、専用の車両を購入するものであります。

なお、いずれも当該交付金事業に係る実施計画に基づき、事業を実施しようとするものであります。

26 ページをお開きください。

2 項徴税費、2 目賦課徴収費、142 万 7,000 円の減額でございます。

13 節及び 18 節につきましては、執行残でございます。

4 項選挙費、2 目参議院議員選挙費、79 万 7,000 円の減額でございます。

7 節につきましては、執行残でございます。

5 項統計調査費、1 目統計調査費、251 万 5,000 円の減額でございます。

1 節報酬以下、国勢調査等指定統計調査経費の執行残でございます。

27 ページになります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、216 万 4,000 円の追加でございます。

9 節旅費につきましては、執行残であり、20 節扶助費につきましては、対象世帯数の増による増額であります。

28 節繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金の追加であります。

次に、3 目障害者福祉費、762 万 2,000 円の追加でございます。

9 節旅費につきましては、地域自立支援協議会における先進事例発表に対応するため、所要の旅費を補正するものであります。

20 節扶助費であります。細節 1 障害者支援費につきましては、サービス利用者の増に伴います支援費の増であります。

細節 3 障害者等日常生活用具扶助、細節 5 精神障害回復者通所費扶助、28 ページの細節 11 障害者自立支援対策推進事業扶助費につきましては、利用者増に伴います増額、細節 9 自立支援医療費扶助につきましては、生活保護世帯に属する方の入院に伴います増額であります。

次に、5 目福祉医療費、1,571 万 6,000 円の減額でございます。

12 節及び 29 ページの 20 節につきましては、医療費の減に伴う減額であります。

次に、6目老人福祉費、533万3,000円の減額でございます。

8節報償費につきましては、執行残でございます。

13節委託料、細節6高齢者食の自立支援サービス委託料につきましては、配食数の減に伴います減額、細節8布団洗濯乾燥サービス委託料につきましては、利用者の増に伴います増額、30ページになりますが、細節12福祉バス運行委託料につきましては、執行残でございます。

19節につきましては、老人クラブ加入者数の減に伴います老人クラブ連合会補助金の減額であります。

28節につきましては、介護保険特別会計への繰出金を減額するものであります。

次に、7目後期高齢者医療費、1,690万円の減額でございます。

19節につきましては、平成21年度療養給付費負担金の精算に伴います減額、28節につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するものであります。

次に、9目介護サービス事業費、36万3,000円の減額でございます。

13節委託料であります。デイサービス事業に係る執行残でございます。

次に、11目保健福祉センター管理費、48万2,000円の追加でございます。

11節につきましては、燃料単価上昇による燃料費の追加であります。

次に、12目老人福祉センター管理費、29万6,000円の追加でございます。

11節につきましては、燃料単価上昇による燃料費の追加、使用量の増に係る水道料の追加及び設備の修繕に係る費用を追加するものであります。

13目南幕別老人交流館管理費、27万1,000円の追加でございます。

11節需用費につきましては、燃料単価上昇による燃料費の追加及び設備の修繕に係る費用を追加するものであります。

31ページをごらんください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、926万2,000円の減額でございます。

20節であります。細節2子ども手当につきましては、受給対象児童数の減に係ります減額、細節3遺児援護金につきましては、対象児童数の増にかかわります増額であります。

32ページをお開きいただきたいと思います。

2目児童医療費、950万4,000円の減額でございます。

12節及び20節につきましては、医療費減に伴います減額であります。

33ページをごらんいただきたいと思います。

3目常設保育所費、179万1,000円の追加でございます。

11節であります。細節11及び細節12につきましては、燃料単価上昇による追加、細節60 賄材料費につきましては、特に乳製品や野菜の価格が値上がりしており、予算に不足が見込まれますことから増額するものであります。

4目へき地保育所費、16万円の追加でございます。燃料単価上昇による燃料費の追加であります。

5目幼児ことばの教室費、36万6,000円の減額でございます。南十勝こども発達支援センターにおける主に人件費の減に伴う負担金の減額であります。

6目児童館費、12万7,000円の追加でございます。燃料単価上昇による燃料費の追加であります。

34ページになります。

7目つくし学童保育所建設事業費、283万9,000円の減額でございます。入札による執行残でございます。

8目子育て支援センター費、10万円の減額でございます。執行残でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、47万円の減額でございます。妊婦健診助成金であります。平成21年度から国において妊婦一般健康診査が拡大されたことから、町単独で実施しています助成金の一部を減額するものであります。

35ページをごらんいただきたいと思います。

2 目予防費、285 万 5,000 円の減額でございます。

13 節委託料であります。細節 5 結核検診委託料につきましては、受診者数の減に伴います減額、細節 15 新型インフルエンザワクチン接種委託料につきましては、主にワクチン接種単価の減に伴います減額であります。

次に、3 目保健特別対策費、403 万 7,000 円の減額でございます。

13 節委託料であります。細節 9 巡回ドック委託料につきましては、受診者の自己負担分を医療機関への直接払いとしたことによります減額、細節 13 スマイル検診委託料につきましては、受診者数の減に伴います執行残でございます。

36 ページになります。

5 目環境衛生費、231 万 6,000 円の減額でございます。

13 節につきましては、執行残でございます。

28 節であります。個別排水処理特別会計への繰出金の減額であります。

次に、6 目水道費、1,545 万 3,000 円の減額でございます。

19 節につきましては、十勝中部広域水道企業団における地方債の繰上償還に伴います利子軽減分に係る補助金の減額、28 節につきましては、簡易水道特別会計への繰出金の減額であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、1,008 万円の減額でございます。

19 節、細節 3 十勝環境複合事務組合負担金及び細節 7 南十勝複合事務組合負担金につきましては、ごみ処理量の総体量の減少に伴います各自自治体の負担割合に応じた負担金の減額であります。

37 ページをお開きいただきたいと思います。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費、409 万 4,000 円の追加でございます。

11 節需用費であります。農地保有合理化補助金の増にかかわります事務費の増額であります。

19 節であります。細節 27 強い農業づくり事業（経営体育成）補助金及び細節 29 地域づくり総合事業補助金（農業機械）につきましては、事業費等確定に伴います執行残であります。

細節 31 ジャガイモシストセンチュウ対策事業補助金及び細節 32 強い農業づくり事業（産地競争力強化）補助金につきましては、ジャガイモシストセンチュウの蔓延防止策として取り組むものであります。細節 31 は、地区内生産者に対する簡易洗浄機の購入費を助成するものであり、町と JA 幕別町でそれぞれ 2 分の 1 の額を助成するものであります。

細節 32 は、JA 幕別町において農産センター出口に車両洗浄施設を整備するに当たっての支援であり、北海道からの間接補助事業であります。

21 節貸付金、農業ゆとりみらい総合資金貸付金につきましては、貸付額確定に伴います減額であります。

38 ページになります。

5 目畜産業費、4,750 万円の追加でございます。

19 節であります。細節 11 につきましては執行残、細節 18 及び細節 19 につきましては、ともに北海道において事業費調整が行われた結果、繰り越して事業に当たることとなりましたことから、それら所要額について補正し、翌年度に繰り越しをして事業を行うものであります。

細節 22 につきましては、債務負担行為でもご説明したところであります。負債を借りかえるに当たっての資金について、利子補給を実施するものであります。

7 目農地費、695 万 1,000 円の減額でございます。

15 節及び 19 節とも事業費確定等に伴います執行残であります。

28 節につきましては、農業集落排水特別会計への繰出金の減額であります。

39 ページをごらんいただきたいと思います。

8 目土地改良事業費、4,679 万 2,000 円の減額でございます。

19 節につきましては、美川、古舞及び明新道営畑総事業負担金でありまして、繰越明許費でもご説明したところであります。北海道において事業費調整が行われた結果、繰り越して事業に当たる

こととなりましたことから、それら所要額について補正し、翌年度に繰り越しをして事業を行うものであります。

細節6南幕別道営畑総事業負担金につきましては、事業費確定に伴います負担金の減額であります。40ページとなります。

2項林業費、1目林業総務費、144万1,000円の減額でございます。

18節につきましては、「ゆとりみらい21推進協議会」において、北海道からの補助を受けて有害鳥獣に係るわなを購入し、被害対策に努めることといたしましたことから、全額減額するものであります。

19節につきましては、事業量減に伴う減額であります。

41ページをごらんいただきたいと思います。

2目育苗センター管理費、74万9,000円の減額でございます。

11節需用費以下、執行残でございます。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、20万円の減額でございます。

11節需用費につきましては、執行残でございます。

次に、5目企業誘致対策費、101万1,000円の減額でございます。

19節であります。主に固定資産税課税額の変更に伴います企業開発促進補助金の減額であります。42ページとなります。

8款土木費、1項土木管理費、2目地籍調査費、134万3,000円の減額でございます。

13節委託料につきましては、執行残でございます。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、4,647万2,000円の減額でございます。

13節委託料以下、事業費確定等に伴います執行残でございます。

43ページになりますが、17節につきましては、未処理用地買収面積の増に伴います追加であります。

45ページになります。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、2,791万6,000円の減額でございます。

13節につきましては執行残、19節につきましては、開発行為未着手のため桂町西地区の道路整備事業に係る町の負担金を減額するものであります。

28節につきましては、公共下水道特別会計への繰出金の減額であります。

次に、3目街路事業費、913万8,000円の減額でございます。

13節委託料以下、執行残でございます。

46ページになりますが、4目公園整備費、24万7,000円の減額であります。

13節につきましては執行残、23節につきましては、発生物件の売却に伴いまして、平成21年度国庫補助金の一部を返還するものであります。

4項住宅費、3目公営住宅建設事業費、683万5,000円の減額でございます。

13節以下、執行残でございます。

47ページをごらんいただきたいと思います。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、46万6,000円の減額でございます。東十勝消防事務組合に対する分担金の減額であります。人件費に係る補正及び事業の執行残が主なものであります。

次に、2目非常備消防費、135万円の減額でございます。東十勝消防事務組合に対する分担金の減額であります。消防団費用弁償等の減額が主なものであります。

48ページとなります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費、32万4,000円の追加でございます。

11節につきましては、水道管凍結等による修繕に係る費用の追加、13節につきましては、執行残でございます。

次に、6目学校給食センター管理費、83万3,000円の減額でございます。

11節につきましては、給食数の減に伴います食材料費の減額、13節につきましては、忠類地区の配

送委託料の執行残でございます。

2項小学校費、1目学校管理費、650万円の追加でございます。

7節であります、年度途中におきまして、支援を必要とする児童に対応するため支援員を1名追加配置したことに伴い、予算に不足が生じますことから、補正額を計上するものであります。

11節につきましては、燃料単価上昇による燃料費の追加であります。

49ページになりますが、3項中学校費、1目学校管理費、366万5,000円の追加でございます。

11節につきましては、燃料単価上昇による燃料費の追加であります。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、18万5,000円の追加でございます。

11節につきましては、燃料単価上昇による燃料費の追加であります。

2目教育振興費でございます。

19節につきましては、対象者数減による減額、20節扶助費につきましては、国の所得階層別補助金単価の増に伴います増額であります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、54万円の減額でございます。

13節及び50ページの15節につきましては、集団研修施設整備に係る執行残でございます。

5目町民会館費、244万1,000円の減額でございます。

11節につきましては、町民会館地下大集会室の放送設備などの修繕に係る費用を追加するものであります。

15節につきましては、執行残でございます。

次に、7目ナウマン象記念館管理費、3万9,000円の追加でございます。

4節につきましては執行残、11節につきましては燃料費の追加であります。

次に、8目スポーツセンター管理費、36万7,000円の追加でございます。

11節につきましては、武道館ボイラー設備の修繕に係る費用を追加するものであります。

51ページになります。

11款公債費、1項公債費、1目元金、1億684万1,000円の追加でございます。

起債償還元金につきましては、銀行縁故債の繰上償還を実施するため追加するものであります。

平成22年3月に実施いたしました繰上償還等に係る4,402万円の執行残と今回の繰上償還1億5,086万1,000円の増の差額を補正するものであります。

今回、繰上償還する町債につきましては、利率2.2%から2.5%の6本でありまして、実施をいたしますと約578万円の利子の軽減となるものであります。

2目利子、2,033万1,000円の減額でございます。起債償還利子につきましては、当初予算時の平成21年度借入利息を2.5%程度と予定していたところではありますが、実効金利において1.0%から1.8%程度となりましたことから、それら軽減利息としての2,175万4,000円の執行残と繰上償還に伴います経過利息としての142万3,000円の増の差額を補正するものであります。

3目公債諸費3万1,000円の追加でございます。繰上償還に伴います手数料であります。

12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、182万7,000円の減額でございます。

2節につきましては、年度途中に育児休業を取得したことによる執行残、3節につきましては、時間外勤務時間数の増によります手当の増額、4節共済費及び7節賃金につきましては、執行残でございます。

52ページをお開きいただきたいと思います。

14款災害復旧費、1項農林業災害復旧費、1目単独災害復旧費、36万1,000円の減額でございます。災害復旧事業費の執行残でございます。

2項土木災害復旧費、1目単独災害復旧費、282万円の減額でございます。同じく災害復旧事業費の執行残でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明の途中でありますが、この際、11時15分まで休憩したいと思います。

11:07 休憩

11:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） それでは、引き続き、歳入をご説明申し上げます。

11 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、3,243 万 6,000 円の追加でございます。

現年分及び滞納繰越分の追加であります。

次に、2 目法人、3,027 万 2,000 円の追加でございます。法人の業績回復に伴います法人税割額の増加が主なものであります。

4 項町たばこ税、1 目町たばこ税、381 万 2,000 円の減額でございます。売り渡し本数減に伴います減額でございます。

2 款地方譲与税、3 項地方道路譲与税、1 目地方道路譲与税、1,000 円の追加でございます。旧法によります地方道路譲与税課税分に係る追加であります。

12 ページになります。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、964 万 3,000 円の追加でございます。確定に伴います追加であります。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、2 億 5,894 万 3,000 円の追加でございます。確定に伴います追加であります。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金、4,141 万 6,000 円の追加でございます。いずれも道営事業の事業費調整等に伴います分担金の追加または減額であります。

13 ページになりますが、14 款使用料及び手数料、2 項手数料、2 目民生手数料、36 万 3,000 円の減額でございます。利用者の減に伴います減額であります。

4 目土木手数料、62 万 6,000 円の追加でございます。開発行為許可等の件数増に伴います増額であります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金、470 万 6,000 円の減額でございます。

1 節社会福祉費負担金であります。それぞれ事業費増に伴います国の負担分の追加であります。

2 節児童福祉費負担金につきましては、子ども手当の被用者区分ごとの対象児童数減に伴います減額であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金、1,862 万 1,000 円の追加でございます。国の 2 次配分によります交付金の追加であります。

次に、2 目民生費補助金、1,584 万 2,000 円の追加でございます。

1 節社会福祉費補助金であります。障害者等日常生活用具扶助等対象事業増に伴います追加であります。

14 ページになりますが、2 節児童福祉費補助金であります。次世代育成支援対策交付金の対象事業の増に伴います追加であります。

次に、3 目衛生費補助金、54 万 9,000 円の減額でございます。

細節 1 につきましては、太陽光発電システム補助費の増に伴います国庫補助金の増額、細節 3 につきましては、道補助金に組み替えとなったことによります減額であります。

次に、4 目土木費補助金、1,532 万 5,000 円の減額でございます。

1 節及び 2 節につきましては、事業費確定等に伴います減額、3 節につきましては、交付率の引き上げによる追加であります。

次に、5目教育費補助金、47万円の減額でございます。各節ともに事業費確定に伴います補正であります。

15ページになります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、33万8,000円の減額でございます。

1節社会福祉費負担金につきましては、事業確定等に伴います補正、2節児童福祉費負担金につきましては、国庫負担金と同様に子ども手当の対象児童数の減に伴います減額であります。

次に、3目土木費負担金、72万円の減額でございます。事業確定等に伴います減額であります。

2項道補助金、1目民生費補助金、891万4,000円の減額でございます。

1節につきましては、事業費確定等に伴います補正であります。

2節であります。2節1目につきましては、事業費確定に伴います減額、2節3目につきましては、国の交付金事業への組み替えによる減額、2節4目につきましては、つくし第2学童保育所が補助対象となりましたことによる追加、16ページになりますが、2節5目につきましては、札内青葉保育所で実施しております「病後児保育事業」に係る補助対象経費の増に伴います追加であります。

2目衛生費補助金、214万2,000円の追加でございます。

2節4目につきましては、健康増進事業に係ります補助金の追加、2節6目につきましては、国費からの組み替えにより追加をするものであります。

4目農林業費補助金、1,655万1,000円の追加でございます。

1節農業費補助金であります。2節7目及び2節9目につきましては、事業費確定に伴います減額、2節12目につきましては、歳出でもご説明いたしました。JA 幕別町農産センター出口に整備する車両洗浄施設に係ります北海道からの間接補助金であります。

2節土地改良事業費補助金であります。2節1目につきましては対象事業費の増に伴います追加、2節2目及び2節3目につきましては交付金等配分額の減少、2節4目につきましては事業費確定等に伴います減額であります。

2節4目林業費補助金であります。2節5目事業確定等に伴います補正であります。

6目教育費補助金、203万9,000円の減額でございます。事業費確定に伴います減額であります。

3項道委託金、1目総務費委託金、581万2,000円の減額でございます。

3節、4節につきましては、各事業の事業費確定に伴います減額であります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、130万4,000円の追加でございます。貸し付けの増によるものでございます。

2目利子及び配当金、51万9,000円の追加でございます。各種基金運用収入でありまして、各基金に積み立てるものであります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、592万2,000円の追加でございます。

1節につきましては、除間伐材の売払収入の増と皆伐材の売払収入の減であります。

2節につきましては、忠類あおぞら団地及び途別小学校林用地等の売り払いに伴います追加であります。

18ページになります。

2目物品売払収入、23万4,000円の追加でございます。育苗センターにおける苗木の売払収入であります。

18款寄付金、1項寄付金、2目総務費寄付金、300万円の追加でございます。ふるさと寄付金など、まちづくり基金寄付金の歳入であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、1億円の減額でございます。当初予算におきまして取り崩しを予定しておりました基金からの繰入金を全額繰り戻すものであります。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、6目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入、127万円の減額でございます。農業ゆとりみらい総合資金貸付金の元利金収入の減額であります。

19ページをごらんいただきたいと思います。

5項雑入、4目雑入、3,259万8,000円の減額でございます。各種事業に対します歳入の増減であります。1節につきましては、受診者の自己負担分を医療機関への直接払いとしたことによる減額、6節につきましては、広報費用等、一般会計に対します当該特別会計からの負担金であります。

22款町債、1項町債、1目民生債、330万円の追加でございます。

1節児童福祉債及び2節社会福祉債ともに、過疎対策事業債ソフト事業の追加が主なものであります。

20ページになりますが、2目農林業債、460万円の減額でございます。

1節につきましては、事業確定に伴います減額、2節及び3節につきましては、過疎対策事業債ソフト事業の追加であります。

3目土木債、9,180万円の減額でございます。

21ページにかけまして、各事業の事業確定等に伴います町債の補正であります。

4目教育債、60万円の減額でございます。事業確定等に伴います町債の減額であります。

5目臨時財政対策債、3,986万8,000円の減額でございます。普通交付税の振替債であります臨時財政対策債の発行額確定に伴います減額であります。

7目災害復旧債、290万円の減額でございます。事業費確定に伴います減額であります。

8目衛生債、180万円の追加でございます。過疎対策事業債ソフト事業を追加するものであります。

9目商工債、220万円の追加でございます。同じく過疎対策事業債ソフト事業を追加するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

野原議員。

○7番（野原恵子） 29ページ、3款民生費、6目老人福祉費のところですが、委託料なのですが、高齢者食の自立支援サービス委託料が240万8,000円の減になっておりますが、この要因はどのようなことなのかお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 食の自立支援のほうですね。申しわけございません。これにつきましては、それぞれが食を求めるわけなのですけれども、それぞれの求める回数、そういったものが、また対象者が減少になったというところがございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今、高齢化が高くなっておりまして、食事の援助とか、そういうところでは、この配食サービスというのは、ますます必要になってくるのではないかと思います。その中で食数の減ということであると、どこに原因があったのかということになりますと、今、答弁いただいたのですが、そのほかに利用者の方の意見など、きちっと把握しているのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 利用者の声などにつきましては、それぞれ実施する段階で聞いております。ただ、対象者が食の中身だとか、そういったものについては満足しているというような声であるわけですが、ただメニューが一定化してきているとか、そういったところについては、これから工夫が必要なのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 私も利用者から聞くとところによりますと、メニューのパターン化というのも一つあるのですが、やはり高齢者にとっては、どうしても高齢者特有の食生活というのがありますよね。そういうところの工夫ももっとしていただけないとか、そういう声も聞いているのですが、今、幕別町では業者1人という、本町のほうでは業者1人ということで、そういうところの検討もこれからされていくのか、それから食数をふやすということは、高齢者に対応した食事に工夫をしてい

くのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 確かに幕別地区につきましては1社ということでございます。ただ、ことしの春先に、あと2社あたりに声をかけておまして、また新年度におきましては、給食の容器なども若干変更をかけたいという考えもありまして、改善に向けて、今、努力をしているところでございます。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありますか。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 30ページ、民生費の12目老人福祉センター管理費の11節需用費、40の修繕料であります。ご説明では、老人福祉センターの修繕ということでもありますから、これまでかなり古い施設でありまして、特に入浴施設部分の傷みがひどいということを知っておりました。これを修繕されるのだろうかというふうに思うのですが、まず修繕の中身、金額が比較的少ないものですから、どの程度の修繕を予定されているのか、現在、利用者はどのぐらいになっているのか、この修繕にはどのぐらいの日数を必要とするのか、伺います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 今回の修繕につきましては、給水設備の老朽化がありまして、その部分の修繕料ということになっております。

それと、現在の利用者なのですが、1日約130名ぐらいの方が利用されております。

工事につきましては、機械の工事ですので、1日、2日で終わる予定でおります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） では、私が想像していた修理場所とは違いますね。大変古い施設で、一度決算のときですか、水量が下がっているということとあわせまして、床の傷みのひどさとか、お話しさせていただきました。衛生管理上の問題からいっても、それから利用者の方に快適に利用していただくという点からいっても、常時フロアがびしょびしょの状況でありますから、本当に応急も含めて素早い対応が必要ではなかったかということで、何度かお話をさせていただいておりました。それが、給水の緊急性もあったのでしょうけれども、そういった改修が後回しになっている。こちらが優先されたということなのでしょうが、両方一緒にできなかったのか。どういう考えのもとで今回提案されているのか伺います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 中橋議員からご指摘いただきましたお風呂から上がったところを業者さんに確認していただいたところ、床からどうやら水がしみているという報告を受けております。こちらの今回、補正いただきました予算と既定予算とあわせまして、現在、工事に係る調整を行っている最中ですので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 確認いたします。そこは、緊急に改修にかかられているのでしょうか。もしかかっているのであれば、いつごろきちんと完成されるのでしょうか。今お話しした不十分なところは全部改修されるのでしょうか、いかがですか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 中橋議員からご指摘いただいた部分につきましては年度内に改修したいというふうに思っておりますが、ただ女性のお風呂の脱衣所なものですから、期間等の調整等、業者さんとまだ詳細な打ち合わせができておりませんので、それができ次第、実施したいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） ほかに質疑がないということで、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長(古川 稔) 日程第16、議案第12号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)から日程第23、議案第19号、平成22年度幕別町水道事業会計補正予算(第4号)までの8議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第12号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ783万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,742万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、37万2,000円の追加でございます。

11節以下、保険料2割負担の凍結延長に伴います高齢者受給者証の再発行、郵便料、システム改修に要する費用を追加するものであります。

2目連合会負担金、179万6,000円の追加でございます。国保連合会におけるシステム構築に伴います市町村負担金を追加するものであります。

2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費、260万円の追加でございます。一般被保険者のはりきゅう等の療養費増に伴います追加であります。

4目退職被保険者等療養費、15万円の追加でございます。退職者分のはりきゅう等の追加でございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、91万円の追加でございます。75歳未満の医療保険者の負担分ではありますが、支援金の額確定に伴います追加であります。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、3万4,000円の追加でございます。拠出金の額の確定に伴いますものでございます。

9ページになります。

8款保健事業費、2項保健事業費、1目保健衛生普及費、177万6,000円の追加でございます。予防接種等に伴います負担金であります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目退職被保険者等保険税還付金、20万円の追加でございます。還付金の予算に不足が見込まれますことから補正をするものであります。

次に、歳入をご説明いたします。

4ページにお戻りをいただきたいと思います。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、117万2,000円の追加でございます。療養給付費等負担区分に応じた国庫負担金の追加であります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、203万7,000円の追加でございます。

1節につきましては、本年度実績ベースによる増額、2節特別調整交付金、その他特別事情特別調

整交付金につきましては、国保総合システム再構築に係る増額であります。

4 目高齢者医療制度円滑運営事業補助金、24 万 6,000 円の追加でございます。70 歳から 74 歳までの高齢受給者の 2 割負担の凍結延長に伴います受給者証の再発行経費に係る補助金であります。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金、20 万 9,000 円の追加でございます。退職医療の増に伴いますものでございます。

5 ページになります。

5 款道支出金、2 項道補助金、1 目都道府県財政調整交付金、110 万 5,000 円の追加でございます。実績による追加でございます。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、209 万 9,000 円の追加でございます。負担割合に応じた繰入金でございます。

6 ページになります。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、97 万円の追加でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 13 号、平成 22 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

10 ページになります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 771 万 4,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,182 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、11 ページ、12 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

15 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、22 万 1,000 円の追加でございます。後期高齢者医療会計から一般会計に対する広報費用に係る負担金であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、749 万 3,000 円の追加でございます。広域連合の共通事務費負担金の減額及び保険料の軽減分に対する負担金の納付に係る追加であります。

次に、歳入をご説明いたします。

13 ページになります。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料、830 万 2,000 円の追加でございます。現年度分につきましては、被保険者数の増及び新規資格取得者の増に伴います追加であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、99 万 3,000 円の減額でございます。

1 節ですが、広域連合における共通経費の減に伴いますものであります。

2 節保険基盤安定繰入金ですが、確定額に伴います保険料軽減分等の減額であります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、14 万 6,000 円の追加でございます。

14 ページになりますが、6 款広域連合支出金、1 項広域連合交付金、1 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、25 万 9,000 円の追加でございます。制度の広報費用等に係ります広域連合からの交付金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 14 号、平成 22 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

16 ページになります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,338 万 4,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 957 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、17 ページ、18 ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

23 ページになります。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、2 目認定調査等費、38 万 4,000 円の減額でございます。

7 節につきましては、訪問調査に係る臨時職員賃金の執行残でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費、200 万円の減額でございます。

19 節であります。細節 3 につきましては、訪問介護、通所リハビリ等の利用者の減、細節 5 につきましては、住宅改修費の増に伴います給付費の追加であります。

24 ページになります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費、2,300 万円の減額でございます。

19 節であります。主に小規模多機能型居宅介護サービスの利用減に伴います給付費の減額であります。

次に、3 目施設介護サービス給付費、1,800 万円の追加でございます。

19 節であります。特別養護老人ホームの入所者増に伴います追加であります。

25 ページになります。

4 目居宅介護サービス計画給付費、100 万円の追加でございます。

19 節であります。要介護認定者のケアプラン作成数の増に伴います追加であります。

26 ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費、930 万円の減額でございます。

19 節であります。主に介護予防通所リハビリ給付費の利用人数の減に伴います減額であります。

次に、2 目介護予防サービス計画給付費、30 万円の追加であります。要支援認定者のケアプラン作成数の増に伴いますものであります。

27 ページになります。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス等費、200 万円の追加でございます。

19 節、特定入所者介護サービス費につきましては、施設入所者で低所得者の方の食事や居宅費の自己負担に対する補足給付費であります。支給対象者の増に伴います追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

19 ページにお戻りをいただきたいと思います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、88 万 3,000 円の追加でございます。現年分の追加でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金、45 万 3,000 円の減額でございます。東十勝介護認定審査会共同設置負担金の区分に応じた減額であります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、1 万 9,000 円の追加であります。情報公開等請求手数料の追加であります。

次に、2 目民生手数料、2 万 7,000 円の追加であります。高齢者世話つき住宅生活援助員手数料の追加であります。

20 ページになります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金、461 万 3,000 円の減額でございます。介護保険給付費の減額に伴います国の負担金の減額であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、482 万 9,000 円の減額でございます。介護保険給付費の減額に伴いますものであります。

次に、2 目地域支援事業交付金、1 万 1,000 円の減額でございます。財源の組み替えに伴います減

額であります。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金、400 万 4,000 円の減額でございます。介護保険給付費の減額に伴いますものであります。

21 ページになります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金、542 万 1,000 円の減額でございます。介護保険給付費の減額に伴うものであります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金、5,000 円の減額でございます。財源の組み替えに伴います減額であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、200 万 8,000 円の減額であります。一般会計繰入金であります。1 節及び 3 節につきましては、介護保険給付費の減額及び任意事業費に係る財源の組み替えに伴います減額、4 節につきましては、主に東十勝介護認定審査会に係る繰越金充当に伴います幕別町負担分の減額であります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、570 万 9,000 円の追加でございます。介護保険給付費に係る国・道支払基金交付金等の減額に伴いまして、財源調整として準備基金から繰り入れを行うものであります。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、132 万 2,000 円の追加でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 15 号、平成 22 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

28 ページとなります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,308 万 7,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,726 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、29 ページ、30 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」を参照いただきたいと思います。

31 ページになりますが、「第 2 表 地方債補正」でございます。変更であります。幕別簡水整備事業ほか 2 事業につきましては、事業費確定に伴います地方債 3,660 万円を減額するものであります。それでは、歳出からご説明申し上げます。

34 ページになります。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、4,308 万 7,000 円の減額でございます。

11 節以下執行残であります。19 節、忠類東部地区道営畑総事業負担金につきましては、北海道が事業主体として実施しているものでありまして、本年度の事業費確定に伴います町負担金の減額であります。

23 節償還金利子及び割引料、起債償還利子につきましては、新発債の発行利息を当初予算時 2.5% として計上しておりましたが、実効金利が 1.77 から 2% となりましたことから、減額を行うものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

32 ページにお戻りいただきたいと思います。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、109 万 3,000 円の追加でございます。各簡易水道における使用量の増減に伴う補正であります。

2 項手数料、1 目手数料、13 万 1,000 円の追加でございます。給水申請に伴います設計手数料の追加であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1,535 万円の減額でございます。

33 ページになりますが、4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、422 万 6,000 円の追加でございます。

5 款諸収入、1 項消費税還付金、1 目消費税還付金、341 万 3,000 円の追加でございます。

6 款町債、1 項町債、1 目水道事業債、3,660 万円の減額でございます。事業費確定に伴います減額でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 16 号、平成 22 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

35 ページとなります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,109 万 5,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 3,107 万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、36 ページ、37 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

38 ページになりますが、「第 2 表 地方債補正」でございます。変更であります、公共下水道建設事業ほか 3 事業の事業費確定及び許可額確定に伴います変更であります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

41 ページとなります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、141 万 5,000 円の減額であります。

19 節、十勝環境複合事務組合負担金につきましては、事業費確定に伴います減額であります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費、1,215 万 7,000 円の減額でございます。

13 節委託料以下、事業等確定に伴います減額であります。

23 節につきましては、発生物件の売却に伴いまして、平成 21 年度国庫補助金の一部を返還するものであります。

42 ページをお開きいただきたいと思います。

2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、380 万 3,000 円の追加でございます。

11 節につきましては執行残、12 節、13 節につきましては、当初予算計上時に比べ、汚泥が多く発生いたしましたことから、所要の補正を行うものであります。

2 目札内中継ポンプ場管理費、77 万円の追加であります。下水の送水量の増に伴います電気料の追加であります。

3 款公債費、1 項公債費、1 目利子、1,209 万 6,000 円の減額であります。起債償還利子につきましては、新発債の発行利息を当初予算時 2.5%として計上いたしておりましたところ、実効金利が 1.77%から 2%となりましたことから、減額を行うものであります。

次に、歳入をご説明いたします。

39 ページにお戻りいただきたいと思います。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金、203 万 6,000 円の減額でございます。事業費確定に伴います減額であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、988 万 9,000 円の減額であります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、423 万 3,000 円の追加でございます。

6 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入、20 万 3,000 円の減額でございます。補償額確定に伴います減額であります。

40 ページになりますが、7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債、1,190 万円の減額でございます。事業費確定に伴います減額であります。

2 目資本費平準化債、130 万円の減額でございます。発行額の確定に伴います減額であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 17 号、平成 22 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

43 ページとなります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 179 万 1,000 円を減額し、予算

の総額を歳入歳出それぞれ1億6,487万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、44、45ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

47ページになります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、24万円の減額でございます。

19節につきましては、執行残でございます。

2款事業費、2項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、127万6,000円の減額でございます。

13節は、執行残でございます。

3款公債費、1項公債費、2目利子、27万5,000円の減額であります。これも新発債の発行利息を当初予算時2.5%として計上しておりましたが、実効金利が2.0%となりましたことから、減額を行うものであります。

次に、歳入をご説明いたします。

46ページになります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、220万円の減額であります。

5款諸収入、2項消費税還付金、1目消費税還付金、40万9,000円の追加であります。消費税確定に伴います追加であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第18号、平成22年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

49ページになります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ7万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,711万円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、50、51ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

53ページになります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7万5,000円の減額であります。

25節、農業集落排水事業償還基金積立金であります。基金運用に伴います利子の減額であります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

52ページになりますが、2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、7万5,000円の減額でございます。基金の運用に伴います利子収入の減額であります。

3款繰入金、2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、98万5,000円の減額であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、98万5,000円の追加でございます。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第19号、平成22年度幕別町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

54ページになります。

今回の補正予算につきましては、第4条予算にかかわります資本的収入及び支出の補正でございます。

第1款資本的収入、既決予定額6,997万円から補正予定額1,580万円を減額し、5,417万円と定めるものでございます。

資本的支出でございますが、第1款資本的支出、既決予定額2億3,204万7,000円から補正予定額1,493万5,000円を減額し、2億1,711万2,000円と定めるものでございます。

なお、本補正により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、当年度分損益勘定留保資金

をもって補てんし、その額を1億6,294万2,000円に改めるものであります。

55ページをお開きいただきたいと思います。

企業債の変更であります。当初予算第5条で定めた配水管布設整備事業債4,230万円について、1,580万円を減額し2,650万円に改めるものであります。なお、起債の方法、利息、償還方法については変更がございません。

57ページになります。

資本的支出からご説明申し上げます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、1,548万1,000円の減額であります。事業費確定に伴います執行残でございます。

4項企業債償還金、1目企業債償還金、54万6,000円の追加でございます。公的資金の借りかえによるものであります。償還期間を半年短縮したことに伴います企業債元金の追加であります。

次に、資本的収入であります。

56ページになりますが、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、1,580万円の減額でございます。事業費確定に伴います企業債の減額でございます。

以上で、幕別町水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、8議案について、一括して質疑を許します。

谷口議員。

○2番（谷口和弥） 22ページ、介護保険特別会計の1款総務費、2目認定調査等費、このところと、もう一つ全般にわたって、二つご質問させていただきたいというふうに思います。

臨時職員の賃金分で減額になったということのご説明を受けたところであります。

今、幕別町の認定審査会、東十勝認定審査会でありますけれども、認定審査会にはルールがございます。申請から1カ月以内に結果を出す。それから、更新認定も、今、幕別町のほうでは約2カ月前に各利用者さん、担当ケアマネジャーのところに案内を出して、早くに更新認定の手続をすることを促している、そのことは存じ上げているところでありますけれども、新規認定でこの1カ月の認定期間がちゃんと守られて判定結果が出ているのかどうか。

それから、更新認定においても月を超えて認定をされてしまうようなことがあれば、例えば要支援2と要介護1ではケアプランの中身が変わってくるわけですから、そういったことがあってはならないわけですし、その仕組み上、なるべく早く結果を出していただいて準備をするということになってくるわけですが、そのことに対して配慮がなされているのかどうか、そのことが1点目です。

2点目は、この介護保険特別会計の中身を見ますと、予防も介護もケアプランの数はふえている。しかし、その一方で、施設の利用数はふえているけれども、通所やそれから地域密着型、これらの利用者数が減っていて減額になっている、そういうことであります。その理由について町のほうでどのように認識されているのか、その2点をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） ご質問の1点目、介護認定審査の期間がきちっと守られて実施されているかという点ですが、こちらについては、申請が起こってから調査と医師の意見書等を踏まえた上で実施ということで、極力その配慮をするということで、医師の意見書も近々は1カ月以内にいただけるようになってきています。

また、調査に関しても、委託含め、1カ月以内の審査判定を出すために努力はしております。ただ、今回、この賃金を落とさせていただいた理由は、当初より予定していたその資格を持った人に採用を予定していたのですが、その採用予定者が決まらず、年度の前半に調査がおくれたという事実はあります。ですが、おおむね1カ月以内の審査判定というところでは、今、遅延されている方は毎回において2人、3人という形では出ていますけれども、その方たちには遅延になることによって、サービ

スが延期になるようなことがないように努力はしております。

2点目の通所の関係が施設よりも減っているのではないかということですが、この地域密着型に関しましては、23年度当初実施の予定だったものが、開設が3月というぎりぎりになったことによる、10月からでしたか、要するに年度当初から予算していた分が開設の遅延によりおくれたことにより予算よりも減ったということなので、実施予定者数が減っているということではありません。

以上です。

○2番（谷口和弥） 通所系のところは。

○保健課長（境谷美智子） 通所系の。はい。その通所の地域密着型のデイサービスとかその他ですか。

通所サービスについては、通所リハビリが予定数よりも減数しているだけで、ほかについては、ほぼ予定数で利用されています。

以上です。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 1点目の質問にかかわっては、努力されているということで、それから今、予定の職員さんの採用ができなかったということで、今、臨時的な対応のおくれが出ているということの返答だというふうに理解をいたしましたけれども、実際おくらしているケース、そういったことの情報を私も持っている中で、この質問をさせていただいています。

その中には、例えば毎週火曜日が認定審査会でございますけれども、先月で言うと3月1日が認定審査会で、2月に本来終わらせてもう既に出ていかなければならない、そういった方たちがおくらしてしまった、そんなケースもあるのだというふうに推察します。そのときの認定審査会との関係なのですけれども、もうその前に手元に主治医意見書も、それから訪問調査の結果も届いている。でも、例えば翌日の認定審査会にかけられないというようなことなどもありました。私は、そういったときには、やっぱり守るべきは利用者さんの立場ではないかなと。不都合がないように、そこに最善の努力をするべきではないかなという立場に立てば、審査会にちゃんとかけていく、そういったことも事務局である民生部の役割ではないかなというふうに感じるのですけれども、その辺について、今、私のこの話を受けて、どのように思われたかということをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、もう一点の通所リハビリ、これが、ではどうして利用が減っているのか、その辺は、もし理由をつかんでいるのであれば、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） ご指摘のとおり、審査会前日に両方がそろった場合については、当日追加という形で審査会にかけさせていただいています。

それから、通所リハビリについては、通所リハビリの受け入れ施設が少ないのと、あと在宅リハビリが必要な患者さんにおいては、医療でリハビリを受けている患者さんが多いことが原因だと考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 一つ目の質問になりますけれども、認定審査会、実際に私も職員さんとの対応の中では、次の日につけられないのだと。もう認定審査会の方々に、例えばそのときは90人、認定をお願いしている。もう、だからそちらのほうの依頼をすることが恐縮してしまうのだと、そういったことで審査かけられないということがありましたから、今のことをちゃんと徹底していただきたいということとあわせて、私もいろんな事情でもって夜の集まりなど保健福祉センターを利用することがございますけれども、大変遅くまでかかわる職員さんが残って仕事をされている、そのことについて、やはり人的増員の配慮も必要ではないかなということをお尋ねさせていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 期間が守られるということが一番大切なことでございますので、もしそのような事例が生じているということであれば、今後に向けてそのようなことのないように体制を組んで

いきたいと思います。

また、職員の関係につきましては、今後、4月以降に一部人事異動などの予定もございまして、その中で必要な職員数等についての検討を重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） ほかに質疑なしと認めます。

審査の途中であります、この際、13時まで休憩いたします。

12:07 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第12号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第13号、平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第14号、平成22年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第15号、平成22年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第16号、平成22年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第17号、平成22年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第18号、平成22年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第19号、平成22年度幕別町水道事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

○議長(古川 稔) 日程第24、陳情第1号、「介護保険『見直し』案に対する意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま、議題となっております陳情第1号、「介護保険『見直し』案に対する意見書」の提出を求める陳情書は、民生常任委員会に付託いたします。

日程第25、陳情第2号、「幕別町議会議員の定数削減を求める陳情書」を議題といたします。

お諮りします。

本陳情については、会議規則第92条の規定により、特別委員会に付託することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本陳情は、特別委員会に付託することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

本陳情は、お手元に配付のとおり、委員会条例第5条の規定により9人の委員で構成する幕別町議会議員の定数に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本陳情は9人の委員で構成する幕別町議会議員の定数に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

幕別町議会議員の定数に関する調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長が指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、委員の選任は議長が指名することに決定いたしました。

委員のお名前を申し上げます。

大野和政議員、中橋友子議員、堀川貴庸議員、前川雅志議員、野原恵子議員、牧野茂敏議員、前川敏春議員、乾邦廣議員、千葉幹雄議員、以上9名の方を特別委員会委員に指名したいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました9名の議員を特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

[休会]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議事の都合により、明3日から7日までの5日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、3月3日から3月7日までの5日間は、休会することに決定いたしました。

「散会」

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、3月8日午前10時からであります。

13:05 散会

第 1 回 幕別町議会定例会

議事日程

平成23年第 1 回 幕別町議会定例会
(平成23年 3 月 8 日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条、第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

9 牧野 茂敏 10 前川 敏春 11 中野 敏勝

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

会議録

平成23年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年3月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (16名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 13 芳滝 仁 17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 早退議員 (2名)
12 乾 邦廣 16 大野和政
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
会 計 管 理 者 新屋敷清志 企 画 室 長 堂前芳昭
民 生 部 長 菅 好弘 建 設 部 長 高橋政雄
札 内 支 所 長 久保雅昭 忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一
教 育 部 長 佐藤昌親 総 務 課 長 田村修一
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 企 画 室 参 事 伊藤博明
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄 農 林 課 長 菅野勇次
学 校 教 育 課 長 羽磨知成 町 民 課 長 川瀬俊彦
福 祉 課 長 横山義嗣 水 道 課 長 田中光夫
経 済 建 設 課 長 細澤正典 こ ども 課 長 森 範康
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
9 牧野 茂敏 10 前川 敏春 11 中野 敏勝

議事の経過

(平成 23 年 3 月 8 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9 番牧野議員、10 番前川敏春議員、11 番中野議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第 2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11 番（中野敏勝） 通告に従いまして、質問をいたします。

町の産業活性化対策におけるバイオマス活用促進の取り組みについて。

食品廃棄物や家畜の排せつ物、下水の汚染、古紙、林地残材、おまけに家庭から出る生ごみの果てまで、持続的に再生可能な資源であるバイオマスを国民生活で幅広く活用するために、国はバイオマス活用推進基本計画を 2010 年 12 月 17 日閣議決定されました。「バイオマス活用推進基本法」に基づき策定され、大きな柱は農村の活性化や産業の創出、雇用の拡大など、地球温暖化防止の観点から、バイオマス活用推進を位置づけ、2020 年までに達成すべき目標を明記し、農村活性化では全国 600 市町村の「バイオマス活用推進計画」の策定、市町村が独自に立てる計画の着実な実施を後押しするとなっています。

地元十勝管内においても、既に畜産農家と畑作の生産農家が協力し、牛ふん堆肥と収穫後の麦わら粗肥料の交換をする耕畜連携が盛んに行われ、相互の経営強化に役立てられています。家畜農家から出たふん尿は堆肥化され、自家用のデントコーンなどの飼料畑や近隣の畑作農家に還元することで、循環型農業が推進されているのです。

幕別町の新エネルギービジョンによりますと、集中型プラントの利用モデルや個別型の利用モデルを見ると、エネルギーの使用量を算出して推計し、その結果、いずれも電力、熱ともに自給可能と試算されています。町内で年間発生する家畜のふん尿量等も 17 万トン余り、これが町の賦存量とされています。

これをもとに、バイオマス発電や熱利用の条件には新たな施設が必要となりますが、多くの人材のかかわりで成り立つシステムでもあり、農業の活性化と産業の創出、雇用の拡大にもつながるものと考えます。

バイオマス構想に対する町の取り組み、考え方について伺います。

以上。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

「町の産業活性化対策におけるバイオマス活用促進の取り組みについて」であります。

バイオマスにつきましては、再生可能な生物由来の資源で、農作物、家畜排せつ物、林地残材、食品廃棄物などが挙げられます。

国のバイオマスに係る活用計画は、平成 14 年に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」を基本に、平成 22 年を目途とする目標を設定し、取り組みが進められてきたところでありますが、この総合戦略においては、地域が主体的にバイオマスの活用に取り組む枠組みである「バイオマスタウン」を、300 地区程度構築することを目標として設定されていたところであります。

その後、国においては総合戦略の成果を踏まえ、平成 21 年にバイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「バイオマス活用推進基本法」を制定し、平成 22 年 12 月には、前段申し上げました総合戦略を発展的に解消して、新たに「バイオマス活用推進基本計画」を策定したところであります。

この基本計画におきましては、平成 32 年を目途に、農村活性化として、従来の総合戦略における「バイオマスタウン構想」に相当するものと位置づけられている「市町村バイオマス活用推進計画」の 600 市町村での策定、産業創出として、バイオマスを活用する約 5,000 億円規模の新産業の創出、地球温暖化防止として、炭素量換算で約 2,600 万トンのバイオマスの活用を目標としております。

バイオマスタウン構想につきましては、地域のバイオマスの総合的かつ効果的な利活用を図るために市町村が策定する計画であります。全道では 28 市町村、管内的には、帯広市、豊頃町、鹿追町、中札内村、清水町の 5 市町村が策定をしており、いずれもバイオディーゼル燃料やバイオエタノール製造施設、バイオガスプラントの建設の際に、その財源である国の交付金の事業採択上、必要性があることから、専ら民間企業などの要請に基づき、策定されたものであります。

バイオマスの利活用の例といたしましては、ご質問の要旨にもありますように、家畜排せつ物を活用したバイオガスプラント、農産物を利用したバイオエタノール生産施設などがありますが、いずれもコスト面で課題があるという実態であります。

町としてバイオマスの活用の考えはないのかということではありますが、活用可能と思われる主なものといたしましては、家畜ふん尿、食品残渣、林地残材などが挙げられます。このうち、家畜ふん尿につきましては、現在、そのほとんどについて、農家個々が堆肥と麦わらを交換しておりますが、不足している堆肥を町外から購入しておりますことから、余剰の家畜ふん尿がない状況にあります。

なお、家畜ふん尿を 1 カ所に集めて、食品残渣を含め、バイオガスプラントにおいて堆肥製造と発電を行うことも考えられますが、他町村の例からコスト的に運営が難しい状況にあることに加え、畑作農家にとっては、製造された堆肥を原価で購入するとしても割高であることや、畜産農家にとっても新たに敷料を確保しなければならないという問題が生じるなど、極めて難しいものと考えられます。

また、林地残材につきましては、木質ペレットへの利用が考えられますが、例えば、町内にペレット製造工場が存在したとしても、林地残材を森林から搬出する際の森林内の路網整備や残材の集積作業、工場までの輸送コストがかさむことなどから、これについても非常に難しいものと思っております。

こうしたことから、現段階ではバイオマスの活用利用推進計画の策定など具体的な取り組みを進めていく状況ではないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、中野議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11 番（中野敏勝） 町では非常に資源が足りない、そしてまたコスト高ということで、取り組みをする予定はないようですけれども、鹿追町の取り組み、国内最大級のバイオマスプラントができているわけですけれども、この様子を見ると、非常にいいものができているというふうに感じます。

事の始まりというのは、町の近郊に立地する畜産農家が発するふん尿臭というか、においですね、

これが観光客とか近隣の住民から一つのクレームとなって、町がバイオマスタウン構想を立ち上げたそうでございます。環境保全センターという名前で運用されているわけです。バイオマスプラントとコンポスト化プラント、それから堆肥化プラント、消化液の貯留槽といった形のものをつくって、この家畜排せつ物の利用プラントからなっているわけです。

維持管理については町が行って、事業の運営は11戸の畜産農家がやっているそうです。組織をつくってやっているわけですが、このプラントから、ふん尿が主体ですが、メタンガスを取り出して、メタンガスを濃縮・発酵させて、ガスで発電をしている。電気はこの施設内のボイラーとか電力機械に使って、余った分を売電しているそうです。売電量としては年間4,000キロワットを起こして、それを北電に売って、年間350万円の収益を上げているということでもあります。

また、この電力をつくるのも、化石燃料と違ってバイオガスで得られるエネルギーですから、カーボンニュートラルと言われる概念から、二酸化炭素の排出されないクリーンなエネルギー資源というふうに言われております。

そのガスを今発電だけでなく、このガスを取り出したもの、水分の多いものはふん尿ですが、大型の貯留槽に入れて、液肥として今度活用するわけですね。その液肥も大型のタンクで農村に持って行って、そして反幾らとか、トン何ぼのあれで販売しているのです。そして活用されているということです。

そのほかに、ガスについても、ガスの主成分自体が都市ガスと変わらないということで、今、ボンベに入れて、このボンベもほかの施設で活用するというようなことも考えていて、非常にクリーンエネルギーの自給の町として注目を集めているようでございます。

いずれにしても、幕別町においても、なかなか新たな企業誘致というか、こういうものも思うように進まないわけですが、今こそこの自治体がこの農業、農協あるいは企業体とタイアップしながら、こういうところにももう少し目を向けていく必要があるのではないかと感じますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました鹿追町の事例でありますけれども、私どももいろいろお聞きをいたしております。これあたりも、総事業費でいくと、当初でやっぱり16億円ぐらいの投資をされると。国の補助あるいは交付金等ももらっての対応があったのでしょうかけれども、今言ったように、それなりの農家が協力をしていただいて、そして事業が可能になるということでもあります。

本町の場合は、先ほど言いましたように、それぞれ個々がもう堆肥盤をつくって、そこで処理しているような状況の中からは、なかなか皆さんにこうしたことについての呼びかけをしても、現実的にはそう大きな賛同の声はないというのが現状のようでありまして、決して私どもも計画がありますように、このことがだめだとかあきらめたとかというわけではありませんけれども、当然のことながら、町がこういう事業を進めるに当たっては、農家の方々や自営を初めとする関係機関との調整、連携ということは当然必要になってきますので、今後とも引き続きこういったよりよい方向が可能なのかどうかについては、検討をさせていただきたいというふうに思いますし、ご相談もまたさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 非常に難しいことではありますが、今は鹿追町の部分の話なのですが、グリーンエネルギー、グリーン電力の発電所の認証を受けたり、それから二酸化炭素の排出の削減目標を明確に決めて取り組んだりしているわけです。また、年間1,000名以上の視察者がいるそうなのです。

それで、こういう施設見学もあるものですから、今、修学旅行の子供たちを受け入れたり、町の環境教育の場として研修所もつくっているわけですね。こういうようなことで新聞を見ますと、去年の暮れですかね、そういう形でもう研修所が運用されているようです。

町も第5期総合計画を見ると、この町の将来像の基本目標に農業を核に競争力のある産業のまちづ

くり、豊かな自然に恵まれ、畑作と酪農、それから肉用種を中心に国内でも有数の農業地帯であり、自然とともに生きる環境に優しいまちづくりの中で、自然環境と調和した地域社会の形成を目指し、ごみ処理対策を初め、省エネルギー、新エネルギーの普及とリサイクルの推進などで循環型社会の展開を図るのだというふうに示されています。

今、一般企業も建設会社とか、そういうところに多角化の経営ということで、可能性を探る事業というか、こういうものに参入していく時代にも入ってきているわけです。こういうところを見ても、町も鹿追町の施設ですけれども、こういうところを視察して研究する必要があるのではないかと思うのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） こうした施設、今、鹿追町の事例が先ほど来、話しされておりますけれども、鹿追ですとか、清水なんかで、町村が実施主体として事業を行っているところ、あるいは更別ですとか、豊頃ですとか、中札内なんかは、いわゆる民間が主体となって事業を実施しているところ、いろんな手法あるいは取り組みがあるのだらうというふうに思っていますので、私どもも先ほど言いましたように、今のうちの町の形態からいくと、なかなか町が率先してそういうものを設置していくというのは難しいのかなというふうに思いますけれども、士幌町なんか行きますと、一農家が、1戸の農家の方がこういう施設をつくって実施されているというようなこともありますので、これは先ほども言いましたように、十分私どものみだけでなく、例えば推進協議会ですとか、いろんな機関の中でも研究をしながら、検討をしながら、今ご提言をいただいたような視察等も実施しながら、また考えていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、杉坂達男議員の発言を許します。

杉坂達男議員。

○17番（杉坂達男） 旧忠類村が母村大樹村から分村しましたのが、昭和24年でありました。以来56年間の歴史は、幕別町との合併により、新幕別町の南玄関としての地域に変わりました。

ことは合併後5年目の節目に当たりますことから、合併協議に当たった当事者が次第にいなくなってしまう、そういう現実的な問題もあり、私がこれまで感じておりましたことなどについて申し上げ、今後の忠類地域の振興についてお伺いをしたいと思います。

合併から5年間が経過しました今日、実際には目に見える成果や、あるいは財政面などにつきましては、直接目に見えない、そういった効果などさまざまあります。その多くは合併協議の協定が軸になっているものが中心となっております。

今後、将来に向けて留意すべきことは、協定された事柄がそのとおりに履行されることにとどまらず、変化の多い今日の社会情勢や経済事情によっては、それが随時見直されながら、そのことが補完されていくことが重要であろうと思うところであります。

そのことを踏まえて、この5年間の合併を検証したいと思います。まず新町建設計画の上では、忠類地域がどのように貢献しているかということでもあります。とりわけ駒島地区をはじめ、南幕別の地域の住民の皆さんの利便性の確保につきましては、学校統合や中学生の忠類中学校への通学、お年寄りへのデイサービスの提供など、忠類地域との一体感が生まれ、喜んでいただいていることは大変うれしいことでもあります。

このようなことから、今後は地域の皆さんの意向を十分とらえ、行政サービスの上で忠類エリアの拡大を図ること、これはこれまで忠類地域が長く培ってまいりました行政基盤をフルに利活用することにより、一層忠類地域が貢献できるものと思います。

次に、忠類総合支所の機能確保についてであります。

総合支所は忠類地域住民の心のよりどころであります。協定に基づく将来にわたっての支所機能は当然確保されると思いますが、常に行財政改革の伴う行政運営のもとでは、このことが間違いなく体制の維持をできることを強く要望するところであります。

その上で、本庁・総合支所の人事交流は、より地域を理解する上で最も重要であると思います。特に総合支所勤務の職員の皆さんが忠類人になりきり、職務に専念されている姿を見るにつけ、そのことが強く印象づけられます。

次に、職員間の情報は、本庁・総合支所・支所ともに共有されているかというところであります。場合によっては、本庁に偏ることがないか、このことについても大いに配慮すべきであると思います。

さらに、業務は地域限定とせず、可能な範囲において全地域的な分掌をすることにより、内容をより深く理解して意欲と責任感を高揚し、士気旺盛な職員を育てることに結びつくのではないかと思います。

次に、住民がよく口にするのが、総合支所の持つ裁量権の問題であります。いわゆる本庁と総合支所が二重構造になっているのではないかという一種の不満であります。業務の効率化は本庁に権限を集めることとなります。現業部門をはじめ、その決裁が本庁にゆだねられるという実態は、住民側からすれば、総合支所が形骸化してしまうのではないかという不安、結果的にそれが不信感につながるのではないかという危機感も感じるところであります。職員の皆さんの責任ある態度と業務に真剣に取り組む姿勢が、住民の皆さんの心に素早く反応いたします。そのことが総合支所は地域住民のよりどころであると言われるゆえんでもあります。

次に、将来的な忠類地域の活性化について伺いをいたします。

忠類地域の皆さんが編入という合併の形を最終的に判断した大きな要因は、私ども合併協議に携わった当事者が確認事項として、「双方がパートナーシップを尊重し合う」ということであります。パートナーとは、言うまでもなく、双方が平等な立場であることが前提であり、その精神のもとで一体感が生まれ、信頼関係が培われていくと思います。

今後ともこのことが地域間にしっかりと生かされて、まちづくりが進められることを願ってやまない次第であります。

これまでの5年間のまちづくりは、忠類地域の念願でありました特別養護老人ホームの建設が実現することになったことをはじめ、地域間交流が進み、それが今後さらに大きくなっていくことの期待と道路整備が進み、地域形成の変化が身近に感じられ、実感として地域活性化の基盤が整いつつあります。その上に立って活性化が求められ、懸念される人口減にブレーキのかかる振興策は、粘り強く長期間にわたる政策が重要課題であると考えます。

最後に、今後、本町が財政改善の進捗にもよりますけれども、現庁舎の現状から新庁舎の建設計画は不可避であると思います。また、合併の効果としてのタイミングもあるのではないかと思います。その機会をとらえて、業務の取り扱いの拠点を一極集中にならない形、いわゆる本庁、札内地区、忠類地区、三極化しておりますが、それぞれを分散する形で機能強化することが望まれます。このことがそれぞれの地域を大きく振興させることに貢献するのではないかと思います。

以上、合併後における忠類地域の現状をもとに検証いたしまして、将来に希望の持てるふるさとづくりを夢見て、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉坂議員のご質問にお答えいたします。

「合併5年目の検証と今後の行政推進について」であります。

平成18年2月6日に議員の皆様をはじめ、町民のご理解をいただき合併が成就し、6年目を迎えました。地方自治体を取り巻く厳しい環境の中にあって、私は合併後の新・幕別町の礎を築くことが大きな責務であると強く認識をいたし、幕別と忠類のそれぞれの地域の力を高め、特性を生かした調和のとれた町を目指して、「一体感の醸成と均衡ある発展の確保」に努めてまいりました。

また、地域の抱える課題を住民と行政とが連携・協力して解決に当たり、町民と行政の「協働のまちづくりの推進」をより堅実・強固なものとすることによって、安心して安全な町を実現することが可能となり、この町に住んでいてよかった、合併してよかったと感じていただけるよう、この思いをもとに、町政運営に取り組んでまいりました。

合併後におきましては、合併補助金や合併特例債の活用を初め、起債借入額の抑制や繰上償還の実施により健全財政の確保に努めるとともに、事務・事業の効率的な執行を図るため組織機構の見直しに着手し、住民ニーズや行政課題に機敏に対応できる組織機構を編成し、住民サービスの向上に努めてまいりました。

合併時に締結いたしました合併協定書に基づく住民サービスや負担につきましては、取り決めどおり進捗しており、同時に策定いたしました「新町まちづくり計画」につきましても、その基本理念を継承し、幕別町第5期総合計画を平成20年に策定し、順調に具体化しているところであります。

ご質問の1点目、「忠類地域の貢献と忠類総合支所の機能確保について」であります。

合併後におきまして、旧幕別町地域の方々への行政サービスのうち、ふれあいセンター福寿によるデイサービス、道路維持管理業務や除雪対象路線の拡大、救急業務、旧駒島小学校や駒島へき地保育所への給食配送などにつきましては、地理的・距離的な点から忠類側から対応することがより効率的で効果的と判断し、実施してまいりました。

殊に、駒島小学校の統合に際して、駒島の子供たちが、忠類の小中学校へ通学することが可能となりましたことは、まさに合併によるたまものであり、今後も、町全体のバランスや住民の方々のご意見・ご要望を広く聞かせていただきながら、行政サービスエリアの拡大や見直しについて、適切に対応していかなければならないものと考えております。

また、ジュニアスケート教室、ちびっ子・ジュニアスキー教室などをはじめ、体育連盟忠類支部主催によるソフトボール大会、ミニバレー大会、忠類ふるさと運動会や子ども会忠類支部が開催する防犯スポーツ大会やクリスマス会など、各種団体の活動におきましても、さまざまな場面におきまして「呼びかけによる交流」が進んでいることには、心から喜びを感じ、感謝を申し上げるところであります。

また、本年2月には、忠類地区公区長連絡協議会と南幕別公区長連絡協議会が、地域が抱える課題や公区運営の手法などについて懇談の場が持たれており、さまざまな場面において、幕別、忠類といった意識が薄まり、まさに一体感の醸成が一步ずつ着実に進んでいるものと感じているところであり、こういった活動がますます広がっていくことを切望いたしております。

次に、忠類総合支所についてであります。

幕別と忠類のそれぞれの地域の力を高め、特性を生かしつつ調和のとれた町を目指して、「一体感の醸成と均衡ある発展の確保」を図っていくため、忠類地域にあっては、総合支所が、関係機関と密接な連携・協力のもとで、観光や酪農などの振興を図っていくことが肝要であると認識いたしております。

合併協議におきましては、将来にわたる財政推計を算出する上において、類似団体等の職員数を参考に、本庁208人、総合支所27人の計235人を新町の目標職員数と仮定をして、人件費を推計し、お示しをさせていただきました。

平成20年度には、より簡素で効率的、機能的な組織機構を目指して、組織機構の見直しに着手し、11部32課から11部29課体制へ改編し、住民ニーズや行政課題に機敏に対応できる組織機構の編成に努めてまいりましたが、今後にあっても、コンパクトで機動性の高い組織・機構の構築のため、行政サービスの維持・向上と地域振興が図られるよう、総合支所を初め、町全体の中で適正な人員配置について検討していかなくてはならないものと考えております。

また、合併した自治体の職員にとって、「地域を知る」ということは、まずはじめに手がけなくてはいけないことであり、一番重要なことであろうと考えております。

このことから、平成18年度以降、職員が相互の地域を真に理解して仕事に取り組むため、積極的な人事交流や短期的な業務の応援配置を行うとともに、職場研修や会議などを通じ、地域課題を共有し、活気のある職場環境づくりに取り組んでまいりました。

次に、「日常業務の取り扱いにおいて、本庁との二重構造があるのでは」というご質問についてであります。

本庁におきましては、ご案内のとおり、総務部、民生部、経済部、建設部などと行政分野ごとに部制をしておりますが、総合支所にあつては、総合支所長のもとに地域振興課、経済建設課、保健福祉課などを配置しております。

その結果、当然として、総合支所での業務の遂行において、事案によっては、全町的な合意形成や方向性の確認という点から、本庁の担当部局との間で連絡・調整を図って進めていかなければならないものもあり、住民間の公平性の確保を図るためにもさまざまな場面での連絡、協議、調整を行っているものであり、必要な作業であるにとらえております。

行政と町民の信頼関係は、職員一人一人の毎日の仕事の積み重ねが、その結果に反映されるものであり、職員の姿勢こそが、町民からの信頼につながっていくものと考えており、もちろん総合支所のみならず、すべての職員が、「役場に聞いてみよう」と住民の皆様からおっしゃっていただけるよう、職員としての力を高めるため、一層の努力が必要であるものと考えております。

ご質問の2点目、「今後の忠類地域の活性化について」であります。

「一体感の醸成と均衡ある発展」は、合併後のまちづくりを進めるうえで、最も大切な基本姿勢であると強く認識をいたして、これまでの行政執行に取り組んでまいりました。

この考えは、合併協議の段階から変わるものではなく、「合併の方式は編入合併」という重い決断をいただきましたときから、一層この思いを強くいたし、現在もいささかも変わるものではありません。

編入となった忠類地域の皆さんにとりましては、日々の生活の中で、合併による環境の変化を実感され、地域の活性化を心配されるのも当然であり、また自然なことであると考えておりますことから、こうした不安や懸念を真摯に受けとめ、解消していくことが、私ども町政を担う者の責務であり、常にこのことを念頭に置き、まちづくりを進めていかなければならないものと考えております。

さきの行政報告におきましても申し上げましたが、平成22年国勢調査の結果におきましては、平成17年の幕別町2万5,083人、忠類村1,785人を合わせた2万6,868人に比べて、326人、1.2%減少の2万6,542人となり、旧幕別町で161人、0.6%、旧忠類村で165人、9.2%、それぞれ前回に比べて減少となりました。

国全体として、人口減少社会に転じている現状にあつて、地域力の向上を促し、町の魅力を高めることによって活力のある住みよいまちづくりを推進していくことの大切さを、強く認識いたしているところであり、活気のある、元気のある町の創造は、忠類地区のみならず、幕別町全体の大きな課題であります。

今後は、社会減、転出者を少なくすることへの取り組みにより、定住人口の確保を図るとともに、交流人口を拡大させ、町の活気を盛り上げるため、忠類地区におきましては、観光と農業振興などによる地域の活力強化に努める必要があるものと考えております。

こうした中で、高規格道路帯広・広尾自動車道の整備が進み、平成26年度中には忠類地域まで開通する見込みでありますことから、物流の効率化や市場圏の拡大により、観光客の増加や経済効果の拡大も期待できるではありますが、こうした機会をとらえた積極的な対策も必要であるものと考えております。

また、平成21年度に委託しました忠類地域の活性化診断により、今年度はさまざまな住民団体による活性化の取り組みも生まれてるなどの動きがあり、新たな活力が芽生えつつありますことから、今後は、こうした動きを結束できるような支援策も考慮していかなくてはならないものと考えております。

次に、「役場庁舎の耐震化」に関してであります。今後のあり方の検討に資するため、現在、「役場庁舎耐震化検討業務」を設計会社に委託しているところであり、耐震改修あるいは改築した場合の事業費概算額の試算などの業務委託の結果内容、並びに今後のあるべき行政組織機構を勘案しつつ、現在部長職で構成する「役場庁舎のあり方検討委員会」での検討を進め、一定の方向性を見出していくべきものと考えているところであり、その際には、さまざまな角度・視点からの検討が必要であると考えております。

忠類地域のみならず、幕別地域においても人口減少を危惧しており、引き続き、第5期総合計画に掲げる「人と大地が躍動しみんなで築くふれあいの郷土(さと)」の実現に向け、将来にわたって持続可能な地域づくりを進めていくことが重要であると、私自身も強い思いを抱いているところであります。

以上で、杉坂議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長(古川 稔) 杉坂議員。

○17番(杉坂達男) 本町と忠類村の合併は、第2期の岡田町政のもとで成就いたしました。ただいま町長からさまざまな部分にわたり、私の散漫とした質問事項にお答えいただきまして、ありがとうございました。

後段にありましたように、忠類地域は今平らな言葉で言うと、一生懸命さがあふれております。専門家による活性化診断をいただいた後のその動きも、すばらしいものがあります。まさしく協働のまちづくりの原点が今忠類にはあるような気がいたします。

ここに一層のご支援をいただくことによって、我々が心配をしておりますことが、きっとこれも成就していくのではないかなという期待を持っているところであります。

合併の直後から道道のことについて、町長にもお願いしてまいりました。未回収区間2.6キロ、けさ私はそこを通過してまいりましたが、もうほぼでき上がりといいますか、工事完了といいますか、なりまして、非常に危険な区間もなくなり、本当に忠類と本町との動脈が整備されたなど、そういう感じをいたしております。本当に今通っていただきますと、当時とは見違えるような道路になりまして、まことにありがとうございました。

さらには、今後に残る問題、さまざまなことがあります。今、忠類の活性化についていろんな面でお答えをいただきました。私どもが心配をしている以上の深い思いに、私もその町長のお話をすべて伺ったことをよく承知いたしました。

これから先、いろんな困難が予想されますけれども、我々が合併のときに申し合わせておりました、忠類が幕別町の名実ともに南玄関となりますように、一層の努力を払っていく決意でもあります。

ここまでいろいろとお骨折りをいただきましたのは、町長はじめ、担当の皆さん、そして町民の皆さん、そして何よりも我が同僚議員の皆さんの支えがあったからだ、私は深く感謝を申し上げるところであります。

以上、申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(古川 稔) 以上で、杉坂達男議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10:49 休憩

11:00 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○3番(斉藤喜志雄) 通告に基づきまして、全国学力調査と時間外勤務の縮減の取り組みの2点について質問をいたします。

最初に、昨年4年目を迎えた全国学力学習状況調査についてお伺いをいたします。

文部科学省は、今年度、すべての小中学校を対象にした悉皆調査から、全国の児童生徒の30%を対象にした抽出調査に変更して、その実施を行ったところでありました。

そうした中であって、道教委は、市町村教委に対して対象外の学校にあっても積極的な参加を求めたこともありまして、札幌市を除く87.1%の公立小学校が希望利用方式で参加するところとなりました。

7月末には文科省から初めての抽出調査による実施結果が公表されましたが、その関心は順位を競う点での制度が下がったにもかかわらず、相も変わらず都道府県ごとの位置取り、その順位に一喜一憂している感が否めないところであります。こうした傾向は、振興局別に結果報告書を公表した道教委とでも同じことであります。

については、質問の1点目ではありますが、こうした全国順位や全道順位に終始し、コンテスト化した調査は実施意義を失っていると考えられるのですが、教育長はいかががお考えか、所見をお伺いいたします。

一方、報告書の内容にあっても、幼稚園や保育所に通っていたほうが、あるいは家庭での自学自習の有無、さらには長期休業中の学習などを取り上げ、学力が高いなどと調査するまでもない当たり前の分析をもって、子供、学校、家庭、地域などに学力向上の責任を求める分析に、私は強い疑義を感じるところであります。

そこで、2点目の質問は、こうした安易とした言いようがない一目瞭然な結論を引き出すためだけの学習状況調査は、意味がないと考えますが、所見をお伺いいたします。

また、文科省は都道府県教委や市町村教委の要望を受け、調査教科数を社会科や理科、さらには中学での英語科などにも広げることを検討中と言われております。

質問の三つ目ではありますが、そこで、調査教科数をふやすことに対する所見をお伺いいたします。

さて、全国学力調査の目的に、国や学校の取り組みを検証し、改善に結びつけるとともに、児童生徒の指導に役立てるとしてあります。しかし、学校現場からは結果が届くまでに数カ月かかり、必ずしも調査を受けた児童生徒の指導に役立たず、本当に子供の側に立った調査なのかとの疑問の声が聞こえてくる場所でもあります。

つきましては、児童生徒への指導の効果について見解をお伺いいたします。

以上、4点についてお伺いをいたします。

次に、時間外勤務の縮減の取り組みについてお伺いをいたします。

2008年、道教委は教職員の時間外勤務縮減の観点から、学校などの事務処理体制の改善など6点からなる具体的な取り組み方策を示し、各地教委へその取り組みを通知したことは承知しているところですが、しかし、学校現場からは困難性を伴う課題が種々あり、仕事量総体を減らすことはもとより、定時退勤もままならない状況にあるとの声が聞こえてくる場所でもあります。そうした中であって、時間数の大幅増を伴う新学習指導要領の小学校からの完全実施時期を迎え、その実現が一層困難になるのではと危惧される場所でもあります。

そこで、2点、お伺いをいたします。

これまでの取り組みの経過及びその進捗状況と現状について、町内の実態をお伺いするものであります。

また、時間外勤務縮減の取り組みは、短期的な実験的試行では可能であっても、かねてから教育現場が掲げるさまざまな課題の解決なくして、その定着は極めて難しいものがあると思う場所でもあります。

そこで、2番目ですが、実現に向けた隘路や課題、それをどう解決し、その定着を図っていくこととお考えか、所見をお伺いいたします。

以上、大きくは2点、細かくは6点にわたっての質問といたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、「全国学力調査について」であります。

全国学力・学習状況調査につきましては、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上」を実現する方策の一つとして、平成19年度に初めて実施され、平成22年度は過去3回の悉皆調査から、全国の3割程度の学校を抽出する調査と、学校設置者の希望により調査を利用できる希望利用方式に切りかえられて実施されてきた場所でもあります。

ご質問の1点目、「全国学力・学習状況調査の実施意義について」であります。

ただいま申し上げましたように、平成 22 年度の調査は、本町においては、小学校 2 校、中学校 1 校が抽出校として、残り小中学校 11 校は希望利用校として 4 月 20 日に参加し、抽出校分の調査結果については 7 月 30 日に文部科学省から、希望利用校を含めた調査結果については 11 月の 2 日に北海道教育委員会から公表されたところであります。

「都道府県ごとの順位に一喜一憂の感が否めない」とのご指摘であります。本調査は、全国や都道府県等の状況を参考にしながら、自校の教育の実態と成果を把握し、客観的なデータに基づいて改善に取り組むことが本来の目的であり、この調査により測定できるのは学力の一部分であると認識しております。したがって、この一部分をもって順位づけをし、殊さら都道府県ごとの順位が新聞等でクローズアップされることは、残念なことであると考えているところであります。

しかしながら、文部科学省の調査結果の公表からは、本道の小学校 6 年生、中学校 3 年生の学力の状況が連続して全国の下位に位置するなど、決して好ましい結果ではなかったことが明らかになり、議員のご指摘にありますように、十勝の結果も同様な状況でありました。

このことから、子供たちの学びの成果を高める指導のあり方や、家庭、地域における学びのあり方など、子供たちの学ぶ努力にこたえることができるよう、さまざまな角度から検討を加え、教育の進め方や改善に努めてまいりたいと考えているところであります。

このようなことから、取り組む改善策の一つ一つの効果や努力の成果を確かめるためには、本調査を継続して実施することが必要と考えているところであります。

ご質問の 2 点目、「学習状況調査について」であります。

本来、学習するということは学校に通うことや夏休み、冬休みなどの長期休業にかかわらず、自分の考えで、自分が内容を選んで、継続的・意欲的に行うものであると考えております。かつては、宿題や家庭学習に多くの子供たちが取り組むなど、自己学習が学校での学習と深く結びついておりましたが、最近では宿題や家庭学習が減っていることが、この学習状況調査からも伺うことができると推測しているところであります。

こうした子供たちの学びの傾向を踏まえ、子供たちがみずから課題を見つけ、よりよい方法を用いて課題を解決できるよう、教育環境を一層整え、指導方法等の改善に努めていくことは極めて大切なことと考えているところであります。

ご質問の 3 点目、「調査教科数の増について」であります。

文部科学省では、平成 23 年度以降の全国的な学力調査のあり方について、「中間のまとめ」を昨年 8 月 27 日付で公表いたしました。

その中で、調査対象となる教科は、これまでの国語、算数・数学に加えて、小学校では社会科と理科、中学校では社会科、理科、さらに英語の追加を検討していくことが適当であるとされておりましたが、昨年暮れに、専門家会議で取りまとめられた案では、平成 24 年度から調査に追加することを検討する教科については、小学校及び中学校の理科とすることが適当であるとされたところであり、社会と英語については、理科における出題方法等の状況を踏まえつつ、改めて検討することとされました。

調査対象の教科をふやすことにつきましては、平成 19 年度の調査発足時から、将来的な検討課題とされ、調査の目的や科学技術の人材育成が重要な課題となっている背景を踏まえ、理科を追加検討すべきこととなったことは妥当性があるものと考えているところであります。

しかしながら、理科を追加する場合においても、この調査で測定できるのは学力の一部であることに留意することが必要であるとともに、ふえた場合の学校や児童生徒の負担増など、日常の学習とのバランスについての配慮も必要と考えており、今後の動向を注視してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の 4 点目、「児童生徒の指導の効果について」であります。

調査の実施時期について、文科省は調査の対象となった児童生徒の結果を、本人に対する教育指導等にフィードバックする必要性を考慮し、年度の早い時期に実施することが適当としており、毎年 4

月の20日前後に調査が実施されておりますが、希望利用校を含めた結果の公表は11月ごろで、その結果をもとに、改善策の策定、実施ということになりますと、卒業まで間のない中で本人へフィードバックされているというのが現状であります。

教育の継続性の観点から、調査結果・分析による改善策は、調査対象となった児童生徒だけではなく、幅広く他の児童生徒に反映されるものではありませんが、やはり当事者への反映が重要でありますことから、できるだけ早く調査結果がまとまることが望ましいものと考えているところであります。

次に、「時間外勤務縮減の取り組みについて」であります。

ご質問の1点目、「これまでの取り組みの経過と現状について」であります。

ご質問にもありますように、北海道教育委員会においては、時間外勤務の縮減に向けた改善策として、学校等の事務処理体制、調査等の業務、部活動指導、授業準備等、保護者・地域への対応、学校支援地域本部事業の6点について、取り組みの基本方向を提示しております。

本町におけるこれまでの取り組みの経過と現状についてであります。この基本方向を受け、一つ目には定時退勤日の設定、二つ目には会議等の改善、三つ目には休日等の部活動の休養日設定などの具体的な方策を学校に求めてきたところであり、今後とも、折に触れ、周知してまいりたいと考えております。

また、教育委員会の取り組みといたしましては、全教職員へ1人1台のパソコンを配備することにより学校事務の効率化を図るとともに、特別支援教育支援員、英語活動支援員、子供サポーター、学校事務補助員の配置、さらには退職教員など外部人材の活用などにより、教職員の負担軽減を図ってきているところであります。

ご質問の2点目、「実現に向けた隘路や課題に対する解決策について」であります。

例えば、定時退勤日につきましては、給料支給日に合わせての設定や学校行事の日に合わせて設定するなど、定時に退勤しやすい環境づくりに努めているところであり、その結果、年2回以上「時間外勤務等縮減強化週間」を町内全校が設定しております。

しかしながら、一方では、実施はしたものの1日だけの定時退勤となりがちななど、教職員の意識が恒常的なものになっていない現状もあり、校長等の管理職がさらなるリーダーシップを発揮するとともに、教職員の意識の醸成を一層図ることが必要であると考えているところでもあります。

教職員の多忙化の背景には、1人で複数の職務や役割を担う教員の勤務の特殊性や児童生徒のために労力や時間を惜しまず職務に当たる教員の姿勢のほか、山積する教育課題への対応や教員に求められる資質・能力の拡大などがあると思っておりますが、根本的な解決策としては、適切に人員を配置することだろうと考えております。

文科省におきましても、退職教員など外部人材の活用事業を実施いたしておりますが、いまだ十分ではない状況であります。

教職員の大幅な増員につきましても、新年度からは小学1年生における35人学級の実現に伴う増員は見込まれてはおりますが、教職員の負担の軽減を図るための増員は、なかなか実現が難しい状況であります。

また、教職員の資質や能力の向上が求められている一方で、研究指定や研修への参加が多忙化の一因であることも指摘されており、このバランスをどう保っていくのが課題でもあると考えているところであります。

以上で、斉藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） それでは、何点か再質問させていただきたいというふうに思いますが、最初に学力テスト関係についてお尋ねをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、本道では抽出校プラス希望に合わせて札幌市を除いて実施をしてまいりました。しかし、その間にはいろんな論議がありました。

一つは、傾向把握程度であれば、抽出で十分ではないのか、あるいは毎年行わなくてもいいよね、

そういう思いがあちらこちらから聞こえる中で、あえて希望調査で実施をしたところでもあります。

その結果公表を見てみますと、お手元にもあろうかと思えますけれども、勝毎の、あるいは道新の報道を見ると、全国学力テスト道内結果、十勝は全道と同傾向と、そういう分析で報道がなされました。

私はプラス、いわゆる抽出とそれから希望校合わせた合算結果は、結果として、抽出校の結果とほぼ同じということの意味するわけでもあります。そうだとすれば、学校現場で調査への参加にためらいを感じながら、予算措置してくれるからと無理して希望参加したことは、結果として、さほど余り意義はなかったのではないかと、そういう意味で、順位が先走りして本来のこのテストの目的に沿わない、結果として沿わない状況が、先ほど教育長もそのようにお答えになっておりましたけれども、残念だというお話がありましたけれども、結果として、そういう傾向にあるというのは、これはいかがなものかなというふうに思うことでもあります。

そこで、再質問の1点目は、新年度の学力調査の参加対応とその予算措置について、どのようになっているか、お聞かせいただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 23年度の方であります。22年度が北海道ベースでは9,600万円だと承知しております。およそその程度のものが今回の道議会の予算にかかっているというふうに認識をいたしております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） ということは、幕別町も全道に合わせて、いわゆる抽出プラス希望調査で全校が参加するということの意味しているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） その9,600万円がそのことを意味しているわけではなくて、幕別町の教育委員会において、希望調査に参加する旨、先般、決定を受けたところであります。よって、幕別町としては全校参加ということになります。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 残念ではありますが、必ずしも趣旨からややずれるような状況でありますので、何とか順位争いではなくて、真に子供の指導に生かされるようなシステムを上を要望してぜひひいてもらいたいものだなと、こんなふうに思うところであります。

そこで、先ほどのお答えの中にもあったように、その学力が低いということで十勝さりととも同じということではありますが、そことのかかわりで、いま1点お尋ねをしたいわけですが、昨年の11月だったかというふうに記憶をしておりますが、チャレンジテストとトライアルウイークという何かそういう学力向上対策に向けた取り組みがなされたやに聞いておりますが、この事業に対する所見と目的、あわせ町内各学校の対応はどのようになっているか、お伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） チャレンジテストのご質問でありますけれども、道教委におきましては、北海道教育の日を11月の1日と定めておりまして、その周辺、11月の8日から11月の14日まで、この1週間をチャレンジ週間、トライアルウイークというような名称で行っております。

これにつきましては、いわゆる過去4回の調査結果をもって、どちらかといえば不得意とされる分野においてのテスト問題を用意されておりますが、活用しているのは幕別町においては9校であります。していないのが4校ということではありますが、このことは強制されるものではありませんで、学校の実態に合わせて朝学習でありますとか、放課後学習あるいは授業中でも結構ですし、夏休み、冬休み等の宿題にすることも結構ということでもありますから、そのような形で学校独自の判断で活用されているところは、今申し上げました9校であります。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） この事業は、児童生徒のこの基礎基本の定着に資するということが目的だった

というふうに理解をしておりますが、しかし、実は内実は、チャレンジテストの内容が、全国学力テストで課題が見られた設問にかかわる類似問題で構成されているのです。別な言い方をすると、専門的な言葉になってしまって恐縮ですが、一般的に言えば、いわゆる塾やなにかがやっている過去問集なのです。過去問集を使って、そしてやっているのです。

僕は本来的に、先ほども申し上げましたとおり、学力テストが所期の目的からだんだんずれてきている。しかも、ああやって都道府県別の順位が公表されて一喜一憂するものですから、その対応にということで、幕別町教育委員会さりとともそうだという意味ではありませんが、北海道教育委員会は、盛んに何とかうちのところを上げようという、そういう北海道の学力を上げようという点で、そういう過去類似問題を出しながら、過去問を出しながら、子供の学びを学力調査対象におとしめているなど、私はそういう意味では非常に残念。これが受験産業、塾産業であれば、それはそれで結構ですよ。しかし、公立の学校がそういった学力テストに強い子供をつくろうという感じでの過去問を現場に配って、そしてする。

僕はやらない学校があったり、やらない学校があったからいいという意味でないけれども、幕別町が中身、実態を聞きましたら、強制していないですね。強制していないで、こういうのがあるから、子供たちが自主的に学ぶというのであればいかがでしょうかということで、自由に好きな時間に子供ができるようにということで、時間をとってやっていないというのは、まだ非常に良心的な現場だなと思って、私はそういう意味では非常に喜んでいるわけですがけれども、やっぱり順位争いが前面に出てしまって、そういう意味でも弊害が出てきているのではないかなというふうに思っているのです。

大体、そもそも学校における学力向上だとか、そういうものというのは、ふだんの授業やその到達度を確認するテストなどの年間の指導計画の中で、それぞれ授業を行った教師作成の問題で、その課題やなにかを見つけて修正をしていくというところが、僕は公教育の果たさなければならぬ課題ではないのかなと、そんなふうに思っております。

そういう意味では、これはくどいようですけれども、道教委そのものが順位にこだわってしまって、子供の学びをテストの内容に向かわせてしまっている。だから、そういう意味で言うと、くどいようですけれども、この学力調査や教育事情調査のいずれにあっても、教職員、先生方の指導や子供の学びの目的を、点数を上げることに矮小化しているという、極論すれば、矮小化して、生きることと学ぶことが結びついた豊かな学びを醸成する、そういったものになっていない。

そういう意味では、強制では、ところが町村によったり、あるいは学校によっては、強制的に時間を設けてこれをやらせているという、こういう弊害が現実に出てきている。その主体はどこにあったかといったら、くどいようですけれども、道教委にあると。道教委がこういうスタンスで設けたという意味では、ぜひ今後も子供の自主的な発想でやられる分ですごく時間があつたらどうぞというのは、まだしもとして、時間を割いての教育課程の書きかえは、僕はやめたほうがいいのかということはどうしても指摘しておきたいなど、こんなふうに思うところであります。

そこで、時間外の縮減について。これもなかなか非常に難しく、教育現場は常々言うように多忙化が進んでいて、非常に重い課題であるということは百も承知であります。

そこで、先ほどの答弁の中に、こういう一説がありましたので、そここのところにかかわってお尋ねをしたいというふうに思うのですが、例えば全教職員1人1台のパソコンを配備することにより、学校事務の効率化を図る、あるいは特別支援教育支援員、英語活動支援員、子供サポーター、学校事務補助職員の配置、さらには退職教員など外部の人材の活用など、そういったことを図りながら先生方の負担軽減を図る、そういう取り組みを図ってきているということでもありますので、具体的にこれ新年度スタートするわけでありますから、具体的にもう少しこのところをこんなふうな措置をしましたよという、そして町教委としてできるところはこうやって取り計らってきましたよというところを、もう少し具体的にお聞かせいただければと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 軽減対策につきましては、道教委と町教委の、いわゆる単費事業とあわせてト

一タルベースでもって進めていくということが、一番正しいのではないかというふうに思います。

そこで、道教委分のご協力をいただきながら、いわゆる加配といわれております職員は、これは少人数学級指導あるいは制度指導、通級指導等々ございますが、13名、それから退職教員の活用事業、これも道の施策であります5名、その他養教、事務などの加配もございます。合わせますと22名というのが現状であります。22名の方が軽減対策ということでありませんが、そういう観点も含めて配置をいただいております。

いわゆる単費事業の関係であります。学校教育推進あるいは子供サポーター、交際交流員、事務補助あるいは特別支援教育支援員、心の教育相談員、スクールカウンセラー、英語活動支援員などなどございますが、合わせて単費部分が24名であります。

新年度に向けて新たな取り組みとして特筆されますのは、事務補助員の配置の拡大であります。今までは小中の兼務体制という体制をとってまいりましたが、1校1名の配置という観点で今回の予算の審議に計上させていただいております。

特別支援教育支援員につきましては、昨年14名の配置でございましたが、2名の増員をいただくということでの予算要求となっております。

なお、子供サポーターにつきましては、いじめ、不登校の対象者が相当ふえているというようなことから、今までスクールカウンセラーと子供サポーターのペアで実施をしてまいりましたが、さらに来年度につきましては、1名の補助員をそこに増員をすることとして、予算要求、計上をさせていただいているところであります。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 今、大変うれしいこと、思わず財布を握っているほうの、マイ財布を持っているところに思わず目がいったのでありますが、懸案であったそういう事務精算の事務補助員が、要するに単独配置ということですか。全校単独配置、兼務はないと、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。済みません。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 補足して説明いたしますと、小学校につきましては、普通学級が7学級以上、ただし、連絡校、幕小を除くという観点であります。中学校につきましては、普通学級は4学級、ただし連校であります幕中を除くと。その他の郡部校におきましては、教育長が必要と認める場合、当然、予算の範囲内ではありますが、そのように規定をされる予定であります。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） そういう意味では、もともと幕別町というのは、今ここに挙げられているような子供サポーターでありますとか、あるいは支援員だとか、そういった配置は他町村に比べて多いことについては、これはもう高く評価をしていたところでもありますけれども、さらに長いことおねだりをしてきたところだと。実は、雑務といたら怒られるけれども、いわゆる教授活動そのものとはまた別の雑務というのは非常に先生方多い。そのところに、こうやってきちっと配置をしてもらえるというのは、非常に現場は助かることありまして、そういう意味では非常にその配置に心から敬意を表したいなど、こんなふうに思うところであります。

いずれにいたしましても、教職員の時間外勤務縮減というのは、まさにある意味では職場の勤務条件であります。そういう意味で言いますと、これからもぜひ現場の声、もちろん校長先生や教頭先生を通しての現場の声も大事ですけれども、あわせて先生方が直に困っていることなんかを含めた直接先生方からの思いも聞く、そしてそれをまた教育委員会の施策等に反映していくという、そういう取り組みをしてもらえれば、一層先生方の勤務対応が、いわゆる仕事量の総体減という点では非常に大きく改善されてきて、幕別町が全道の先端を切って、こうやって縮減の取り組みが、このようになされていますよということのアナウンス効果もあるのではないだろうか。他に及ぼす影響というのはあるのではないかなというふうに私は思っております。

そういう意味では、ぜひとも現場の先生方等の声、もちろん学校を扱う校長や教頭の声、そういったものを広く求めて今後ともお取り組みをいただき、教育環境の改善に資していただければ大変ありがたいなど、そういう要望をしながら、私の質問を終わらせていただきます。

終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13 番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、質問をいたします。

今後の住民と行政とのパートナーシップによる協働の仕組みづくりについて質問をいたします。

第 5 期幕別町総合計画第 1 章「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」の第 2 節に「住民参加のまちづくりの推進」において、少子高齢化が進行する中で、子育て、介護、防犯、環境保全など、地域にはさまざまな解決すべき問題が存在しています。このような問題に対して、これをすべて行政で対応していくことには限界があり、住民、公区、企業、NPO など、地域社会の多様な主体と行政とのパートナーシップによる協働の仕組みづくりを構築していくことが求められますとあります。

幕別町においては、「協働のまちづくり支援事業」や「アダプトプログラム」の事業等の推進に努めていますが、住民と行政とのパートナーシップによる協働の仕組みづくりについては、さらに多様な事業を行う必要があると考えております。

そこで、1、人材登録制度（まちづくりパートナー制度）。

2、幕別町行政チェック町民会議。

3、幕別町の本町地域と札内地域の地域住民会議などの施策によって、協働のまちづくりをより推進する必要があると考えるところでありますが、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「住民と行政とのパートナーシップによる協働の仕組みづくりについて」であります。

近年、少子高齢化や変貌する社会・経済状況の中にあつて、地方分権の進展、住民ニーズの多様化、住民自治の充実への要請、自助・共助・公助の必要性などを背景に、よりよい地域社会を実現するために、住民と行政とが互いに知恵と力を出し合いながら、地域課題をみずからの力で解決するという、「協働によるまちづくり」が全国の自治体においても大変重要視されております。

本町でも、芳滝議員のご質問にありますように、第 5 期幕別町総合計画において、「町民参加・町民との協働」を基本姿勢の一つに掲げるとともに、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」を基本目標に、その方策として基本計画に「住民参加のまちづくりの推進」を位置づけており、総合計画を着実に推進していくためには、町民の皆さんと町との協働によるまちづくりを実効性のあるものにしていくことが肝要であると認識いたしております。

協働のまちづくりを進めていくため、地域における自治活動については、お互いの信頼関係のもと、基本的には地域の発想と責任により行うことが、住民ニーズに的確かつ柔軟に対応していくことが可能となりますことから、住民活動と行政との役割を分担した上で、公区活動の運営費交付金を初め、公区行事での活動中の事故に対する見舞金の支給、近隣センター運営交付金により自主的な住民活動への支援を行うとともに、協働のまちづくり支援事業を通じて、地域コミュニティの醸成に努めてまいりました。

協働のまちづくり支援事業のあり方に関しましては、公区長 12 名による検討委員会で協議・検討をいただき、事業内容を適宜見直していることに加えて、平成 14 年度からはまちづくり出前講座を、平成 19 年度からは公園里親制度を実施し、公区を初め、老人クラブやボランティア団体など地域を支える多様な力がまちづくりへ参加されるようになり、住民参加に広がりが見られるようになってまいりました。

一方で、住民の方々の行政への参画の手段といたしまして、平成 12 年に「幕別町まちづくり住民参

加条例」を制定し、審議会等の附属機関の委員に町民公募による委員の参加をいただき、町民の方々の豊かな社会経験を町の意思形成過程に反映いただけてきたところであります。

また、平成18年の合併を機に忠類地域の住民の意向を行政に反映させ、行政と地域住民が協働して地域づくりを推進していくため、町長の附属機関として忠類地域住民会議を設置し、これまで2度にわたり忠類地域の振興に関する提言をいただき、町政の執行に反映させていただけてきたところであります。

芳滝議員からご紹介・ご提案のありました人材登録制度などにつきましては、さらなる住民参加の推進をしていくために重要な手だての一つであると認識いたしておりますので、今後、検討すべき事項として考えております。その点、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） ご答弁にありましたように、地域における自治活動、自主的な住民活動の支援を行うということにつきましては、評価をしておるところでありまして、また春になりましたら、公区の方々による花壇の植えつけなどが始まるのだらうと、こう楽しみにしておるところであります。

事業等の見直しにつきましても、またアダプトプログラムのように広がっていくようなそういうことも考えていただきたいし、また推進をしていただきたいと思うのでありますが、今回の私の質問につきましては、後半のご答弁にありましたように、一方で住民の方々の行政への参加の手段というふうなところに視点を置いて、質問をさせていただいたところであります。

平成12年に幕別町まちづくり町民参加条例を制定されまして、審議会等のところで町民公募をして委員会に参加をしていただき、さまざまなご意見、ご提言を賜ると。それを生かしていくというふうなことを申されていらっしゃるところでありますが、今回、三つの質問をさせていただいているのでありますけれども、もう少し中に踏み込んだような形、例えば先進事例でありますけれども、奈良の鹿島市というところで、このパートナー制度というのを実施されてありまして、そのところで、その施策の開始前に想定した事業効果というところが書かれてあります。

今までは行政主導でさまざまなまちづくり施策を推進してきたが、審議会や委員会など、メンバーも固定化され、停滞感があつたが、この施策を実施することにより、市民の中から新たな人材の発掘が期待でき、今後はそういう意味で行政と住民が協働でまちづくりを進めていくことができる。新たな人材を発掘することができる。ある意味ではそういうことも言えるのだらうし、もう少し住民として町民の視点に立った行政の課題への取り組みということも、そういうことを目指してされていらっしゃるのと伺っていたところであります。

2番目の質問にかかわるのでありますが、鏡に映さないと自分の姿がわからない。そういう意味で、その住民のいろんな知識として知恵というものを引き出していただき、私たちのその進めておる課題についてアドバイザーをしていただいたり、ご提言をしていただいたり、それこそ指摘をしていただいたりというふうな形のそういう意味で、いろんな知恵や知識を持った方々に登録していただいて、より広い形でその深くその協働のまちづくりを進めていく、それについてもこういう制度が今後幕別町に必要なようになってくるのではなからうかなとこう思うところであります。

先進事例でありますけれども、専門的な知識や経験、技術、能力などをお持ちの方々を人材登録させていただいて、行政各分野において人の連携、協力により、活躍していただいているのだと、こうあります。法律分野、福祉分野、防災、防犯分野、教育分野、さまざまな分野で登録をさせていただきました。

その行政協力の方法としましては、具体的なのですけれども、例えば審査会、いわゆる審議会、そういうメンバーとして構成要員として登用するだとか、そういうものもありますけれども、各分野の諸問題について、行政問題の助言等を行う行政アドバイザーというふうな形で登用していく。そして、その他町が必要と認めた事業への連携協力を求めていくというふうな形で、行政協力の幅を広げていくという意味で、大切な、また魅力ある制度ではないのかなと思うところでありますが、そういうこ

とにつきまして、少しお考えがあればお伺いしたいなと思うところであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の人材登録制度にかかわっての事例などもお話をいただきました。

今、町ではちょっと意味合いが違うかと思えますけれども、それぞれの特技や技能を生かした人たちが人材登録、社会福祉協議会の事業の中ですとか、教育委員会のほうでも、そういった特技がある人については登録をしていただいて、いろいろ活躍をしていただく。あるいはこれからすぐですけれども、福祉分野では、人生学博士制度なんかをもって、そういう人たちの経験や知識をいろんな分野で生かしていただこうと、いろんな分野でそういう制度は設けておりますけれども、今の芳滝議員のお話は、さらに踏み込んだより専門的な知識を持った方を登録してというようなことで、これは例を挙げれば、弁護士さんのような方が登録していただいて、町のいろんな分野に参画してもらおうと。大変我々にとってもありがたいことだし、まちづくりを進める上で多くの方々に参加してもらおうという事は、当然、意義あることだというふうに思っておりますけれども、これは町の規模にもよりますでしょうし、いろんな町の形態なんかもありますので、十分その辺は内部のみならずいろんな方のご意見を聞く、あるいは今お話いただいた先進地の事例なんかも、これから十分研究をしながら、今後のまちづくりの中に町として、幕別としてどのような形で生かしていけるかについては、検討させていただきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 町民との触れ合いの中で、本当に、例えば防犯の問題だとか環境の問題とかで専門的な仕事をされてきた方がたくさん幕別町にいらっしゃることでありまして、合わせていただいて驚くようなことでありました。こういう方が参画していただければというふうな思いで質問させていただいたところであります。

2点目の幕別町行政チェック町民会議のことでありますが、これは一方的に批判をしていったり、揚げ足をとったりということではなくて、また仕分けをしていくようなことでなくて、行政が行います事業について、行政評価をしていきます。その評価を見て、それを町民がその評価について再度評価をしていくと。そして、提言をしていくというふうな形が、今考えられてありますチェック町民会議の形であります。

これは例えば広島のある町で行われているのでありますが、平成21年度、261事業のうち18件の事務事業について任意に選択して評価などを行ったというふうなことで、その一つ一つについて提言がされてあります。

先ほどありました学校支援員配置事業なども、非常に評価をされて、最も従事してもらいたいというふうな意見も出てきておりますし、例えば協働のまちづくりのところでもありますけれども、住民のニーズを把握して、いわゆる協働のまちづくりが推進するようなコーディネーター的な役割も、またその企画のほうでしていく必要でないのかというふうな指摘をされておったりしております。あと、行政改革においても、民間委託がされた場合には、その公共サービスにおいて住民の声が反映されていくということが問われておるのだというふうな形で、非常に真摯な形で報告がされてあります。

町民の声を鏡として、自分たちの評価をまた再度問い直してみても、施策に生かしていくというふうな、そういう意味で設立されたのだなと思っております。今後のいわゆる協働まちづくりの推進につきましても、必要なことでないかなと思うことであります。検討されるということでもありますので、またご検討いただきたいなと思います。

最後の幕別町と本町、幕別町本町地域と札内地域の地域住民会議ということで、これは大変難しいことなのだろうなと思いつつ質問させていただきましたが、質問させていただきました意味は、いろんな町民等の会話、私、札内におりまして、札内の町民との対話をさせていただいておって、忠類地域にその住民会議があると。先ほど杉坂議員がおっしゃいました非常に活気があって、危機感を持っていろんな形で取り組んでいらっしゃるというふうなことが、ある意味ではここで町長の附属機関としてという重たい形の住民会議が設置されてあるということ、非常にそういう意味では核になっ

て進めていらっしゃる場所なのだろうと。そういうところが大きな波及効果として、本当にこの間も女性まつりに行ってきたのでありますけれども、本当に大勢の方が集まって手づくりで事業をしていらっしゃるということがありました。

そういう意味で、うらやましいなというか、札内地域、本町地域にもさまざまな課題が山積してあるので、ちょっと停滞感があれば、その地域の特色もあると。そういう意味で、住民が集まって、その課題を出し合って、そして対応していく中で、活性化に成し遂げできるようなそういう議論をしてもらって、そういう中でも人が育ってもらおうというふうなことも必要でないのかというふうな意見がありまして、私もそのとおりだなというふうな思いを持って質問させていただいたことではありますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 忠類の地域住民会議はちょっとお話とは違って、あれは合併時にいろんな法的な手段の中で、町長の諮問機関というような形で住民会議を置いたという経緯がありまして、法的なものがついているものですから、そういうような名前になって、制度になっているわけですがけれども、幕別、札内については、今おっしゃいますように、特にそういった制度はないわけですがけれども、そんな中では、一つには南幕別あるいは幕別、さらには中央、そして忠類も去年できましたけれども、それぞれの行政区長の連絡会議がそれぞれででき上がっております。そういったところでいろんな意見交換がなされて、あるいはそういった単位で町に対する要請事項が上がってきたり、私どもの懇談をさせていただいたりというようなことはあります。

その中では、もちろん取り上げる問題はそれぞれいろいろあるわけですから、一概に忠類地域のよように、忠類地域の活性のためにどうすべきかというような具体的などころまでは踏み込んではいないわけではありますが、このような制度、ほかの町村でどのようなものがあるのかちょっとわかりませんが、余り多くの制度というか、簡易的なものをあちこちに設けることも、これまたどうかという思いもありますので、区長さん方の集まりのほかに、そういったものが必要なかどうかというようなことも、また含めながら、内部では検討させていただきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） おっしゃるとおりだと思います。

でも、その地域の人が地域を活性化させていきたいというふうな思いを、そういう思いになっていただく。そして課題をみんなで共有をしていくというふうな、そういう一つの方策というものを住民会議にかかわらず、考えていく必要があるかと思うところであります。今後とも協働のまちづくりにつきまして、一つの幕別町の大きな柱として進めていただきたいということをご期待申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:01 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原猛議員の発言を許します。

藤原猛議員。

○4番（藤原 猛） 通告に従いまして、質問いたします。

十勝圏中心市宣言について伺います。

2010年12月15日に帯広市長が市議会定例会において、管内19市町村による定住自立圏構想の中心市を宣言されました。この構想は、「住みたいまちで暮らせる日本を」という副題を持ち、都市は都

市らしく、農山漁村は農村漁村らしく、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏からの人口の流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出するものであり、帯広市長は中心市宣言で人口流出をとめると言っております。

2010年度の国勢調査の結果は、05年度比、帯広マイナス2,720人、近郊3町プラス2,923人、幕別マイナス326人と発表されました。このことから、帯広市の人口流出防止は急務であり、新しい構想に取り組むことを決断したと見えてしまいます。

平成の大合併をやらなかった市町村が集まって、合併に変わる新しい地域連携の形として国が進める施策に基づき、それを推進して将来の到達点は、十勝は一つという意図が読めます。

そこで町長に定住自立圏構想について伺います。

- 1、この構想に対しての取り組みの考え方について。
- 2、連携項目と推進スケジュールについて。
- 3、財政支援と経済効果について。

以上、伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「十勝圏中心市宣言について」であります。

我が国においては、今後、総人口の減少や少子化高齢化の加速化が見込まれており、三大都市圏においても例外ではない人口減少社会、「過密なき過疎の時代」を迎えざるを得ないと言われております。

このような状況を見据え、地方圏において都市と周辺市町村がお互いに連携・協力しながら住民生活の向上を目指すことを目的に、平成20年12月、総務省は「定住自立圏構想」の推進を通知したところであります。

ご質問の1点目、「構想への取り組みの考え方について」であります。

十勝圏におきましては、十勝圏広域連携推進検討会議などで、連携の可能性について調査・研究を行ってまいりましたが、この取り組みが広域連携の一層の推進に資するとの考えに達し、昨年11月に十勝市町村長会議において、「オール十勝で定住自立圏構想の形成を目指すこと」が確認され、これを受け、12月15日に帯広市が、中心市宣言を行ったところであります。

定住自立圏構想は、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民に対して、居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出し、地域の活性化を目指そうとする取り組みであると認識いたしており、オール十勝の一員として連携・協力を進めるべきと考えております。

ご質問の2点目、「連携項目と推進スケジュールについて」であります。

定住自立圏の形成に当たりましては、人口定住のために必要な生活機能を確保し、定住自立圏全体の活性化を図るという観点から、一つには生活機能の強化、二つ目に結びつきやネットワークの強化、三つ目に圏域マネジメント能力の強化の三つの政策分野から、少なくとも一つ以上について連携する具体的事項を定めるものとされております。

連携項目につきましては、現在、各市町村の担当課長らによる作業部会において、これまでに実施した連携可能性調査に基づく24細分類51事業を基本に、適宜追加することも想定しつつ、連携項目の検討を行っているところであります。

今後のスケジュールにつきましては、現在進行中の担当課長による作業部会を経て、協定書案を作成し、6月の町議会定例会に「定住自立圏形成協定締結に係る議決」をご提案する予定となっております。

議会による議決をいただいた後に、帯広市との間で「定住自立圏形成協定」を締結し、以降、帯広市において民間や地域の関係者による協議・懇談を経て、協定締結した町村との協議の上、10月1日を目途に「定住自立圏共生ビジョン」の策定を想定しているところであります。

ご質問の3点目、「財政支援と経済効果について」であります。

財政支援は、特別交付税による包括的財政措置、地域活性化事業債の充当、外部人材の活用に対する財政措置などが示されておりますが、特別交付税措置は、定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業に対して講じることとされております。

特別交付税措置に係る周辺町村の対象経費は、共生ビジョンに記載されている事業に要する経費と取り組みについての住民への普及啓発経費で、当該事業費から国庫補助金や他の特別交付税により措置されている額を控除した額、年額1,000万円を上限とするとされております。

前段申し上げましたように、現在、連携事業を作業部会において協議中でありますことから、本町において、どの程度の特別交付税措置が講じられるのか、また、連携事業の実施によってもたらされる経済効果につきましては、今、ここで明らかにすることは困難でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 猛） 答弁いただきました。

この構想を推進するという、その答弁に地域の活性化を目指すという答弁がありましたが、私は帯広市長が最近新聞紙上で語っておりますが、いわゆる信頼関係、このことが一番大事でないかと。帯広市長と町村長との信頼関係、また市職員と担当町村職員との信頼、それと住民同士の信頼、これがやはり過去営々と信頼という言葉では、決して帯広市とは結ばれてはいないのではないかとこのことを気にしております。

市長いわく、市長自身を変えていく人間、そういう信頼をしてもらうことが今後大事であると。職員に対しては、一層の意識改革を進めていきたいというコメントも出ております。

岡田町長は、いわゆる帯広市長と何度か語ったのだとは思いますが、若き新鮮なやる気のある市長の姿勢に対して、信頼し得るということで推進を進めるという考えを持ったのか、それに加えて、このオール十勝を目指す、そういう時期は近々やってくるという状況を見据えることで、今回推進しようとするのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 市と町村あるいは市長と町村長、さらには職員同士の信頼関係、これは当然のことながら、大事にしていかなければならないことだというふうに思いますし、私どもも機会あるたびにそうしたことを思いながら、いろんな面でもおつき合いをさせていただいているところでありますし、引き続きそういう思いでこれからも対応していきたいというふうに思っております。

ただ、今回の事業については、そうしたこともさることながら、先ほどから申し上げておりますように、根本にはやはり市と町村とが連携することによって、それぞれの地域がいかに活性化していくか、発展していくかということが課題であろうというふうに思っておりますので、先ほども言いましたように、これから十分中身を詰めながら対応していきたいというふうに思っております。

さらにもう一つ、オール十勝を目指すのかということでもありますけれども、合併協議が盛んなころは、十勝1市構想ですとか、十勝のランドデザインを描くだとか、いろんなことが言われましたけれども、今は十勝が連携しながら、やれることはオール十勝でやっていこうという方向でありますから、すべてがオール十勝の一つにしようという前段の、まずはできることから連携をと、広域化をとというような考えで、いろんな場面でそういう話がされているところでありますので、そういったことで、その一つが定住自立圏構想でもあろうというふうに思いますので、そういったことも踏まえながら、これらに当たっていききたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 猛） 町民が持つ、いわゆる帯広中心主義、その考え方、進め方に対して、やはり不信感とか不安感というのを持っている。行政から町民にこの構想を進めるメッセージ、それがもっと必要ではないかと、情報を知らせるべきでないか、その努力を怠ることがないようにしてほしいと思

いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 具体的にどういう場でどういうふうな話を進めていくかということについては、まだこれからではありますけれども、先ほども言いましたように、必ずしも帯広市だけがメリットがあって、町村がそれに協力するのだというような形ではなくて、あくまでも我が町にとって、我が村にとってそれぞれのメリットがあるから帯広市との連携をしていくのだと、そういう発想にお互いが持たなければ、帯広市のために、相手のためによくなるのだということには、これはならないのだらうというふうには思っておりますので、どういう機会にどういう方法で、住民の皆さんにこれからの協議の過程を説明していくか、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 猛） それでは、2番目の連携項目についてお尋ねいたします。

私の最初の情報では、8項目ぐらいが作業部会として設ける、そういう解釈をしておりましたが、今回51目という選定されたのだと出ております。提案事業を見ますと、盛りだくさんでありまして、この連携を進めていくと、幕別の独自性というものが多少消えていくのではないかという心配もないわけではありません。今後連携するものとしめないもの、厳しく選定すべきと見ますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおりだと思います。十分相手の意向あるいは我が町の意向をつづりながら、今言うように、町の独自性が消えるとか、先ほども言いましたように、相手方だけがメリットがあって本町にメリットがないというようなことにならないように、十分気をつけていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 猛） 帯広市長は、ことしの予算が初めて組んだと思いますけれども、その目標に、十勝と協調した市独自の取り組みの推進と示しております。いわゆる協調と独自性、これを訴えて予算を組んでいるようです。

現実に今定住対策で成功している更別、中札内、音更、この辺はやはりきりと光る施策を町村独自で打っている。そのことを考えますと、この構想に取り組みば、交付金が来るという、そういう安易な連携でなく、もっといわゆる我が町にふさわしいものを進めていただきたいと、そう思っております。その点いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げておりますとおり、十分そういったことを踏まえた中で協議をこれからも進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 猛） それでは、スケジュールについて1点だけ伺います。

具体的連携を示す共生ビジョンは、いわゆる10月1日までに策定すると。特に、6月には協定にかかわる議会に議決を経るということが出ております。私たちから見ると、非常に強行軍ではないかと。

この提携構想に対して、熟慮を重ねたものを本当に町民に提示できる自信があるのかなという、そういう心配があります。ぜひその点について伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 確かに時間的には、もう6月ですから、そう多くの月日があるわけではありませんけれども、鋭意お互いが取り組んでいながら、十分内容を、中身を詰めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 猛） それでは、3番目の財政支援と経済効果について伺います。

十勝圏は定住自立に必要な商業だとか医療、それから交通サービスは、今はかなりの部分で民間部

分にゆだねていると、そう思っております。このため、定住自立圏等民間投資促進交付金というものに言われるように、圏域全体の暮らしに必要な民間都市機能の確保や整備を意図としている施策があると聞いております。

今後もこのような施策の支援というものが期待できるのかどうかを、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） その民間にかかわる支援の制度というのは、ちょっと私どもで押さえている部分はないのですけれども、なおちょっと研究させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 猛） 先進地事例として、特にこの経済効果について、いわゆる建設関連予算という内容でありますけれども、広域観光基盤整備、それから環境意識啓発、再生可能エネルギー導入促進事業などで、進んでいるところでは約3億6,000万円ぐらいの計画が進んでいるということを知っております。

十勝圏においても、冷え切った建設公共事業界に活性化を持たせる起爆剤という期待もできますが、町長、この予算どりに対して何か情報がありましたら、お知らせ願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今おっしゃられる制度というのは、恐らくこれ定住自立圏とはまた別な中での制度か、あるいは民間を主体とした中での制度なのか、その辺ちょっと私も押さえておりませんので、ちょっと時間をいただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 猛） 先進地ということですから、これは北海道の室蘭地区でやられている事業が、総額にすると約3億6,000万円ぐらいの予算があるという情報が入っております。それはそれとしましても、調べてぜひ十勝に大きな予算をもたらしていただければと思います。

最後ですけれども、経済効果と中心市としての距離ということで、ちょっと伺いたいと思います。

当然、距離が遠ければ、この広域連携も中心市に遠ければ遠いほど関心が薄いと、そう思っております。

この構想の基本条例の一つに、帯広市との通勤割合という条件が出ておりますが、いわゆる10%以上関係するものがある。その町村に帯広を中心として音更、士幌、清水、芽室、中札内、幕別、池田の七つが密度の濃い地域と言われております。当然残り11町村においては、連携する意見が有する町だということで、今回19町村に入ったと思っております。このことは11町村にすれば、十勝は一つという意識から離れたくないということについてきたのかなという気もいたしますが、どちらにしても関係の気薄な町村を引っ張って、この連携を進めていくということは、やはり平成の大合併をなし得た幕別町の職員がリーダーシップを握って進めなければ、合併のやれなかった市町村の職員ではなかなか進み切れないのではないかなという気がいたしますが、その辺、町長、職員に対して、何か一言意見ありませんか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ちょっと違うのは、自立圏は帯広市が中心市ですから、帯広市と例えば離れた陸別町あるいは広尾町と帯広市が連携するかどうか、どんな協議をしてどんな事業をしていくかという事業の選択をしていくわけですので、そこに我々が入ってお宅の町と帯広はどうなるのですか、どうしたらいいのではないですかというようなことは、なかなか申し上げるようなことにはならないのではないかなというふうに思っておりますので、今後どのようなことがいろんな部会なんかの中で話し合われるのか、いろんなことが出てくるのかもしれないけれども、そういった中でのまた町としての対応はしていきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 猛） それでは、最後ですけれども、十勝は一つで生きるのか、幕別は幕別で生きるか、10年先の十勝圏のあり方を決めるこれが第一歩のような気がいたします。町長の先導役としてのかじ

取りの役は思いではないかなと私は思っております。期待を込めまして、私の質問はこれで終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原猛議員の質問を終わります。

次に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 通告のとおり、質問いたします。

自治体クラウド構想について。

時代の流れとともに、さまざまな情報を管理運用する方法として、紙媒体などのアナログから情報端末によるデジタルへと、さらには最近では超デジタル時代に移行しており、自治体を取り巻く環境もおおのずと変化していくことになっていくと考えております。

もう既に忠類村との合併に合わせて、我が町では地域イントラネットを整備しております。クラウドという電子化行政を一段と進める事業が、全国的展開を推進することが検討されております。という段階においてはありますけれども、開発実証に参加している道内自治体もあることから、将来的には自治体経営という点において、どのような方法であれ電子化行政は避けられないと考えております。

そのような状況のもと、クラウド構想をどのようにとらえ、またどのように地域力の向上につなげていけるかなど、クラウド導入を見据えた取り組みについて町の所見をお伺いするものであります。

一つ、クラウド事業の目指すところは何か、また推進する上で懸念される部分は何でしょうか。

二つ目、クラウド化によって、改善、実現できることは何でしょうか。

3番目、課題として、住民からの理解と協力をどのように得ていくか、また影響を受ける業種、業界があると思うが、いかがでしょうか。

四つ目、今後のクラウド化事業の進行状況についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

「自治体クラウド構想について」であります。

情報を自前で処理するのではなく、インターネットを經由して外部のシステムやソフトを利用して処理する「クラウドコンピューティング」に向けた流れが進行し、いずれパソコンの時代は終わるのではとさえ言われるほど、情報通信技術は急速に進展・拡大しております。

従来のコンピューター利用は、使用者がコンピューターの機器、ソフト、データなどを自分自身で保有・管理していたのに対し、クラウドコンピューティングでは、使用者はインターネットの向こう側からサービスを受け、サービス利用料金を支払う形態となることによって、通信・入力・表示ができる端末さえあれば、演算処理を行うコンピューターの購入・管理費用や蓄積されるデータの管理の手間が軽減されるというものであり、これを自治体の電算システムに導入していこうというのが、自治体クラウド構想というふうに理解しております。

ご質問の1点目、「クラウド事業の目的と懸念される事項」と、ご質問の2点目、「クラウド化によって改善・実現できること」につきましては、関連がありますのであわせて答弁させていただきます。

自治体へのクラウド導入の効果につきましては、大きくは所有から利用に伴う低コスト化の実現であります。機器及びソフトの共同利用に伴い、割り勘効果が働き、低コスト化できること、外部機器を利用することで管理にかかわる人件費を抑制できること、初期投資費用を低減し、経費を平準化できること、機器寿命に伴うシステムの更新事務が不要となることなどが示されております。

一方、懸念される事項につきましては、通信回線を利用してデータを外部にゆだねることに伴って、セキュリティ一面における安全性の確保への不安があること、複数団体間でシステム仕様を統一することに困難性が伴うこと、地域特性をシステムに反映させなくてはならないこと、外部リスクによるシステムダウン等の障害発生のおそれがあること、クラウド提供側のサービス終了への対応が求めら

れることなどが示されております。

中でも、自治体間で異なるシステムを標準化していくことが大変困難な作業であり、電算システムの根幹をなす住民基本台帳のデータにあつては、氏名、住所、生年月日、性別といった、いずれの自治体もデータとして管理している項目のほかに、本町の場合でも申し上げますと、行政区や通学区域といったデータを管理しており、こういったデータ項目は、提供される標準化されたシステムの外側で、別個に専用のシステムを構築していかなければならないという点が大きな障害になるものと考えております。

ご質問の3点目、「住民の理解と協力を得る方法と影響を受ける業種・業界について」であります。

もし仮に、クラウド化を進めるとした場合には、住民の皆さんに対しましては、クラウド化に伴ってデータ管理を外部にゆだねることに伴う個人情報の保護に対する不安に対して、安全性の確保に万全の対策を講じていくことをご理解いただくことが重要なことであろうと考えております。

また、影響を受ける業種・業界につきましては、例えば、神奈川県下の14町村で導入予定のクラウド型情報システムの共同利用のような方式を想定した場合には、大規模開発となることから、技術力の豊富な大手企業が有利性を発揮し、地場IT企業の参入が困難になることが懸念されており、加えて十勝管内のように19市町村が複数の電算管理会社と委託契約等を行っている現状にあつては、選定作業の結果によっては、影響が生じるものと考えております。

ご質問の4点目、「クラウド化事業の進行状況について」であります。

自治体クラウドに関しましては、住民情報などの基幹システムまでを含めた本格的なものから、基幹システム以外のシステムにとどまっているものなどが、各地において導入、検討されておりますが、先行事例のコスト削減効果の実態等の検証を行いながら、課題等を整理し、対応していかなければならないものと認識いたしております。

過日、市町村間で協議が始まりました定住自立圏構想におきましては、電算システムの共同利用・共同開発を連携内容とする作業部会が設置されておりますので、この中においても、他市町村の意向等をお聞きしながら、研究していかなくてはならないものと考えております。

以上で、堀川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） それでは、行政の電子化について、もう少しお尋ねさせていただきます。

どちらかという、私もいまだにアナログ世代なものですから、ちょっと多少聞き苦しい部分もあるかと思っておりますけれども、ご容赦いただきたいと思います。

このたび、お尋ねしましたこの自治体クラウド。クラウドとはご存じのとおり、クラウドコンピューティングの略称だというふうに伺っております。その言葉なりシステムについては、ここ二、三年くらい私たちが耳にしたり目にしたりすることが多くなってきたと思っておりますけれども、言ってみると、やはりといいますか、世界的なやはりといいますか、コンピューターの新しい形態なのでしょうけれども、日本語にすると、直訳すると、雲であつて、お互いまさに雲をつかむようなそんなふうな印象を持ってしまいます。

実は、ちょうど先週の3月4日の金曜日の日本経済新聞の1面にも、このクラウドの国際基準についてのちょっと記事が載ってまして、ああ、ちょうどタイムリーだと思っていたのですけれども、やっぱりそれによっても国内でも急速にやはり普及が進んでいて、2015年には国内の市場規模が1兆8,000億円程度に達するのではないかというふうに予測されているそうです。ということは、やはり注目している企業側も多いのだろうというふうには思いました。

ただ、自治体クラウドですから、では、私たち町にはどういう影響が出るのかなというふうに疑問に思ったものですから、質問をさせていただいたところです。

全体を通して答弁を伺っておりますと、認識といいますか、感じているところはほぼ同じくするところでもあります。業務の効率化という点で既に取り組みを進めているものも電子化が進められているものもありますけれども、答弁の中でも触れられているように、所有から利用へといったように、別

の手段として自治体クラウドが存在していった、それ自体の目的や効果というものが言われているのが、地域主権だとか地方分権にとって大事なツールだというふうにも言われています。もちろん使用されるパッケージソフト、ソフトがセキュリティーだとか、プライバシーなどに配慮したものとなるのか、またサービスを提供する業者やソフトも限定されていて、そのサービスが停止となった場合はどうなるのかといった場合も含めて、安全・安心のまちづくりを進める上で懸念される部分もありますけれども、特に答弁の中でもあります地域の特性をシステムに反映させてはならないといったような観点から、この自治体クラウドというものに対して、町長はどのような印象をお持ちか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 正直余り横文字で質問されると、私もなかなか答えづらい、詳細なかなかわからないのですけれども、今言われたようにクラウド、今それぞれ町村が持っているコンピューターが、全く外部のところに設置されて、それを今度はこちらが利用するのだと。その程度まではわかるのですけれども、それ以上難しいことになってくると、まさにこれからの問題だろうというふうに思いますけれども、これは当然前から北海道でも自治体プラットフォームですとか、いろんなことをいって電算化がどんどんオフィス革新に伴って進んできた。それがこれまた世界的な問題として我々市町村にまでその影響が及んできたのだろうというふうに思っております。

正直言って、これからだと私自身は思っているのですけれども、今の段階で、先ほど何点か事例なり、あるいは危惧されるような点を述べましたけれども、まさにこれからそういったことが検証をした上で、どういうふうにして改善されていくかというようなことにつながっていくのだろうと思いますので、お話ありましたようなことについても、十分我々もそうですし、内部でもさらに勉強、研究を重ねながら、今後方向性を見出していくために努力していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 本当町長おっしゃられるように、まさにこれからだとは思いますが、お伺いをさせていただきました。

重要に思うのは、やっぱりこのものが、質問にも書きましたように、何が改善されてどういったことが実現できるのかと、そういうところが一番重要であって、気になる部分でもあります。

平成22年の8月26日付の総務省の地域力創造グループ地域情報政策室というところが作成した自治体へのクラウド導入の全国的展開に向けた説明会というのがあって、その資料をちょっとインターネットで見てみたのですけれども、いろいろと書いてありまして、僕も含めてですけれども、一般の住民の皆さんにはすごくわかりづらい資料なのですが、一つ読み上げますと、2020年、平成32年までの成果目標がありまして、その中に業務改革を通じて、2015年までに情報システムなどへの経費の30%程度、大体年当たり1,200億円以上の経費を削減して、地域の自給力、これは食料自給率の自給と書くのですけれども、自給力と、それから何て言っているのかわからないのですが、「富を創る」と書いて創富力というのかな、を高める取り組みや、より効率的な電子自治体の基盤構築への再投資等を通じて、地域主権型社会を構築、3,300億円程度の経済波及効果というふうにしてうたわれていました。結局コストの削減効果と経済波及効果が見込めるのかなと漠然と思うわけですが、そこを我が町全体においてどうなのかなと。

では、現状の我が町での電子化のコストというのが、一体どれぐらいあって、ソフトウェアなどの年間維持費についても、それぞれ各款ごと分かれているのですけれども、それが総体でどういうふうになっているのか。これはクラウドとは全く別問題なのですから、そういったコスト削減、維持費かかるわけですから、どのように議論して判断されているのかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

これからの予算審査もあるでしょうけれども、ちなみにここ3年ぐらい各課にまたがっている電子化だとか、電算化のコストの総体の数字の推移がもしわかるようでしたら、ちょっと示してもらえればなというふうに思います。いかがでしょうか。

また、ちょっともう少しやって、今後もハードやソフトともに経費が発生すると思いますけれども、経費のかけ方というものについても、どのように考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 今、各課において、電算化を進めておりまして、それがそれぞれの課でほとんどの事業が電子システムの中で動いていると言っても、もう過言ではない状況にあります。その中の経費、今幾らかというのは、今ちょっと用意はしていませんので、すぐお示しできないのですが、例えば今現状でクラウド化した場合の経費比較、これはやっております。当然うちのコンピューター機器の更新の時期に来ておりますので、当然そういった比較はさせていただいているのですが、現状でまずクラウド化するため、過程としてクラウド化のための標準的な仕様があったと仮定したら、その場合は、うちが購入する機器がかなり減りますので、経費的には落ちることになります。

ただ、現状として標準化されたシステムというのはありません。一部の事業にしか使えないものから、当然、自前型のコンピューター機器を導入し、ある部分についてはクラウド型にいたしていくという部分にしかならないという判断に立っています。現状ではクラウド化することによっても、さほど経費が落ちないという、これは私どものほうの評価をさせていただいております。今、直近の更新にはクラウド化は恐らく間に合わないだろうという判断に立っています。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） ふだんからかなり経費については、節減をする意識で職務に当たられているというような印象を受けましたので、引き続き、別にクラウドどうしろということではないので、それらを試算されているとか、仮定されているということであれば、僕らも評価したいなというふうには思います。

ただ、今後についての庁舎全体での業務の電子化の取り組みの方向性について、もう少しわかりやすいルールでもあれば、住民の皆さんにとってもわかりやすいのかなというふうにも思いましたので、数字に見合った効果があらわれるようなルールづくりに期待したいというふうには思っています。

コスト削減とあわせて、紹介させてもらいました文章の中には、地方分権型社会の構築が成果目標に掲げられていまして、これもちょっとどう僕も評価していいのかわからないのですが、北海道では西胆振の広域連合において、特に廃棄物処理かな、限られた分野なのだと思いますけれども、取り組みがなされていまして、さらにこの全国的展開の中の開発実証の中で、ウェブによる事前検証協力自治体を募ってされているようなのですが、十勝管内では帯広市と本別町が参加されているようです。これも先ほど副町長からも答弁があったように、庁舎内での議論はあったのだらうと思いますけれども、どうでしょうか、そういう議論の中での、議論というか、会議をするための情報収集だとか、他の自治体との意見交換も行っていると思うのですが、その際の会話の印象として行政の電子化が住民サービスの向上につながるものなののでしょうか。実際、地方分権型社会の構築につながっていくというふうにお考えになられますか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 現状で西胆振、留萌地域の、これはもともと留萌地域のところに共同電算処理をしていたところでありまして、そこが行っている住民記録の処理、それを実証的といいますか、移行のための実証、検証のために、今回参加をしているのだというふうに理解をしております。

地域分権型と言われますけれども、ただ現状として、例えば住民記録ですとかなんとか、電子化、既にされていまして、うちは戸籍も電算の中に入っていますから、そういった意味では電子化されているというふうに理解をいまして、当然住民が窓口に来たときには、即時発行が可能な状況になっている部分については、サービスは向上しているというふうに思います。ただ、つい最近音更が始めたように、コンビニで住民票を受け取ることができるですとか、そういった面については、現状のシステムの中でも、システムというか、機器の中でも当然できるのですが、クラウドを使えば、それこそ全国どこでもという形にはなろうかというふうには思っております。

ただ、そのクラウドそのものの利点はわかるのですけれども、当然いい点と悪い点、短所がありますから、その両方を比較しながら、当然検討を重ねて、それらの検討を重ねながら、その参加するかどうか、それを利用するかしないかを決めていかなければならない事項、あとはその自治体向けのクラウドというのが完全な形であるわけでもありませんので、現在、国もそれに向けて実証を繰り返していきながらつくっていかうとしているわけですから、その推移も見守っていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） クラウド化の推移を見守るということですので、それはそれでよく検証をしていただきたいというふうには思います。

そういう行政の電子化がやっぱり急速に進んでしまうというふうになると、改善される部分もある一方で、多方面にわたっているような影響が出ることも限らないというふうに思います。そういった何ていって表現していいのかわからないのですけれども、ネットワークの格差といいますか、電子化の格差というものが生まれないような住民理解を得る努力というのは、行政として努力をしていただきたいというふうには思っております。

これはクラウドばかりの質問ではないのですけれども、特に高齢化社会の我々地方自治体ですから、それらの地方自治体の業務の電子化というのは、かえってやっぱり不信感が出たり、機械を前にして緊張感だとか、危機感がなくなったり、住民との距離感も出てくるかもしれない。そんなことも想像しながら、人と人とのコミュニケーションが生かせるような、さっきもちょっと出たかもしれませんが、行政と住民の信頼関係が築けるような行政の電子化に取り組んでいただきたいというふうには思っています。

最後なのですけれども、クラウドに対する町の考え方についてはおおむね私も理解はさせていただきました。今後の方向性についても、国がどのように推進していくかというのはちょっとわからないのですけれども、それこそアンテナを一層高く掲げていただいて、調査・研究をしていただきたいというふうには思います。将来的にはまだまだ電子化が進むことが予想されておりますので、その電子化をうまく取り込んでいただいて、住民のために利用・活用していくことが行政の役割であって、また責任であるというふうにも思っています。

最後にその点についてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 当然先ほども言いましたように、時代の流れの中で、どんどんどんどん技術革新が進んでいくわけでありますから、そういったことを我々も受けとめながら、町の中で効率的な行政運営を進めていかなければならないのだろうと思います。

既に堀川議員さんなんかはそうでしょうけれども、入札なんかみんな電子入札というようなことが進められておりますし、今後もそういった小さな町にもそういった影響が必ず出てくるのだろうというふうに思いますので、先ほども言いましたように、時代の流れ、あるいは時の流れの中で町としておくれのないように、そしてやらなければならないことを順次取り入れていくことが必要だろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

この際、14時まで休憩いたします。

13：49 休憩

14：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 通告いたしました1点につきまして、質問したいと思います。

水道料金・簡易水道料金の引き下げ、減免制度の確立についてであります。

平成22年に行われました国勢調査の速報値が先日発表されました。帯広市に隣接する町村の中では、音更町、芽室町、中札内村、更別村は、前回調査、平成17年調査に比べて人口増となりましたが、残念ながら本町は326人、1.2%の減少となっております。その市町村の元気さを示す一つの指標と言えるのではないのでしょうか。

経済状況が悪化し、長期化する中で、町民生活、農業、中小企業なども厳しい対応を迫られ、活路を見出そうと模索しております。この閉塞感を町民とともに打開していくために、行政の積極的な施策が必要となっているのではないのでしょうか。

地域社会を元気にするために、町が果たさなければならない役割としては、リフォーム助成制度や小規模修繕登録制度のような町内の業者を元気にすることに力を注ぐとともに、もっと大胆にこれらに取り組むことが必要ではないか。同時に、年金暮らしの高齢者や所得の少ない家庭に対する暮らし応援の温かい町政が、どうしても欠かせないと思います。町内での経済循環を行政の積極的な施策で促進することが求められています。

さて、生活を営む上で最も大切なのが水であります。町民からは水道料金が高過ぎるとの声が絶えません。平成23年度の水道事業会計における受水費が約4,000万円減額されていること、また料金引き上げ時の計画よりも累積欠損金が減少し、水道会計の財政状況が好転しつつあることなどを考慮し、簡易水道とともに料金を引き下げる必要があると考えます。町民の経済状況が悪化している状況を踏まえ、減免制度をしっかりと確立して払える料金にすべきであります。

また、滞納者に対する給水停止の措置は、地方自治体の住民に対する対処のあり方としてあってはならないものであり、人道的にも原則中止することを求めます。

さらに、営農用の料金は高過ぎるために営農を圧迫する原因となっております。大幅に引き下げて、困難な営農の支援をすべきであると考えます。

また、大樹町と更別村から給水を受けている農家などの料金は、相当の割高となっております。少なくとも簡易水道と同額になるよう、助成すべき性質のものと考えます。

このようなことから、以下について伺います。

一つ、水道・簡易水道料金の引き下げを。

二つ、高齢者、障害者、低所得者などのしっかりとした減免制度の確立を。

三つ、滞納者に対する給水停止を原則中止すること。平成21年度、22年度の滞納世帯数・率、給水停止数、停止家庭の経済状況を明らかにされたい。

四つ、困難が増している畜産・酪農経営支援策として、営農用水料金を思い切って引き下げること。

五つ、大樹町や更別村から給水を受けている町民の水道料金と町の簡易水道料金との差額に対する料金助成を行い、不公平をなくすこと。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

「水道料金・簡易水道料金の引き下げと減免制度の確立を」についてであります。

水道事業は、住民生活に最も身近な社会資本として、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたり本来の目的である公共の福祉の増進に寄与し、経営環境の変化に適切に対応していかなければならないものと認識をいたしているところであります。

ご質問の1点目、「水道・簡易水道料金の引き下げを」についてであります。

水道料金につきましては、平成9年の料金改定以降、平成20年6月から口径別基本料金と水量料金を平均して14.51%の料金改定をさせていただき、また、簡易水道料金につきましては、幕別地域では、平成9年の料金改定以降、現在の水道料金となっており、忠類地域につきましては、合併時に4年間の経過措置により段階的に調整し、平成22年4月から統一となり、現在の料金となっているもの

であります。

このたび、十勝中部水道企業団議会在開催され、平成 23 年 4 月より、水道用水供給単価が、基本料金年額 1 万 2,000 円から 1 万 320 円に、率にして 14%の減額となり、従量料金は 1 立方メートル当たり 35 円から 27 円に、率にして 22.8%の減額が示され、幕別町の負担としては年間約 3,800 万円、率にして約 17%の減額となる見込みであります。

減額の理由としましては、平成 19 年度に国より示されました「公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱」により計画されました「公営企業経営改善計画」に基づき、経営の安定化が図られたことにより、減額改定となってきたものであります。なお、本町の上水道、簡易水道事業につきましても、同様の「公営企業経営改善計画」を策定し、料金水準の適正化を経営の重点課題として取り組んできたところであります。

企業団からの供給単価改定により、経営状況も徐々に改善されるものと考えられますが、水道会計の平成 21 年度決算では、10 億円を超える累積欠損金を生じておりますことから、現時点での水道料金の引き下げは難しいものと考えております。

また、簡易水道料金についてであります。現在の簡易水道事業は一部の区域を除き、大部分が農村区域への水道水の供給によって運営がなされております。

簡易水道事業につきましても、本来、経営の基本は独立採算、受益者負担を原則として運営されるべきであります。使用料だけでは賄えないことから、毎年、一般会計からの繰り入れをしている状況にあります。

なお、営農用の料金につきましても、20 立方メートルを超える水量料金を、1 立方メートル当たり 204 円から 122 円と約 4 割の減額を行い、負担の軽減を図っている状況にありますことから、現時点において、簡易水道料金の引き下げにつきましても、難しいものと考えております。

ご質問の 2 点目、「高齢者、障害者、低所得者等の料金減免制度」についてであります。

料金の減免制度につきましては、これまでもいろいろな場面でご質問をお受けしておりますが、水道事業は企業会計であり、独立採算の原則及び負担の公平性の観点から、水道料金の減免制度は考えてはおりません。

ただ、平成 20 年の水道料金の改定に際しては、高齢の単身者世帯や母子世帯及び障害者等の世帯に対し、福祉施策として 3 年間の時限措置により、水道料金の一部を助成し負担軽減を図っておりますが、本年 3 月をもって終了いたします。

本制度につきましては、料金改定に際しての激変緩和としての施策であり、今後の助成延長は考えておりませので、ご理解をいただきたいと存じます。

ご質問の 3 点目、「滞納者に対する給水停止を原則中止すること」についてであります。

平成 21 年度の滞納世帯数であります。停止予告時点では 518 件、最終的な滞納世帯数としまして 350 件、率にして約 4 %となっております。給水停止に至った数は 25 件で、最終的な停止戸数は 2 件となっております。

平成 22 年度の滞納世帯数等につきましても、前年度と同程度になるものと見込んでおりますが、2 月末現在で、給水停止に至った数は 30 戸であり、最終停止数は 7 戸となっております。

なお、平成 21 年、22 年とも、停止中の方はすべて居所不明の方であります。

給水停止家庭の経済状況とのことではありますが、水道料金につきましては、国税徴収法などの調査権がないため、正確に把握をすることはできない状況にありますが、停止処分に至るまでの催告、停止予告、停止通知等の中では、失業、病気、その他特別な事情により、納入が困難な場合は相談していただくよう記載しており、また、電話や臨戸徴収の際にもご相談をさせていただき、分納や誓約書を提出された方には給水停止は行っていない状況であります。

町といたしましては、給水停止を目的としているわけではなく、さまざまな場面で相談をしていたらと考えておりますが、何の連絡もないまま繰り返し滞納をされるなど、悪質と思われる方には、負担の公平性の観点から給水停止処分もやむを得ないものと考えているところであります。

ご質問の4点目、「畜産・酪農経営支援策として、営農用水料金を引き下げること」についてであります。

昨今の酪農・畜産を取り巻く環境は、飲料乳の需要低迷や輸入品との競合による畜産物価格の低下、飼料価格の高騰による経営コストの上昇などにより、依然として厳しい状況にあるものと認識いたしております。

こうした状況のもと、町といたしましても、平成20年度には、生乳増産のための乳用牛の導入及び保留に係る農協資金の借り入れに対して利子補給を行う「生乳生産基盤確保支援資金利子補給事業」、生乳増産による育成牛の増加に伴う受け入れ支援などを目的とした「町営牧場入牧料の減額措置」、飼料用トウモロコシの種子代の助成を行う「自給飼料基盤強化対策事業」を、平成21年度には中期的な後継牛確保対策として、「雌雄判別精液購入助成事業」を、さらに平成22年度には、経済性の高い和牛への改良を促進することを目的とした「優良和牛繁殖雌牛保留対策事業」や幕別町家畜伝染病自衛防疫組合が実施主体となる「家畜伝染病特定疾病互助事業」の立ち上げなど、ゆとりみらい21推進協議会と連携を図りながら、さまざまな畜産振興施策を講じてきたところであります。

また、新年度におきましても酪農・畜産農家に対する支援策として、昨年度からの継続事業であります「優良和牛繁殖雌牛保留対策事業」、あるいは「雌雄判別精液購入助成事業」の延長などの畜産振興施策を講じる予定であります。

営農用水料金の引き下げとのことでありますが、本町の営農用水料金につきましては、管内近隣の町村と比較いたしまして、高いレベルにあるわけではなく、同程度か、逆に低いレベルにありますことから、営農用水料金の引き下げに取り組む状況にはないものと考えております。

そうしたことから、農協等関係機関と連携を図りながら、前段申し上げたような生産振興にかかわる施策を講じていくことが重要であると考えております。

次に、ご質問の5点目、「大樹町や更別村の水道料金との差額に対する料金助成を行い、不公平をなくすこと」についてであります。

忠類地域におきましては、現在、主に忠類市街地を給水区域とする忠類浄水場系と、平成15年に完成した西部浄水場系、そして今年度完成した東部浄水場系の3系統の簡易水道施設を管理しているところでありますが、これらの営農飲雑用水の整備が完了する以前は、東部地区は明和地区営農用水、西部地区につきましては朝日地区営農用水、日和地区飲雑用水、協徳地区飲雑用水のそれぞれの利用者で組織する利用組合管理の営農用水施設がありました。

また、それらの区域外である元忠類・日和地区の一部で更別村の簡易水道を、西当、協徳、共栄地区の一部と晩成地区では大樹町の上水道から区域外給水を受けることにより、水道施設を整備してきたところであります。

更別簡易水道を利用している方は7戸で、そのうち更別村との料金体系との比較でいきますと、酪農用の区分の家庭が3戸、月使用量の平均は199立方メートルであり、料金は3万2,840円であり、幕別町の簡易水道料金に当てはめると2万6,317円で差額は6,523円となります。

営農用の区分の世帯は3戸であり、月使用量の平均は36立方メートルで料金は7,200円、幕別町の簡易水道料金では6,431円となり、差額は769円と、それぞれ本町が安い料金体系となっております。

また、1戸は家事用の区分であり、月使用量は16立方メートル、料金は3,200円で、幕別町の簡易水道料金に当てはめると3,663円となり、逆に463円、本町が高い料金となっております。

次に、大樹町の上水道を利用している方は29戸で、そのうち、大樹町との料金体系との比較でいきますと、家事用の区分が7戸で月使用量の平均が12立方メートル、料金は3,040円、幕別町の簡易水道料金では2,847円となり、差額は193円となっております。

残りの22戸は営農用の区分であり、月使用量の平均が113立方メートル、料金は1万8,580円で、幕別の簡易水道料金では1万5,825円となり、差額は2,755円と、本町の方がそれぞれ安い料金体系となっております。

ご指摘のとおり、他町村から給水を受けている方36戸のうち、ほとんどの方が本町と比べて総じて

高い料金を支払っておりますが、これを今から幕別町の簡易水道の給水に切りかえていくことは、それぞれの町村の水道の認可区域及び浄水場等経費の精算金の観点からも難しいものと考えております。

また、ご質問の差額に対する料金助成であります。今まで忠類地域内におきましては、町条例に基づく料金体系と明和地区水道利用組合との料金体系が異なり、使用料金が不均衡な状態でありました。

平成 18 年度から整備が進められてきました忠類東部地区簡易水道整備工事も順調に進み、新年度から使用料金が統一されますが、一部大樹・更別両町村から受水されている 36 戸の方々とは、給水時にそれぞれの町村と協議を行い負担の割合を定めており、町の負担にも違いがありますことから、料金助成等につきましては 2 町村とも協議を行い、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8 番（増田武夫） 再質問をさせていただきます。

この時期に、この問題を取り上げた理由なのでありますけれども、一つは再三議論されておりますように、町民の経済状況が非常に悪化しているということで、水道料金の負担感が非常に重いと、こういうことがあること。それから、今の答弁にもありましたけれども、もう一つは忠類の東部地域が今度簡易水道の料金に統一されるということで、この機会に全体の料金を見直してするほうがいいのではないかとというのがもう一つ。それから三つ目には、合併時の約束として、やはり歳入では合併特例債の借りかえなどで、計画では 28 億円程度の財政効果が生まれると。歳入全体では 40 億円、それから歳出の件の人件費だとか物件費、その他の削減によって、78 億円ほどの財政効果が生まれると。15 年間で 114 億円の財政効果があるのだと。そうした財政効果をもとに、新町全体の福祉や住民サービスの充ち、それから使用料、住民負担上昇の抑制、こういうものがそうした財政効果でなされていくのだと。こういう合併時の住民に対する説明でありましたし、合併してくる我々も、そのことを期待して合併してきていたわけです。そのこととの関連がある。

それから、暮らし応援をして、やはりその暮らし応援をすることによって、応援された人たちの購買意欲なども沸いて、そしてその町内の中の活性につながると、循環型の経済状況がそこで促進されると。こうした点で、減免制度は非常に重要でないかということ。それからもう一つは、再三町長も言われているように、公正な行政でなければならないと。こうした点もありまして、この問題を今回取り上げさせてもらったわけです。

1 点目の水道料金の値下げの問題でありますけれども、今説明にありましたけれども、受水費が平均で 17%、トン 1 万 2,000 円が 1 万 320 円、それから従量料金 35 円が 27 円となったということで、今後、年間 3,800 万円程度の経費の削減が行われているということがあります。

それから、もう一つは、値上げの 15%ほど、14.51%値上げする際に、町が公営企業の収支の計画表というものが出されているわけですが、この計画表による欠損金だとか、累積の欠損金のこの状況が、値上げ前の平成 22 年度の見込みにおきましても、非常に財政状況が好転しているということが挙げられるわけです。例えば累積欠損金も町長の答弁でも 10 億円ぐらいあるからなかなかというお話でもありましたけれども、しかし平成 23 年度の計画にありましても、先ほどの値上げ時の計画では、12 億 5,000 万円ほどの累積欠損金の予定でありましたけれども、23 年度の計画では 10 億 1,600 万円と、2 億 3,000 万円ほど累積欠損金でも低下していると。その上に今回の受水費の軽減が出された。こういうことを考えてみましても、やはりそれに見合った、それにそういうものがあっても、さらに悪化していくような計画では、なかなかそういうことにも手をつけられないと思うのですけれども、こうした水道会計の好転、それからその受水費の削減などを考えれば、やはりなるべく早くその好転を住民のために生かしていくべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、累積欠損金なんかも 10 億円までに今下がりました。

一つには、昨年、高料金対策で交付税が大幅に措置されたというようなこともあったわけでありま

す。

今回、実は企業団のほうからそれぞれ7市町村で構成する町村にそれぞれの減額率が示されたわけでありまして。当然これを、今、増田議員がおっしゃるように、水道料にはね返して減額することがどうかというようなことが言われました。今、管内で一番水道料高いのが実は池田町、うちが3番手、その後に、芽室、音更、その広域企業団に加入している7団体のほとんどに高いところがランクされているものですから、この際、そういったことも考えようかということの話し合いも実はあったわけですが、一つにはうちは累積の欠損金がまだ10億円余りがあると。

さらにもう一つは、今回3,800円低くなったけれども、これでそれではずっといいのかということ、今、企業団から言われているのは、今度は企業団で施設した備品、また特に平成になってから、昭和の後の後半にあった設備がもう25年ぐらいたってきて、今度これが更新時期を迎えてくるとなると、また町村にその負担がお願いしていかなければならないというような、実はそういう話もあったものですから、ほかの町村も一応23年度については見送ろうかというような意向でありました。私どもは、前にも議会でご答弁させていただいたのは、何とかこれ以上は上げないで、今の体制以上なことはならないよということのようなことは申し上げたわけでありましてけれども、それでも少しでも安くできるものは下げることが一番望ましいのだろうというふうに思いますから、そのことはだめだということではありませんけれども、しばしちょっと様子を見ていくことが必要かなというようなことで、今回は料金にはね返させないで、いわゆる内部留保資金で欠損金の減額あるいはこれから必要となるであろう、いわゆる老朽管の更新等の事業の留保ということでは今は押さえているところであります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） もう一つは、今うちの受水の1万300トン、これが責任の受け入れのトン数なのですが、これは調べてみますと、1日の給水量の平均は大体毎年6,000トンちょっと超えたぐらいで、平成23年の計画では6,166トン、それで最大の給水量を見ますと7,000トン、平成19年には7,671トンで7,500トンを超えているのですが、平成21年は7,091トンということで、人口はふえていっていないということもある、それから節水の考え方が普及してきたということもあって、やはり8,000トンを超えることはまずないのではないかとも思われると思うのです。この1万300トンのこの計画と申しますか、受け入れのトン数を8,000トンなりなんなりに減らすことはできないのか。これはやはりそれは減らすことができるのであれば、年間2,000万円なりなんなりが節約できることになるわけですが、その努力はされるおつもりはないでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 責任水量割りについては、最初の企業団のスタートの時期にそれぞれの計画に基づいて割り振りしたものでありまして、うちが8,000トンであれば、池田はもっと余っているとかあるいは芽室は足りなくなって帯広市から分けてもらったとか、そういうやりくりは内部ではしておりますけれども、総体の水量が決まって、それによってそれぞれに分けておりますので、今、うちは実際これだけしか使っていないので、何とかその分を下げたいといっても、これはちょっと認めてもらえないというのが実情でありますし、本当は逆に帯広市は人口が伸びて足りなくなったから、うちの分を買ってくれるのだということになれば、それでは解決はできるのですけれども、逆に今言うように、芽室のほうでも、池田のほうでも余っているというのが現実なものですから、うちだけそれを減らしてくれということにはならないというのが実情であります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） いろいろと難しい問題はあると思います。過去にはうちが猿別川、この水系を閉じるということもあって、ふやしたと。そのときに、芽室が減らしたというような経過もあったと、合併前の話だと思いますけれども、聞いておりますので、やはりそういういろんな他町村との関係もあって難しい面はあると思いますけれども、そういうこともぜひいつも頭に置いてやっていただきたいなというふうに思います。

それから、簡易水道料金の値下げ、引き下げの問題でありますけれども、簡易水道、答弁にもありましたけれども、4年かけて忠類の簡易水道はこちらの水道料金に合わせて62%ぐらい高くなったと思うのですが、そうしたこともあって、やはり忠類の住民も水道料金は値上げされて高くなったということで、非常に何でこんなに高くなったのかというようなことをよく言われるわけなのでありますけれども、先ほども言いましたけれども、これからのまちづくりの中で、やはり合併してよかったということにしていくためには、先ほど言ったような財政効果をいろんな面で生かしていく必要があると。そういうことも考えて、現在の水道料が一足先に値上げされたということもあるわけなのでありますけれども、全体を引き下げていく努力を今後ともしていただきたいというふうに思います。

それから、2番目の減免制度の問題でありますけれども、3年前に値上げするときに、いろんな困難な人に、その値上げ前の料金に据え置くような福祉対策が行われたわけです。この福祉対策が来年度からなくなるということで、次の滞納の問題とも関係してくるわけなのでありますけれども、最も必要な水がなかなか料金が払えない。滞納している人が4%というようなこと、お話でありましたけれども、やはりこれだけ年金なんかも非常に困難な状況になる、それから経済状況も大変だということで、失業するだとか、いろんな状況の中で、やはり減免というものが非常に大事な要素に、これからのまちづくりにとって大事な要素になるのだというふうに思うのです。相談に来れば分納だとかいろいろな相談に応じるということもあるわけなのですが、分納したにしてもなかなか払わなければならないという事実には変わらないわけで、そうした点ではやはり減免をきちっと行って、そして収入の極端に減ってしまっただとか収入のない人たちが、安心して水を飲めるような状況をどうしてもつくる必要があると。

残念ながら、この3年間の激変緩和措置がなくなるということですが、3年間たったからって、そういう人たちが激変緩和になれて払いやすくなるということはないわけで、やはりこの制度は強化して、さらに続けていくべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 水道事業会計、いわゆる公営企業独立採算性という観点からいくと、なかなかその減免制度というのは、制度を設けていくことは難しいのだろうと。これは今までもずっとそういうようなことで言ってきました。

ただ、前回の措置は、福祉サイドの点から見て、現実に高齢者だとか母子世帯ですとか障害者世帯で、現実に生活に困窮されているような方を福祉サイドの施策で拾うことができないかと、応援することができないかというようなことで、3年間の助成措置を設けたわけでありまして。そういったことから、水道会計自体において減免制度を設けるということではなくて、福祉サイドの中で、そういったことがこれからも考えていくことができないかどうかということが論議されていくべきでなかろうかなというふうには思っております。

ただ、水道、先ほどから増田議員も言われるように、一番大切なものが水である、水道であるわけですから、まずはその水を確保しなければ生活をしていけないということになると、当然お支払いをいただく方についても、まず一番先には水の料金を支払っていただくのが一番かなというような気もするのですが、これはなかなか難しいのと、この後の給水停止もそうですけれども、全く納められない方はさっきも言ったように本当に居所不明の2人か5人しかいない。あとの方はみんな納めるのですけれども、その納めるまでの経緯がいろいろあって、催告があったり督促があったりいろんなことがあって、給水停止をしますよと言ったら納めてくれるというようなこともあって、私は何とか高いことは、これはもう先ほど来言っていますように、ご指摘のとおりなのでありますけれども、何とか水道料についてはご理解いただく中で納めていただくように、そしてまた我々としては今言う減免ということではなくて、福祉施策の中で何か考えられるようなことがあれば、また考えていかなければならないし、先ほどご指摘あったように、水道料金そのものを下げていくということに努力はしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、制度として水道会計の中に、今、減免制度を設けるということは、ちょっと難しいのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 独立採算性ということで、そういう中では設けられないということは、再三答弁されているのですけれども、本来は独立採算性ではあっても、水道会計の中で減免制度をきちっと持つことが僕は本来だと思いますけれども、しかしそれができないということであれば、福祉施策の中で援助をやっぱりすべきだと思うのです。

それで、まず大切な水の料金を払ってほしいと、こう言われますけれども、一方では国保税も滞納家庭が19%、20%近く滞納していると。やっぱり共通しているわけですよ、払えというような人たちは。だから、そうであれば、やはりまず生活するほうも水から先に払うのだと思うのです。だから、国保は病院に行かなければ、仕方ないかということで払わない、水道から払うというようなことになるのだと思うのですけれども、それでも全体では518世帯に督促を出さなければならぬような状況だと。しかし、督促されても、なおあれで、25世帯、今年度は30世帯ぐらい給水停止に至ると。

やはりとめられたら生きていかれませんので、まず何らかの形で払って、最終的にとめ続けているのはいない人だけだよと、これは当然の話で、生活しているのにとめられていたのでは、死んでしまうわけで、だから、そうした点では国保なんかも滞納しているけれども払わないで、まずこれを払うということにはどうしてもなると思うのですけれども、だけれども、やっぱり安心してそういう収入が突然なくなっちゃったりしても、安心して水だけは飲んでいかれるような町にしていけないと、それこそ質問の一番最初でないけれども、やはりこの町に住みたいということになっていかなければと思うのです。

だから、やはり少なくとも3年間の時限のものは延ばすべきだし、もっと充実させてもう少し充実した援助をすべきだと。それがやはり生活していく上で最低のこの条件ですので、それはぜひやってほしいと思いますが、いかがですかね。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 水道料の高い安い、先ほどから言っていますけれども、それぞれの市町村にそれぞれの理由があって、特に本町の場合は、何回も言っていますけれども、幕別と札内が上水道をつなぐ、その間9キロあたりでは、水道を利用される人がいないというようなこともあって、その分がすべて受益者負担だということにかかっている部分が水道料金を押し上げているということになるわけですが、我々としては先ほど言いましたように、福祉施策の中で少しでも負担を軽減していくという手法ももちろん大事でありましょうし、先ほど言われた水道料金そのものを少しでも下げていくことに努力していくことも大事なことになるだろうというふうに思っていますので、それらも含めて、できる限り負担をふやさないように、あるいは減免なり、助成なりという制度が確立できるような方向の中で、いろんな検討はしていきたいというふうに思いますけれども、なかなかそれ、今言ったように水道だけですべてが解決するものでもないし、いろんな問題、増田議員おっしゃられるように、1人の人間が払わない、滞納するというのは、大体二つ、三つ、四つと、重なっている部分が多いというようなこともありまして、それではすべて減免すればいいのかということにもなかなか難しい問題もあるのだろうと思いますけれども、いずれにしましても、何とか料金の安い価格の中で安心して水を使ってもらえるような体制づくりということは、これは当然我々としてやっていかなければならないことだというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 1人の人間が、幾つもの公共料金なんかを滞納せざるを得ないというような状況も広範に存在しているのだと思うのです。

次の給水停止の問題なんかも、給水停止が目的でないのだと。やっぱりそのことによって、みんなと住民との接触を図っていく一つの手段のような考え方のようでもありますけれども、しかしやはりその考え方そのものがちょっと違うのではないかなと思うのです。住民と町との信頼関係がきちっと構築されていけば、いろんな困難なことを町にも相談に来たりいろいろすると思うのですけれども、そういうものが築かれていないと、なかなか呼び出しても、ただ計画的に払えだとかそういうことしか

詰められないということになると、やはり町との接触もなかなかしない、信頼関係がきちっと築いていかれないということにもなっていきかねないと思うのです。

だから、そうした意味で言えば、それは払ってないから給水停止しますよという、給水停止予告をされれば、これはやっぱり給水停止されたら大変だから、まず何を置いてもそれを払うということにこれはなると思うのですけれども、しかし、だから、そういうことに援助をすれば、その援助がほかの滞納にもいい影響を与えていく。

だから、全部すべて減免を完璧にしなくても、例えば国保税なんかの減免制度をきちっとすれば、水道料は払えるようになるだとか、そういう関係にあるのだと思うのです。やはり生きていくためにどうしても必要な水は、お金がなかったら減免で安い料金で受けられるのだという、そういう温かさといえますか、町の姿勢というものがそこにあらわれれば、住民との関係も良好になっていくし、やはり生活していく元気も出てくるのではないかと思うのです。

だから、ぜひこの命に欠かせない水は、きちっと減免の制度としてできなければ、福祉できちっと救っていくべきだと思いますけれども、もう一度その辺の。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私はさっきから言うように、命にかかわる水は、まず一番先に料金を払ってゆっくり安心して水を飲んで生活していただくのが、私は大事なことなのだろうかと思いますし、もう一つ今信頼関係ということでありましたけれども、信頼関係はもちろん町職員として大事なことです。当然だと思いますけれども、ただ信頼関係ということは相手も信頼をしていただくことにつながらなければ、お互いの信頼関係ができないのですけれども、その相手が話もできなければ、顔も見られない。そんな中で一生懸命一方的に走って行って、いないから、はがき置いて帰ってきてというような繰り返しの中でいくと、これもなかなかおっしゃられるように信頼関係できてこないのかなというふうに思いますし、私どもはさっきから言うように、決して困っていて払えない、本当に今何も持っていない人に、その場で金を払えなんていうことを言って接しているわけではなくて、何か月も前から連絡をとり合いながら、どうですかと言いながら接触をしたいと、あるいは接触をしながら、お願いしたり、お互いに相談し合った中で、信頼関係ができていくのだろうというふうに思うのですけれども、今の停止までいくような方は、逆に信頼関係どころか、もう払わないのだ、払うことが必要ないのだみたいな言い方の中でお互いの接触をしていると、なかなか結果としていいものに出てこない。そういうような停止的なところまでいってしまうのかなというふうに思いますので、さっきから言うように、答弁にもありますように、停止することが目的ではなくて、何とか接触しながら、お互いの信頼関係の中で解決していきましょと。そういう道のためにも、そういう道をこれからつけていくためにもぜひ接触をし、話し合いをし、そして納めていただくようにお互いに努力なり、手法を考えていこうということが、これからも私は大事なことなのだろうというふうには思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） これ、こっちに例えば、困難でもう収入がなかったら、こういう減免制度もありますよ、福祉の援助もありますよということであれば来ますけれども、そういうものもなく、払ってないから接触して払いなさい、払いなさいでは、これは信頼関係につながっていかないのだと思うのです。だから、本当に困っている人もいるわけです。それは不屈きな人もいると思うのですけれども、そうでなくて、やはりこの払わない本当に多くの方は、やはり払うのが困難で、払えない人がほとんどだと僕は思うのです。だから、そういうことから言えば、そういう人に対しては、こういう救いの手がありますよというものもきちんと町のほうでやっぱり用意しないと、それは信頼して信頼関係を結ぶということにはならないというふうに思うのですよね。

だから、これはいろいろな場面でもそうだと思うのですが、ぜひともそういう姿勢をとって、やはり福祉でもなんでもの形でも構わないと思うのですが、援助のそういう施策をぜひとっていただきたいと、このことを求めたいと思います。

それから次に、営農用水料金の引き下げの問題でありますけれども、町でもいろんな営農に対する

援助はしていると、るる述べられましたけれども、そうした点は大いにこれからも頑張っていたきたいというふうに思います。

ただ、今回、忠類の東部地区が簡易水道料金と同じ料金になるということで、恐らくその人たちは今度の料金については非常にびっくりする、今まで安い料金のあれでやっていましたので、そういうことになると思うのですけれども、今、酪農で言いますと、大体 100 頭飼っておりますと、普通の経営では大体 200 トンぐらいの水を使います。それから、やはり今 100 頭というのは少ないほうのようなもので、やはり 500 頭だとか 1,000 頭なんていう人も中にはいるのですけれども、だからそういうことからいうと、300 トン、500 トンと月に使うのが珍しくないというふうに思うのです。

そういう中で言えば、例えば 400 トン使えば、幕別の簡易水道では年間 60 万円からの水の料金になるのです。やっぱりそういうことになると、やはり自分で管を打って自前で賄うだとか、わき水を使って飲み水だけはそっちで賄うだとかということで、どうしても簡易水道、水道からの利用を減らす努力をせざるを得ないという、そういう関係にあるのだと思うのです。

やはりそういうことを考えますと、今度、忠類地域の全域が簡易水道料金になるということのを考慮しますと、やはり直接的にそういう経営支援をするためには、もう少し、先ほど 4 割ぐらい減免しているのだというお話で、これはこれとして、大切なことだと思うのですが、さらなる援助をすべきではないかと、さらなる引き下げをすべきではないかと。

そのことによって、自分で苦勞して自賄いの水を確保するというでなくて、下がったことによって簡易水道をみんなが使うということになれば、低くして設定しても、収入としては従前の収入を確保できるというようなことにもなると思うので、そのことを再度求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 簡易水道につきましては、先ほどもちょっと答弁書で触れましたけれども、管内的に見ても本町の簡易水道は、順位でいきますと大体中ほど、9 番目ぐらいだというふうに言われますし、この後 5 番目に出てくる質問のように、更別、大樹のほうがずっと高いというのが実情のようでありますから、そういった意味では、特別上水道からすると、幕別の簡易水道料金が高いということにはならないのだろうというふうに思っております。

ただ、おっしゃるとおり使う量が非常に大きな量を使われますから、この辺はいろいろ負担される方については大変な面があるのだろうと思いますけれども、ただ、これも酪農家の方も忠類あるいは幕別、札内、いろいろいらっしゃって、簡易水道を使っているところもあれば、札内のほうに行くと上水道を使っている農家もあつたり、酪農家もあつたりというようなことで、そうすると、上水道使っていると非常に高い料金になっているのかなというようなこともあります。

そういったことで、今までは 20 トンまでは 200 円のやつを、それ以降は 4 割減にしているというようなことで対応してきたわけでありまして、今回、忠類地区が一本化されるということでもありますので、今後の料金体系というのは、これは考えていかなければならないわけですし、ずっとこれ料金今まで据え置いてきておりますから、これを上げるというとまたおかしいことになるのかもしれませんが、ただ、料金あるいは酪農家に対する支援といいますか、助成ということについては、町全体の中で考えていく必要はあるのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8 番（増田武夫） この際、東部も一緒になるということもあって、この際、提案したのが、大樹と更別の水道を利用している人たちの関係なのですが、大体大樹にしても更別にしても、二十五、六%のこっちの料金より、使う量にもよりますけれども、大樹の水道であれば 300 トン使えば 26.8%こっちより高いと。そんな関係で、やはりこの公平ということからいえば、公平にするということで、忠類の簡易水道も高いこっちのほうに 4 年かけて合わせたわけですね。そういう点からいえば、今回全体が一緒になるということも考慮して、この更別や大樹の水道を利用している方々については、やはりうちの簡易水道料金まで引き下げることが、料金直接することはちょっと難しいと思うので、そ

れは何らかの形でそれは支援すると、そして同じ料金にするという必要でないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 公平性ということからいきますと、まさか更別、大樹にうちの料金と合わせてくれというようなことは、やっぱり申し上げることにはならないわけですから、結果的には高く納めてらっしゃる方に対して、町として応分の助成をするなり、何らかの方法ということになるのだろうと思えますけれども、先ほどちょっと数値を申し上げましたけれども、単純に足し算していくと、大体100万円ぐらいかかることにはなるわけでありすけれども、そういった中で、片一方ではそういう高い料金で営農をされていると。そして、先ほど言いましたように、日新ですとか西和ですとか途別のほうに行くと、上水道の料金で減額なしで高い料金で今やってらっしゃるところもあると、そういったことを考えると、やはり全体的なバランスを考えていく必要があるのかなということと、また区分が酪農用とか営農用だとか一般家事だとかと、いろいろなそれぞれの町によって、簡水の分け方もあるようなものですから、そういったこともどうなのかなということで、一応内部で検討をさせていただきたいということは、先ほども申し上げたのですけれども、古くは忠類村時代からこういうお話は出ていたということもお聞きしましたので、そういったことも踏まえながら検討すべきでないかなというふうに私は考えております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） いろいろな複雑な要素があるとは思いますが、安かったものだけ合わせて4年かけて高くしたけれども、高いのはそのままだというのは、これは片手落ちだというふうに思うのです。

やっぱりこれ行政側の都合といいますか、いろんな要素があるのですが、大樹のものを利用したり、更別のものを利用したりするのは、それぞれの関係で、そうせざるを得ない当時の状況があって、そのようになったわけなのですけれども、そうであれば、町民として住民として、やはり同等な扱いを受けるような措置をやってほしいと、そういうふうに思います。

それにいたしましても、予算が必要なことでもありますし、それから今言われたような水道水を使っているという、簡易水道でないところもあるというお話ですので、そうした点の扱いも考慮も要ると思うのですが、ぜひともそうしたことも考慮して、簡易水道料金並みの料金でいかれるようにやってほしいと思えますけれども、そういう方向で検討してもらえるということですか、どうですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 簡易水道、上水道含めて、営農酪農対策として、どういう料金体制がいいのか、そして今言うように、公平な負担をしていただくためにはどのような手法をとったらいいいのか、それらを検討してはどうかということでもあります。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、15時15分まで休憩いたします。

14:59 休憩

15:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

公的保育の堅持を。

今、世界では乳幼児期の保育がその後の人生に極めて大きな影響を及ぼすことが明らかになり、質のよい保育をどの子にも保障することが大切な課題となっています。

ヨーロッパでは就学前の2年間は、どの国でも保育料を無料にするのが当たり前になってきています。

また、保育の重要性が広く認識され、国と自治体の責任で保育を充実させるのが世界の大きな潮流となっています。それに反して日本の政府は、20年近く保育の充実どころか、公立保育所の民営化など、規制緩和に終始し、後ろ向きです。

今、民主党政権は「子ども・子育て新システム」という名で日本の保育制度の大転換を目指しています。

新システムで論議されている内容は大きく二つあります。

一つは、保育所制度を市町村が責任を持って実施する公的な現在の制度を廃止して、介護保険制度をモデルにした保護者が自己責任で事業者と直接契約する制度へと転換することです。

もう一つは、それぞれの理念のもとで実践を積み重ねてきた幼稚園や保育所を、これまでの経緯や現場の状況を踏まえた十分な論議もせず、子ども園として一体化しようとしていることです。

新システムでは、①市町村は保育所入所に責任を持たず、保護者は保育所を自力で探し、直接契約をしなければならない。②国の定める最低基準がなくなり、子供の命、安全が危険にさらされる。③保育料は、保護者の所得にかかわらず、負担がふえる仕組みになり、お金がなければ必要な保育が受けられなくなる。④保育所の経営が不安定になり、保育者の労働条件の悪化につながるなど、児童福祉制度として機能してきた現行の保育制度が解体されてしまいます。

既に幕別では、第2次保育所民営化計画が進められていますが、保育所を必要としている子供たちに、量的にも質的にも市町村が責任を持って保育を実施していく公的事業としての保育制度を堅持していかなければなりません。

したがって、次の点について伺います。

- 1、児童福祉制度としての現行保育制度を堅持すること。
- 2、子ども園制度は進めていかないこと。
- 3、国に「子ども・子育て新システム」の検討を中止するよう求めていくこと。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「公的保育の堅持を」についてであります。

ご質問の要旨にもありますように、政府は、幼保一元化と民間参入などを盛り込んだ「子ども・子育て新システム」の基本制度の要綱案を昨年6月にまとめ、現在、開会中の通常国会に関連法案を提出し、平成25年度の本格実施を目指す考えであります。

この「子ども・子育て新システム」の基本制度要綱案によりますと、一つはすべての子供への良質な育成環境を保障し、子供を大切にする社会、二つ目に出産・子育て・就労の希望がかなう社会、三つ目に仕事と家庭の両立支援で充実した生活ができる社会、四つ目に新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会の実現を目的に、政府の推進体制・財源の一元化、社会全体による費用負担、基礎自治体の重視、幼稚園・保育所の一体化、多様な保育サービスの提供、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すものであります。

ご質問の1点目、「児童福祉施設としての現行保育制度を堅持すること」とご質問の2点目、「子ども園制度は進めていかないこと」についてであります。政府が「子ども・子育て新システム」を策定し、推進しようとする背景には、改善しない「少子化」問題があります。

平成2年のいわゆる「1.57ショック」で少子化傾向が注目を集め、以来、20年が経過しております。

この間、平成6年には「エンゼルプラン」が示され、平成15年には「少子化社会対策基本法」の制定、翌平成16年には「少子化社会対策要綱」が策定されるなど、国全体で取り組みを進めてきたところであります。しかしながら、平成21年の合計特殊出生率は、1.37と改善の兆しが見えないのが現状であります。

このようなことから、政府は、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムとして「子ども・子育て新システム」を策定し、少子化対策を進めようとするものであります。

現段階では、制度の詳細につきましては、検討会議の作業グループのもとに設置された三つのワーキングチームで、具体的な検討が進められている状況でありますので、その検討の推移を注視し、対応をしてみたいと考えております。

ご質問の3点目、「国に「子ども・子育て新システム」の検討を中止するよう求めていくこと」についてであります。

先ほども申し上げましたが、新しいシステムの全容が示されていない段階でもありますが、逆に「少子化」の問題は、社会全体の大きな課題でもあり、社会全体で新たな対策に取り組まなければならない状況にあるものと考えるところであります。

そのようなことから、関係する多くの学識者や当事者が集まり、早急に実効性のある新しいシステムを構築するため、十分な協議がなされることが必要であろうと考えておりますので、現段階で検討の中止を求めていく考えは持ち合わせておりませんことを、ご理解いただきたいと存じます。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今、民主党政権下でのこの「子ども・子育て新システム」この内容は少子化対策ということではなくて、経済対策、雇用対策としての保育、そして今ある福祉としての保育の内容、それを根本的に変えていくものだということが、この検討会議の中の資料の中でも明らかになりました。今、保育団体からは、これは本当に公的な保育の制度が根本から崩されるとして、大きな問題になっているところなのですが、その認識としては、この町としてはどのように押さえているのかと思うのです。本当に少子化対策として、今の民主党政権、この「子ども・子育て新システム」を導入しようとしているのか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私どもが聞いておりますのは、昨年1月29日に関係閣僚構成員とする子ども・子育て新システム検討会議が設置され、さらに、6月29日に同会議で取りまとめられた子ども・子育て新システムの基本制度案要綱が、少子化社会対策会議で決定をされた。そして、その後、子ども・子育て新システム検討会議作業グループのもとに設置された現在三つのワーキングチームで、具体的な検討が進められていると。

その中で、今後の検討課題として子ども・子育て新対策、幼保一体化の具体化、多様な給付メニューの創設など保育サービス拡大の仕組み、あるいは市町村に対する負担金、補助金の仕組み、あるいは社会全体による費用負担の合意形成、恒久財源の確保、こういったことが、この制度の中で今いろいろ論議をされているというふうに、私どもはお聞きをしているところであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 少子化対策検討会議のその部分で検討されているということで、私の資料といたしましては、この今進められていようとしている新システムという中では、問題点がありまして、一つは市町村が保育所の入所に責任を持たなくてもいい。介護保険制度をモデルにした施設と保護者との直接契約になる、そのように制度を展開していこうとしているということが、私の手元には入ってきております。

そうしますと、本当に保育が必要とする、そういう人たちが保育所に入れなくなるような、そういう関係になってくのではないかということなのですが、その町として、自治体として行うことは、保育の必要度を認定する、これは働く保護者、その人たちの就労時間に応じて保育の時間を認定していく、こういうふうに変えられようとしている。

それともう一つは、自治体から保護者に助成・補助金と出されるのですが、それは施設に直接支払われる。このように変えていこうとしているということなのです。これが自治体の責任ということで、保護者は自分でその入所する保育所なりを探していかなければならない。また、手のかかる子供や障

害を持つ子供たちが本当に保育士の手が多くかかるということで、なかなか保育所入所に入れないのではないかという危険もあるということが懸念されております。

それと、市町村は待機児、幕別で言えば、乳児がなかなかその年によりまして入れないような状況もあるというふうに、町のほうからお答えいただいているのですが、そういうところもしっかり把握できなくなる可能性があるということですね。

そうしますと、自治体は乳幼児の子育てや保育の状況を把握する、そのことが低く、そういう姿勢が低くなってくのではないか、こういう危険性があると、私は資料として思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、少子化対策全般の中で、今、一部として保育所問題が野原議員から取り上げられたのでしようけれども、先ほどの言ったメニューの中でいきますと、多様な給付メニューの創設など、保育サービスの拡大の仕組み等の具体化というような内容になってくるのだらうと思えますけれども、お話ありましたように、一つには待機児童が特に都市部において非常に多くなっている。これを解消するための一つに、いわゆる民間の活力を導入して、いろいろ民間の力の中でこれらを解消していこうというようなことが論議をされていると。

もう一つは、保育所の待機児童がふえているのに、既存の幼稚園の児童数、子供数の数がどんどん減っているんで、これを一体化することによって、いわゆる待機児童の解消につながっていくのではないらうかと。これに対しては、幼稚園側が猛烈な反発をしているようですから、先般の会議も両論併記のような形での結論しか出ていませんけれども、そういったことを含めた中で全体的な少子化対策であり、保育所の今後のあり方、あるいは民間と行政が担う役割、そういったものの検討が、今のシステムの中で検討されているのだらうというふうには押さえております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 待機児の解消ということであれば、公的な保育所を増設していく、ここが一番の子供に責任を持った保育行政になっていくと思うのです。

なかなか公設の保育所が、都市部ですけれども、建てられないというところには、公的な支援というのが一般財源化されて、なかなか保育のほうに回らない、そこに大きな原因があるというふうに私は押さえております。

ですから、国がしっかりと保育に責任を持つ、自治体が責任を持つということであれば、そこに財政措置をしっかりと行っていく、これが健全な子供を育て、将来的に社会にしっかりと巣立っていく子供を育てていく基礎になっていくというふうに私は思います。

今、町長がおっしゃいましたように、保育園と幼稚園との関係、そのところも幼稚園に入る子供たちが少なくなってきたので、保育所と幼稚園と一緒にしていく、保幼一元化、子ども園ということになってくるのですが、そこはそれでまたひとつ私は問題があると思うのですが、それは後でちょっと質問させていただきたいと思いますが、このシステムの中でもう一つ問題があるのは、国の定める基準が、民間が参入することによりまして、基準が低くなっていくのではないかと。

例えば今子供の1人当たりの最低面積は3.3平米、1坪ですよ、私たちの年代で言いますと。そのぐらいの面積が最低必要だと。それには遊んだり食べたり寝るということには、それが必要だということなのですが、新しく民間が導入されました都市部では、その面積が狭められていっているのだとか、それから保育士の採用も、今は8時間に見合うような保育士を正規職員で採用するということも、4時間パート、2時間パートでもいいと、そういうふうに基準が下げられて、緩和されてきているというところで、本当に子供たちに責任を持った保育ができるのかということ、都市部では大きな問題になっております。

この幕別町で、今そうになっているかということ、そうではないのですけれども、そういうところにもひとつ大きな不安があります。既に幕別では臨時職員という形で進められてきておりますけれども、都市部ではそういう形でやはり最低基準が下げられてきているというところに、民間が参入すること

によって、そういう不安が大きくなってきている。民間が入るとということは、利益を追求する一面もあります。ですから、利益がなくなってしまうたら撤退する可能性もありますし、やはり一番保育の中で必要な経費というのは、人件費にかかわりますから、そこが削減され、そして利益を追求するというふうになりますと、給食の部分が削られるですとか、そういう危険性もあるということで、保護者、それから保育者から大きな不安が出ているのですが、その点について、どのように押さえているか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げておりますように、今そういった子育ての新システムの会議がグループ討議になって、いろいろ論議されていると。この中には当然地方自治の代表者もいらっしゃいますし、保育士側の代表者も幼稚園の代表者も保護者も、あるいは学識者も、あるいは労使にかかわっての現場の保育士さんだとかなんかが出て、そこで今いろんな論議がされて、どういう方向にこれから持っていくかということが協議されているわけですから、私どもはそういった方向性を見きわめた中で、町としてどういうところ、今後それを対応していくかということが求められてくるのだろうと。

あるいはおっしゃるとおり、民間が担う役割、町が担う役割、これはまたいろいろ今の協議がなされる中で出てくるものもあるのかもしれませんが、私どもは十分論議をされ、そして双方といえますか、お互いが理解される中で、新しいシステムなり新しい制度ができてくるのが、また少子化対策に、あるいは待機児童の解消に、あるいは民間活力に、あるいは責任ある保育制度と、いろんなことの中でこれから対応はしていかなければならないというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今そのように進めている中で、かかわる方々がそこで今論議をしているということなのですが、そういう中で出てきた問題点が、こういうことの方角に行こうとしているというところに問題があるということで、今そうならないように公的な保育制度をしっかりと守っていこうという、そういう中での質問でありますので、もし町長がそれがまだはっきりされていないということでもありますので、では、私もまだはっきりされていない中で、こういう危険性が心配があるということでのお尋ねの質問になると思うのですが、そういう中でこういう危険性があるということを今ここでお話ししてしまして、そうならないために公的な保育制度をしっかりと守っていくということが、子供のために必要だということの立場で質問を今しているところなのです。そういう問題があります。

それともう一つは、保育料の問題なのですが、今でも幕別町の保育は国の基準よりも細分化されまして、7段階の14というふうに細かく細分化されて保育料も低くされているのですが、それでもこの料金でも、なかなか子供を預けたくても保育料が高くて預けられない。もうちょっと保育料軽減してもらえないだろうかという声がある中で、こういう制度が導入されますと、保育料の負担が収入に応じて決まるのではなくて、保育の量によって保育料が決められる、保育サービスによって保育料が決められる。ですから、収入があってもなくても8時間預ける、6時間預けるということによって、保育料が変えられようとしているのです。

そういう中で、保育時間が長い人ほど料金が高くなるですとか、それからまた、こういう民間が導入をされますと、そういう保育だけでなく、多様な保育という形で、例えば音楽を習わせないだとか、そういうことも進められていく中では、さらに料金が加算されるということで、お金がなければ必要な保育が受けられない仕組みに変えられようとしているのです。

だから、そうならないために、きちっと今これから、そういう中で声を挙げていくことが必要ではないかというふうに思うのですが、もしそういう状況になってしまうということになれば、本当に保育を必要としている子供たちが保育所を利用できない、保育を受けることができない、そういう状況になりかねないという心配がありまして、そうならないためにも、今しっかりと地方から声上げていく必要があると思うのですが、こういう保育料の問題についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられているのは、今のグループ討議の中で、そういうことが話題となって検討されているということでありますので、当然のことながら、先ほど言いましたように、私どもの代表もその中に入って、そういういろんな意見を戦わしているのだろうと思いますので、私どもの立場で今すぐどれをどうこうすべきだということにはならないと思いますけれども、おっしゃられるように、十分論議がされて、そして我々にとっては、やっぱり一番なのは、野原議員が言われるように、子供や親にとって安全な保育所が運営されることを望むということには、これはだれもが変わるものではないというふうに思いますので、いろいろ協議を進める中で、さらによりよい方向に向かっていただければというふうには思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） やはりしっかりと自治体としては、将来の子供たちに保育をしっかり行っていくというのは、自治体として福祉施策としての保育制度として、必要、堅持していかなければならないと思っております。

それで、今、幕別町では、保育所民営化計画という第2次計画が、今、進められておりますけれども、実際に、今、青葉保育所は指定管理制度になっています。それと南保育所はこれから民設民営に計画を立てているということです。それとさかえ保育所と北保育所は公設公営、それと中央保育所と今ある幼稚園は認定こども園制度にしていくと。三つのパターンになりますよね。

そうしますと、町の責任としては、こういう幼稚園と保育所と合わせまして、子供たちに対する制度、これに対しましては、責任の度合いがそれぞれ違ってくると思うのですが、この点については、町はどのようにして子供たちに責任を果たそうとしているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） それは全般、お示しをした本町の保育所の計画、幼稚園を含めた計画でありますけれども、具体的にそれらが今後進めていく中であって、町としてどういう責任をとるのか、あるいは民設民営がどのような形で進められていくのか、あるいは本当に認定こども園なるものがこれから設置していくことが可能なかどうか、まだまだいろんな課題はきつとあるのだろうというふうに思っております。

そういったことで、まずは今の話ではありませんけれども、国の制度自体もまだまだ変わっていく、あるいは変化していく部分があるのだろうと思いますから、そういったことも見きわめた中で、町としては町の責任、そして町の果たす役割を十分とらえながら対応していきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今、前段お話ししましたように、民設民営というふうになりますと、経済団体が参入してくるということになりますね。そうしますと、前段お話ししましたように、町としての保育所に対する責任はどうするのか、それから国の定める最低基準の緩和につながるのではないかと、それから保育料がどのように変わっていくのか、それから保育士の労働条件がどう変わるのか、このところが崩れていく可能性が十分にあると思うのです。

その心配があるものですから、先ほど、今、民主党政権が進めております新システムにつながっていく可能性があるという心配があるのです。ですから、国がどういうふうに進めていこうとしているか、それに沿ってこの内容も民設民営も変わってくる、国の制度によって変わってくると、そういうふうにお考えになっていると思うのですが、そうなりますと、指定管理、それから公設公営、これら子供に対する助成ですとか、そういうものも変わってくる可能性があると思うのです。だから、そうならないためにも、今までの保育制度というのが必要だと思うのですが、その変わっていく危険性について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどから言っておりますように、本当に、それでは札内南保育所が民設民営でやっていくことが可能かどうかという段階まで、まだそこまでは詰めた話にはなっていないのだろう

と思いますけれども、その当時計画を持ったときの一つに、民間でなければこれからの保育所、例えば建設するとき、札内南保育所や中央保育所はもう老朽化が来ているので、どこかで建てかえをしなければならないという話が出たときに、民設民営でなければ国の補助金も出ませんよとか、いろんなことがあって、そういう計画があり、それでは幕別中央保育所は幼稚園との一つにすることがどうかと、そういう計画が現在来ているわけですがけれども、それが今また新システムという名のもとに、どういふふうに変わっていくかがわからない状況ですから、我々は、計画はもちろん今の計画があるわけですから、それが今後どのように変化し、国の情勢や、またその新システムなるものが、どのようなことで町の責任なり、民間の責任になり、あるいはその補助金制度が国の財源の配分がどうなるのか、そういったことも含めて、私どもはこれから対応していかなければならないだろうというふうに思っておりますので、今の段階で、もう間違いなく民設民営でいくとか、全くやめてしまうとか、もう1回ゼロから建て直しするとか、そういったことではなくて、十分先ほど来申し上げておりますとおり、状況を把握しながら、踏まえながら対応していくことが大事であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） やはり保育所の建てかえのときに、しっかり交付税措置されて、町と国の責任できちっと建てられる、そういう財政措置があれば、町でも安心して保育所をきちっと建てかえていくということはできると思うのですが、国の指導というか、計画といたしまして、そういう状況で財政支援をしていくときには、指定管理ですとか、民間でなく、そういうところで建てるといふ計画でなければ、財源措置しませんという、そこに大きな問題があると思うのです。

ですから、私はその国にもそういう点からもしっかりと意見上げていくことが必要ではないか。きちっと子供たちに責任を持つ、国が財政支援するという姿勢を貫くことが、子供たちの安心した保育行政を行うという保障になる、財源の保障になると思うのです。そこがまた一つのネックになっていると思うのですが、そういうことではないというところには、町長の大変さもわかることはわかるのですけれども、でも保育というのは、福祉の分野ですから、国がそうしなければ、町できちっと責任を持たなければならないというふうにするのです。

そういうときに、こういう計画としてこれから国の制度がどう変わるかわからないので、計画は計画としてあるけれども、こういう計画で民営化を進めていくということは、町の姿勢は変わらないということだとは思っています。今のこの答弁の中では、国に対して、こういうことをやめてほしいとか、そういうことは一切言いません。けれども、この国のシステムに沿って民営化計画を進めていくということですから、今、町長のお答えになった、今後どうなるかわからないというお答えでしたが、答弁ではこのとおりに進めていくということですので、そこに私はひとつ矛盾を感じるのです。

ですから、そういう点ではやはり子供たちにしっかりと責任を持つということでは、町の責任で福祉としてしっかりと保育行政を進めていくということが大事ではないかというふうには私は思います。

それで、今、子ども園、それを進めていくということですが、今、子ども園で一番心配されていますのが、幼稚園と保育所を一体化した子ども園というのは、幼稚園の対象は保育に欠けない子供が対象、保育所の対象は保育に欠ける子供が対象、そういうところが一緒になりまして子ども園とするということですね。

そうしますと、今、現在の市町村に申し込む保育所の仕組み、それから幼稚園の仕組み、そのものではやはり直接契約、保護者が自分で探して契約する直接契約にするということと、利用料も収入に応じたものから、利用時間に変えた応益負担、認定時間を超えた部分は全額自己負担もあり得る、それから独自の教育内容や体操、音楽の課外活動の追加料金を認め、入学金や授業料の徴収も検討される。先ほど私お話ししましたが、こういうふうになりまして、本当に父母が安心して働き続けられるという保育の内容になっていくのかどうか、そこが一番心配されているところです。

ですから、こういう心配のされている子ども園というのは、私は進めていくべきではないと考えておりますけれども、今、中央保育所と幼稚園との子ども園のこの計画、これもこれからどうなるかわ

からないという、そういう考えでいらっしゃるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これも先ほど申し上げましたように、幕別中央保育所が老朽化して建てかえの時期が来たときに、今のまま、中央保育所として保育所を建てかえることがいいのか、幼稚園の数も減ってきているので、幼保一元化のことを考えると、幕別市街地には1カ所の施設でいいのではないかとというようなことが前提にあって、ちょうど認定こども園という話が出たときに、そういう計画を立てさせていただきました。

ここに新聞記事がありますし、私も、つい最近士幌の町長と話をし、十勝では唯一士幌に子ども認定園があります。どうなのだ、どんな課題があるのだというようなことを親しく聞いたのですけれども、3年目を迎えて順調にしているということを言いました。ただ、いろんな課題がまずあった。例えば保育士と幼稚園というのは、これは資格がまず違いますから、保育士が幼稚園の授業をするわけにいかないし、それでは、幼稚園の教員が保育を見ることにはならないと。同じ建物の中において、何でそんなことになるのだというようなことが、まず一番大きな要因だったというようなこともありましたけれども、大分今はなれてきて、もちろん先ほど言ったように、保育料と幼稚園料とは金額も違いますし、片一方は一律だし、片一方は所得で決められると。いろんな課題があるけれども、やっぱりなれてくることによって、今は随分親からも喜ばれているというようなことは聞きました。

ただ、これがすべてかどうかということでは、もちろんないのだろうと思いますし、また士幌だからできること、あるいはうちの町ではまた違うこともあるのだろうし、もう一つやっぱり大きなのは数がどっとふえた。いわゆる職員の数がどっとふえたというのが非常に大きな要因だ。今までより10人ぐらいふえたのではないか。これは逆に言うと、デメリットにはなるのでしょうけれども、そうかといって一遍に管理料が倍にふえたというようなことにはもちろんなっていないというようなこともありました。

ですから、私どもも、別にその今先ほど来申し上げておりますように、この新システムの中で先ほども言っているように、前の審議会の答申は一元化を外しましたので、一元化でもよければ幼稚園は幼稚園単独でもいいというようなことになっていきますので、そのままどういうふうに行くかは我々もわかりませんが、少なくともそういった審議の結果が出た中で、再度調査あるいは研究はしなければならぬものだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 既に士幌では子ども園、都市部でも子ども園で運営されているところもありまして、そこではさまざまな問題が出てきていますね。士幌ではまだそういう問題はあっても、順調にしていると。私もその新聞記事は読みました。

けれども、この中でやはり心配されるのは、保育所と幼稚園を二つ兼ね合わせた施設である。保育に欠ける子と保育に欠けない子供が一緒のところでは保育をされるということが一つ心配もありますし、それとやはりそういうところでは、いろいろな保育サービスも行われる可能性もあると思うのです。士幌ではどうか分かりませんが、でも、子ども園になりますと、保育、それとこちら側では例えば音楽を習いたいといえ、専門の方に来ていただきまして、そういう専門の保育をやる。それは全部個人負担になると思うのです。そうしますと、お金のある方はそういうふうなところを専門のそういう保育を行う。そうでないところは、お金が余りかけられない子供、そういう差が出てくる可能性もあるのです。だから、そういうふうになりますと、やはり経済状況に応じて子供の保育の内容も変わってくるという、そういう心配もこれから起きてくるわけなのですよね。

で、今、格差社会と言われてはいますが、そういう小さい保育にかかわるそういう世代から、そのような保育の内容に格差の生じるそういう保育をしていっていいのかという心配も、これから出てくる。実際に子ども園として都会で行われている中では、そういう危険性もあるわけで、そういうことをしては私は自治体としてはいけないというふうには思うのです。

今、幕別町でもせっかく子供の権利に関する条例がつけられました。こういう中でも、こういうふ

うな子ども園のような二面性というか、二つのそういう保育ということになりますと、子供たちにしっかり責任を持つ保育制度になっていくのかどうか、その辺が非常に心配されるわけですが、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 子ども園ですから、幼稚園の業務、保育業務兼ね合わせて一つの施設ですけれども、ただ、そこへ通う子供が二つに分かれたから、それは格差ということには私は何かならないような気はしますし、同じように認定こども園だって、民設でやっているところもあるでしょうし、土幌のように公設でやっていた場合、あるいはうちなんかは公設でやろうとしている認定こども園、そのときに、幼稚園は1万円もらうけれども、保育料は5,000円だとか、そんな差が出るのかどうかはちょっとわかりませんが、少なくとも子供に対して、あんたは幼稚園だから勉強もつとしない、あんたは保育所なのだから寝てればいいのですよ、そんなことにはやっぱりならない。同じようなことでやっぱり子供には接していかなければならないでしょうし、決して格差なんてことがあってはこれは私はならないだろうというふうに思っておりますので、結果はというか、これから先のことは、先ほど来、申し上げておりますよう、どういうふうな方向に行くかは別にしましても、おっしゃるとおり、そういうことにならないように十分配慮していくことは、必要であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 町長がそのようにお答えになった、それを堅持していただきたいと思うのですが、民間の導入ということになれば、そういう危険性もあるということですから、町長はこの民営化計画、これはまだ確実にこのように進めていくというふうではないとおっしゃっているのですが、このとおり進められていくとすれば、そういう危険性は大きいにあるということは、この民営化計画の中では明らかだと思うのです。ですから、そののところをしっかりと町として保育に責任を持つということであれば、やはり町が責任を持ってすべての保育制度を行っていくということが子供たちに十分な保育を保障するということになると思うのです。ですから、このような三つのパターンになるようなこういう保育行政というのは、私は矛盾を感じるのです。

ですから、こういう民営化計画ということではなくて、しっかりと町が責任を持つ、児童福祉法の24条にも定められておりますように、しっかりとそこに町が責任を持っていくということが、これからは本当に大事になってくると思うのですが、その点はこれは確実なものではないと町長はお答えになったので、その点お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来お話ありましたように、民設になったからと、その民設の保育所がすべてそうやって格差があったり、保育料が倍になったりということではないというふうには思います。それなりに良心的な保育所もあるでしょうし、当然、町が民設を許可することになれば、それなりの条件なり契約なり、あるいは町の許可がなくてはできないことだとか、いろんなこともまた出てくるのだらうと思いますけれども、それ今どうのこうのというのはもちろんありませんけれども、私どもはやはり町立の子供を預けるわけですから、そんな無責任なといいますか、町が全く民設だから知らないのだというようなことには、私はなっちはいかないのだらうというふうには思いますけれども、野原議員が危惧されるような、憂慮されるようなことももちろん絶対ないなんていうことは私も言いませんけれども、そうならないように努めていくことが、また我々の責務でもあらうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 町長がそのように保育にきちっと責任を持っていくのだというふうには、しっかりとお答えいただいたので、そこは堅持していただきたいと、私は思います。

それと、なぜ今このような質問をしたかといいますと、この今の子供システム、これに対しまして、さまざまな保育団体が非常に心配をいたしまして、全国的にこういう制度はやめてほしいという運動が

今大きな広がりになっております。ですから、こういうところもしっかりと私たちも受けとめて、それで、この新システムが本当に子供の保育に責任を持つシステムなのか、そういうところも検証していかなければならないと思うのです。

まだきちっと決まったわけではないということですので、でも、こういう問題が浮上しているということは、そのように進んでいく可能性も含まれているわけですから、こういう可能性が出てきた以上は、そうならないような手だてとして、こういう懸念があるのであれば、やめてほしいという、そういうことをしっかりと意見として上げていくことが私は必要ではないかというふうに考えておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 検討部会のあり方が今後どういうふうに進んでいくのかはわかりませんが、先ほど来申し上げておりますように、せっかくいろんな方々が代表に選ばれて協議がなされて、それぞれの立場でそれぞれのご意見を出されているのだらうと思いますから、結果はわかりませんが、お互いが意見を出し合って協議すべきことは協議していくことは、私はいいことではないかなと。かえってやめてしまえばいいということにはならないような気もするのですし、現に民設が悪いといっても、民設保育所も国内にはたくさんあるのだらうと思いますし、幼稚園なんかだったら、逆に民設のほうが多いのだらうというふうに思います。だから、そういった人たちの意見も、またこういった中で反映される。あるいは国の意向、あるいは我々地方自治体の代表者の意向、あるいは保育士さんや幼稚園教諭の皆さんの意向、いろんなことを話し合った中でいい方向に結論が出ていけば、我々ありがたいなというふうに思っておりますので、中止を要請するというようなことは、ちょっと私としては避けたいなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 中止を求めることは避けたい。はい。それであれば、しっかりと実際に現場にいる方々の意見を尊重する、そこが本当に大事だと思うのです。尊重されていけば、このような問題は各団体から懸念されているような問題は起きてこなかったと思うのです。それがいいから、このような民設民営ですとか、民間が参入した場合どうなるのか、そこに問題があるということで懸念が出されているわけですから、そうならないような手だてをしっかりと行っていくことが大事だと思うのです。中止を求めていかないということであれば、そういう懸念に対してしっかりと意見を上げていくことが大事だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、本来の子供が親が喜んでもらえるような保育所になることが我々も望むところでありますから、そういったように心配されるようなことがありましたら、そうならないように当然、これはまた私のみならず、団体的な行動の中で声を出していくことになる、そういうふうに私も思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16:01 延会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成23年第 1 回幕別町議会定例会
(平成23年 3 月 9 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野 和政
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第20号 幕別町議会の議決すべき事件に関する条例
- 日程第 4 議案第21号 幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第22号 幕別町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第23号 幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第24号 幕別町中小企業誘致に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第25号 南十勝こども発達支援センターを幕別町住民の利用に供させることに関する協
議について
- 日程第 9 議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第28号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第12 議案第29号 財産の取得について

会議録

平成23年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年3月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
会 計 管 理 者 新屋敷清志 企 画 室 長 堂前芳昭
民 生 部 長 菅 好弘 建 設 部 長 高橋政雄
札 内 支 所 長 久保雅昭 忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一
教 育 部 長 佐藤昌親 総 務 課 長 田村修一
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 企 画 室 参 事 伊藤博明
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄 学 校 教 育 課 長 羽磨知成
農 林 課 長 菅野勇次 都 市 計 画 課 長 田井啓一
施 設 課 長 澤部紀博 福 祉 課 長 横山義嗣
商 工 観 光 課 長 八代芳雄 税 務 課 長 姉崎二三男
町 民 課 長 川瀬俊彦 保 健 福 祉 課 長 原田雅則
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野 和政

議事の経過

(平成 23 年 3 月 9 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） おはようございます。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、12 番乾議員、13 番芳滝議員、16 番大野議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第 2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○6 番（前川雅志） 通告のとおり、元気なまちづくりについてお伺いいたします。

本格的な少子高齢化、長引く不況、国政の混乱、TPP や尖閣諸島を初めとする外交・防衛問題、さらには事件・事故、天災やクーデターなどの国内外の動きは、この国がどうにかなるのではないかという不安を感じさせます。この国には、外交、防衛、教育の根幹を国民が不安を感じさせないしっかりとした議論を、無理かもしれませんが期待します。

町民すべてが元気を出していくために、こんなときだからこそ、この国がどうあろうと、この町から元気を出していきたいものです。元気を出して頑張るためにも、今後の町政のかじ取りは大変重要であります。

先日、ある町内会の敬老会に出席させていただきました。出席していた方々は皆お元気で、まだまだ一花咲かせたいような話題が飛び交っていました。しかし、我々の年代やもっと若い年代は、今に満足しているのか、あきらめているのか、世の中の不満を漏らしても、夢を語ることは少なく、元気がなく感じます。

町の行政としてできることはわずかかもしれませんが、お年寄りから若者まで夢を持って元気出して頑張れるよう、どのような施策が求められ、どのような施策を打てばこの町の元気が出るのか、所見をお伺いいたします。

一つ目に、基幹産業の農業・林業と商工業の経営基盤強化に直結する施策の重点化を図る必要性を感じます。特に農業は、自由化などの世界の潮流に飲み込まれないよう、競争力強化が求められていると感じますが、所見をお伺いいたします。

二つ目に、財政健全化計画のとおり、急激な公共事業の削減を進めると、企業の元気が出ません。必要な公共事業を計画的に進めることで、景気対策、雇用促進につながるものだと思います。所見をお伺いいたします。

また、これまでも質疑を行ってきた役場庁舎は、耐震改修なのか、建てかえなのか、国道 38 号線と

バイパスの問題について、今後どうあるべきか、それぞれ所見をお伺いいたします。

三つ目であります。少子化に伴い、特色ある学校づくりを地域と学校が一体となって取り組む必要があると思います。次代を生きる子供たちが興味・関心、その子らしさを伸ばす教育、幕別町ならではの教育が求められていると感じます。所見をお伺いいたします。

最後ですが、平成 22 年第 4 回定例会一般質問の答弁で、地域経済の活性化、子育て支援や福祉の充実などによる安心して暮らせる地域づくり、人づくりやコンパクトで機動性の高い地方自治体制の充実など課題を挙げられました。これからどのように課題解決に向け進むことが望ましいのか、所見をお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からは、ご質問の 1 点目、2 点目と 4 点目につきまして、答弁させていただきます。

「元気なまちづくりについて」であります。

ご質問の 1 点目、「農業の競争力強化について」であります。

産業を取り巻く環境は、農業においては国の大きな制度転換や TPP の問題、林業においては長期にわたる木材価格の低迷、また商工業においては景気の悪化による消費や受注工事の減少など、厳しい状況にあるものと認識いたしておりますが、これら外的な要因によりその経営が大きく左右されることがあることは否めないものと考えております。

そうした状況の中で、まずはそれぞれの経営主体が生産性の向上やコストの削減、創意工夫を凝らした経営に努力していただくことが肝要なことであり、その上で、町として支援できること、支援しなければならないことを関係機関や団体と協議の上、これまでも取り進めてきたところであります。

特に農業における競争力の強化とのことでありますが、競争力につきましては、国際競争力と国内の産地間競争力の 2 種類が考えられ、国際競争力の喫緊の課題としては、TPP に関する問題があると思っております。

TPP に関しましては、原則、関税撤廃の例外を認めていないため、もし仮に協定が締結され、農畜産物の関税が撤廃された場合には、国際競争力の点において、小麦や砂糖、肉牛、乳製品など品質的に海外と差が少ないものは価格面で太刀打ちができず、輸入品に置きかわってしまうことが想定され、幕別町や北海道はもとより、日本全体の農業や経済に大きな影響を及ぼすものとして認識しており、断固反対すべきであると考えております。

そうしたことから、国の動向を注視するとともに、広報誌やホームページによる町民への周知、立て看板や垂れ幕の設置、農業者団体などで取り組んでいる 1,000 万人署名など、地域、関係機関・団体が一丸となって取り組みを進めているところであります。

また、産地間競争力の強化の点におきましては、「幕別町農業・農村振興計画」を基本として、まくべつ農村アカデミーや営農指導の充実に努め、担い手の育成・確保を図るとともに、「ふるさと土づくり支援事業」や「農用地排水改善対策事業」、各種畜産振興対策事業などの町の単独施策を講じて足腰の強い農業を確立すること、農協等関係機関と連携を図りながら、消費者ニーズにかなった高品質で特色のある幕別産農畜産物の生産振興に努めるべく、町としての役割を果たしていくことが重要であろうと考えております。

ご質問の 2 点目、「計画的な公共事業の展開、役場庁舎の耐震化、国道 38 号線とバイパス問題について」であります。

始めに、「計画的な公共事業の展開」についてであります。

これまでにもお答えしてまいりましたが、本町におきましては、第 5 期総合計画に基づき、毎年、3 カ年実施計画を定め、社会経済情勢にかんがみながら、財政状況を見定めつつ、時期をはかって普通建設事業を実施しているところであります。

なかなか回復基調を見出せない地方経済情勢の中、平成 20 年度以降、国の臨時交付金を活用し、小

中学校の耐震化工事、省エネ改修、グラウンド改修や道路整備、公園遊具の更新といった比較的規模の大きな事業から、小中学校の網戸設置、近隣センター等の改修やデジタルテレビ購入といった、きめ細かな事業を実施するとともに、平成 22 年度には 6 月と 9 月に、町単独の緊急経済対策として道路整備、学校トイレ洋式化などを実施し、地域経済の活性化に努めてまいりました。

民間需要の回復の兆しが弱い現下の状況にあつては、公共投資による雇用の確保は一層の役割を増すものと考えておりますが、一方では、公共事業への依存体質からの脱却にも配慮していかなければならないものと考えております。

次に、「役場庁舎の耐震化」についてであります。今後のあり方の検討に資するため、現在、「役場庁舎耐震化検討業務」を設計会社に委託しているところであり、耐震改修あるいは改築した場合の事業費概算額の試算などの業務委託の結果内容並びに今後のあるべき行政組織機構を勘案しつつ、部長職で構成する「役場庁舎のあり方検討委員会」での検討を進め、一定の方向性を見出していくべきものと考えているところであります。

次に、「国道 38 号線とバイパス問題」についてであります。

国道 38 号線は、昭和 53 年の都市計画決定当時とは状況が大きく異なっており、北海道が策定した「帯広圏交通体系マスタープラン」におきましては、国道 38 号線の将来予測交通量が減少している状況にあることが示されております。

また、国においては、道東自動車道完成後の道路体系の検討が必要なことから、国道 38 号線の 4 車線化とバイパスの必要性や費用便益効果などについて詳細に検討する必要があるとされており、道東自動車道の全線開通後の交通体系のあり方などを見定め、長期的な視点で進めざるを得ない状況にあるものと認識いたしているところであります。

ご質問の 4 点目、「幕別町の抱える課題に対する解決策について」であります。

さきの定例会におきまして、私は、長らく続く経済の停滞を背景に、いまだ出口の見えない地方の経済情勢に起因する雇用の不安定をはじめ、その中で暮らす子育て世代が抱えている生活への不安、また障害を持った方々や高齢者の方々が安心して安定した生活を送っていただく上での困難さなどを改善していくことが課題であり、こういった課題を解決し、将来にわたって持続可能な地域づくりを進めるためには、地域経済の活性化、地域福祉の基盤強化、人づくりやコンパクトで機動性の高い地方自治体制の充実に向けた取り組みを進めていくことが求められているものと考えております。その旨をお答えしたところであります。

私のこれまでの 3 期 12 年の行政執行におきましては、政策全体のバランスに配慮し、重要性や緊急性を勘案しつつ、社会経済情勢に機敏に対応する姿勢を常に意識しながら、そのときそのときの財政状況の中で、施策を見きわめ、取り組んでまいりました。

現時点での「所見」というご質問であります。ただいま申し上げました姿勢は、今に至ってもいささかも変わりはなく、このスタンスで進めていくべきであろうというふうに考えております。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 前川雅志議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の 3 点目、「特色ある学校づくり、幕別町ならではの教育について」であります。

平成 14 年度から実施されてまいりました現行の学習指導要領が改訂され、新学習指導要領が小学校では平成 23 年度から、中学校では平成 24 年度から本格実施されるところであります。

新学習指導要領における「特色ある学校づくり」については、「各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動をする中で、個性を生かす教育の充実」に努めなければならない」と明記されており、現行の指導要領をそのまま引き継いだ表現となっているところであります。

本町におきましては、この学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、教育目標であります「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人」の実現に向け、教育環境の一層の充実を図るとともに、本町の自然、

歴史、文化の特性を生かした教育の推進に努めてきたところであります。

具体的に申し上げますと、1点目は、各学校が地域の特性を生かして行う独自の教育活動への支援であります。

特色ある教育活動支援事業、生きる力をはぐくむ創意ある教育活動支援事業として、各学校が総合学習などで取り組む農業体験や自然体験学習、JICAの研修生を招いての国際理解活動、ボランティアなどの福祉体験学習など多様な教育活動の展開を支援しております。

2点目は、「まくべつ教育の日」の制定であります。

ご承知のように、全道に先駆けて、平成17年に教育に対する町民の意識を高め、町民総参加型の教育の推進を図り、子供たちを町全体で育てる日と定めたものでありまして、開かれた学校の推進や地域における防犯など、子供を見守る考え方の定着が図られているところであります。

3点目は、学校運営協議会の設置であります。

地域に開かれた学校づくりを進めるため、各学校の学校経営などに関する事項について意見を述べる場として平成16年度から設置されており、現在は67名の方が委員となり、各学校の運営に関与しているところであります。

4点目は、途別小学校における「小規模校特別転入制度」の実施であります。

自然環境に恵まれ、児童一人一人に指導が行き届き、個性や適性に応じた小規模校での教育を希望する保護者の意向を酌み取り、町内の通学区域外からの受け入れを行っているところであります。

5点目は、通学区域の一部弾力化であります。

札内東中学校校区である札内北小学校の児童については、遠距離通学の軽減や通学の安全確保を理由に、札内中学校への進学を選択できるという運用を行っているほか、札内北小学校と札内南小学校の間でも通学区域の一部弾力的な運用を行っております。

これら町独自の教育施策のほか、各学校におきましても、基礎・基本的な学力の定着を図りながら、児童生徒や地域の実態に即した学校独自の教育活動を展開しており、それらの活動が各学校の伝統としても根づいているところであります。

まくべつ教育の日憲章にありますように、「子どもをまん中に 家庭・地域・学校が一つに」を基本に、「たのしい学校をめざして」、必要に応じて施策の見直しを行い、地域に開かれた学校づくり、さらには、地域の自然、文化、歴史、人材を生かした特色ある学校づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） それぞれご答弁をいただきました。

どのように町の元気を出していくかという方向性については理解をするものでありますが、幾つかの項目につきまして、再度質問をさせていただきたいと思っております。

来週、審査を行います予算書を見ますと、これまで求めてきましたプレミアム商品券の拡大、融資枠の拡大などが盛り込まれておりました。商工振興に努力されたことは、高く評価をさせていただくと同時に、経営基盤強化に直結するよう期待をしているところであります。

さて、農業においてお伺いをしたいこととありますが、競争力強化を図る上では、生産を上げることと付加価値をつけていくというようなことが考えられるのかなと思っております。

生産を上げるには、一つの方法として規模の拡大ということも考えられますが、本町においては余剰農地も少なく、安易に規模を拡大することも難しいのかなというふうに思っております。

生産を上げるもう一つの方法としては、土地改良ということが出てくるのかなと思うのですが、平成8年にスタートしましたパワーアップ事業も3期対策を終えて、新年度からは食料供給基盤強化特別対策事業と名前を改めて、同じような事業がスタートをするようで、本日の道議会で可決されるのかなという運びになっているようであります。こういうことをまた新たにパワーアップの後継の事業が出てまいりましたので、地域からの希望があれば積極的な活用が必要だと思っておりますし、事業に対す

る説明責任なんかも町にはあるのかなというふうに思っております。土地基盤整備事業をまた始めていくに当たっては、町の財政負担が発生してまいりますので、町の財源を確保できるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

もう一つは、付加価値をつけていくということですが、町長の答弁では、TPPには断固反対というお話でありました。私も意を同じくするところでありますので、宮崎県の例は余り参考になりませんが、宮崎県としては、このTPP議論を追い風として食肉などの付加価値を上げていくよう動き始めたようであります。こういったことは、いいことなのかどうなのかということは判断がつかないのでありますが、新たにこの付加価値を上げていく方法ということは私にも妙案が思い浮かばないわけであります。町長に妙案があれば、ご指導いただければと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 土地基盤整備事業、ご案内のとおり、政権交代によって事業自体が大きく縮小されたという現状にあります。しかし、一方では、農業者の皆さんは、依然自分の農地、自分の畑をよりよいものにしていかなければならないという望みは、多くの方が持っている現状であります。私どもも国が行う基盤整備、道が行う整備、そしてさらには、今回も予算に出させていただきましたけれども、町としても応分の支援をしていこうというようなことで、農業者の皆さんの期待に少しでもこたえられるように、これからも進めていきたいというふうに思っております。

財源の問題は、パワーアップも含めて当然かかりますけれども、これは一つには町が負担するいわゆる線の部分、あるいは農業者の皆さんが負担いただく面の部分というふうなことが分かれておりますので、町としても当然自分の負担できる範囲内で、例えば道路、それでは何本できるのか、要望に何本こたえられるのか、そういったことも十分地域の皆さん方と、期成会の皆さん方と相談しながら、これからも対応していきたいというふうに思っております。

付加価値については、私自身もどうあるべきかということは、なかなか難しい問題だというふうに思いますし、いろんなところでいろんな研究、あるいは試験なんかもされているようであります。十勝圏振興機構ですとか、いわゆる産官学、それぞれがいろんなことでよりよい状況に、よりよい方向にということで、あるいはきのうのお話にもありましたように、忠類地域なんかでも、皆さんが集まって、少しでも地元のものをよりよいものにしていこうと、そういった動きを我々も大事にしていかなければならないと思いますし、もちろん町としても、ただ黙っているだけではなくて、少しでも参加できるもの、あるいは協力できるもの、さらには支援できるもの、それぞれあるのだろうというふうに思います。町の担う役割をこれからも果たしていくように努力してまいりたいと、そういうふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） これまでも、基盤整備事業については、本町は特に積極的に導入していただけてきたと思いますが、町の財政負担がある割には、町内業者が受注できないという現在の入札制度がありますが、これまでも町長は先頭に立って、地元が少しでも仕事ができるようにということで働きかけをしていただいたのですが、今後もこれまで以上に努力をされることを期待したいと思います。

また、計画を立てていく段階で、おかしな製法というか、変わった製法を取り入れたりとか、そういったことによって単価が高額になったりだとか、そういったケースがあったのですが、このことは町と道の協議の中、そして町の担当者の努力によって、何とか地権者が理解できるような施工方法や金額ということになっていったわけであります。そうなる前に、計画の段階から町が入って、その計画づくりの段階からかかわっていく姿勢というものが重要だと感じておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 基本的に基盤整備につきましては、地元以期成会ができて、その中でどういった工種に取り組むかというものができ上がって、それを道に対して申請をし採択されるというような経過がとられているわけであります。

実際、工事を進める上では、今おっしゃられたように、いろんな不都合がある中で、私どもの職員が農業者との間に入りまして、農業者の希望にかなうような調整をさせていただいているところでありまして、なかなか計画段階で具体的な工法までは決まらないところがありますものですが、やはり今まで以上に農業者の意向を酌み取りながら、業者との調整、道との調整に努めていかなければならないというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） また引き続き努力をしていただきたいと思います。

次に、公共事業の拡大ということで質問をさせていただきました。

町長のお答えいただきました公共事業からの依存体質からの脱却ということについては、理解はするところではあります、現実問題として企業がそれについていけない、その体質を改善していくことができないということが現状だと思います。特に、平成7年前後の国の景気対策なんかのせられまして、町の公共事業も70億円行っていた時期もありました。それとあわせまして、国・道も多くの事業が出たために、そういった事業に対応するために、町内企業は投資などをしながら仕事ができるような経営体系を組んでいったものだと思います。それから徐々にというか、急激に公共事業が削減されることによって、企業も体質の改善を図ろうと思って、規模の縮小などをしてきたわけですが、現在は、これ以上赤字が出るようであればそろそろ会社を畳もうかとか、借金になる前にやめようかとか、そうはいつでも職員のことを考えると、もう少し頑張らなければならないのかというところまで来てしまったというのが、町内の企業の現状であるということをお聞きしたいなと思います。

必要な公共事業というものは、先ほど町長もおっしゃっていましたが、要望の高いものでもたくさんあると思います。必要のない公共事業はやる必要はないとは思いますが、特に要望の強いのは生活道路の改修ですとか、あと他の町村から比べますと老朽化の激しい教育施設ですとか、そういったところ。やっぱり計画的に、これまでもやられてきましたが、今後は少し前倒ししながらでも、事業を起こしていく必要があるのではないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられているとおり、かつては、ちょうど幕別町が100年を迎えるころには、70億円、80億円という大幅な投資的事業が行われました。その財源確保のために、平成7年、8年、9年ぐらいで100億円余りの借金も実際は増えたわけでありまして、そういう時代であったと。拠点整備都市の指定を受けた、やれば交付税で見返りがあるのだからというようなこともあって、非常に大きな投資が当時はなされたわけでありまして、これが手のひらが返ったように急激に落ち込んで、70億円、60億円あったものが30億円台に落ちて、そして最近はまだ20億円台を確保するのがやっとだというような状況になってきております。

ただ、前川議員言われるように、公区長会議なんかをやりますと、住民要望の一番多いのは、やはり道路に係る整備をお願いしたい、これが依然として多いわけでありまして。そういったことを考えると私どもは、何とかそういう住民の皆さんの期待にこたえるためにも、やはり公共事業は持続して進めていくことが大事であろうというふうには思っております。

もちろん、緊急性だとかいろんな問題はありますけれども、総じて公共事業の確保と、そのことがまた住民の皆さんの要望にこたえることになるのだろうというふうには思いますけれども、ただ、これもいろいろ変わってまいりました。昔は道路を整備するというと、国から2分の1とか3分の2とかという補助金があって、その残りを町が起債を借りて実施する。そうすると、単年度の持ち出しは本当の5%か10%で何百メートルもの道路ができた。しかし、今はもうその制度自体がなくなっていますから、やろうとすれば全額借金でやるか、全額単独の一般財源でやるか、そういう時代にもなっていますので、そういう財源絡みと投資的経費のあり方というものも大事になってきているのだろうというふうには思っております。引き続き、道路をはじめ教育施設、あるいは住宅、あるいは上下水道も含めてですけれども、社会資本の整備、住民の皆さんの要望の強いもの、何とか期待にこたえら

れるように、さらに努力をしてまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 頑張っていたきたいと思います。

役場庁舎については、昨日の一般質問でもありましたので、しつこいようなのでやめますが、大きな地震が発生するたびに思い出すものですから、今回挙げさせていただきました。

それと、結論は建てかえなのか改修なのかということはまだ出ておりませんので、何とも言えないのですが、万一建てかえる方向だということになれば、国道のあり方ということも絡んでくるのかなと思ったものですから、このような質問をさせていただきました。

次に、少子化に伴い特色ある学校づくりということで伺いたいと思うのですが、幕別町ならではの教育ということでは、駒島の集団研修施設も新年度から運用が始まるようでありますので、こういったものも有効的に活用した中で、また頑張っていたきたいものだなと思います。

教育長の答弁の五つ目であります。通学区域の一部弾力化ということで挙げておりました。通学区域の一部弾力化ということの効果というか、北小が通学区域が自由に選べてどちらかにということだと思うのですが、このことによって札内中学校、東中学校、それぞれ切磋琢磨をされて、すばらしい学校づくりがされているものと評価をしております。

しかし、これまでも学校あり方検討会などで議論がされてきたわけでありまして、なぜ北小だけが子供のころから選んで中学校にいかなければいけないのだろうかとか、そういった悩みなども、いまだに抱えているようであります。

前段申し上げましたが、この選択制によって中学校もそれぞれ努力をされていて、知徳体というのですか、管内でもトップクラスの中学校にそれぞれなっているということもありますので、選択制をやめたほうがいいということではなくて、これは北小の児童に対する不公平感をなくすためにも、札内全域を対象としていくことが必要なのではないかと思うのですが、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 通学区域の制度のこの弾力的な運用についてであります。これにはここに至った過去の歴史がございます。

といいますのも、第2札内中学校を新北町に建てるという昭和60年代の後半でありますけれども、そういった計画がありましたが、財政等の事情によって小学校3校、そして中学校が2校に結果としてなってしまったということで、本来であれば線引きをして、北小校下を札内中学校、東中学校に分けるべきでありますけれども、過去の経過から非常に線引きが難しかったと。何年間か地域の皆さんと協議をいたしました。結論に至らなかった。そんなときに、文部科学省が示しました通学区域の弾力化、この方針を受けまして、現在のような姿を決断したという歴史であります。

このことによりまして、北小学校の方々がどちらかを選択できる。それぞれの学校は特色があります。特色がありますが、あくまでも町の考え方、視点としては、安全性の確保、長距離の通学の解消、こういう観点で私ども現在もおりますが、それぞれの保護者が子供さんと相談をすることによって中学校を選ぶということについては、それはそれなりに効果があったのではないかと。

後段のご質問でありますけれども、今後、全町内に拡大・適用すべきではないかということについては、当初そのような考え方も将来的にはあり得るという見解を示しておりましたけれども、現在のところ、保護者あるいは先ほど申し上げました運営委員会等での意見の中では、全町的に拡大するにはまだその時期は尚早であるというようなこともいただいておりますので、今後、引き続き状況を見ながら判断をしてみたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 効果があったというお話もありましたので、ほかの区域の小学生にも効果が上がるよう、また検討していただきたいものだと思います。

最後の四つ目の質問に参りたいと思うのですが、それぞれの課題に向けてこれまで取り組んできま

した町長の姿勢というものについては、もう間違いないのだろうなということも思いますし、信頼もさせていただいているところであります。

答弁の中では、社会経済情勢に機微に対応する姿勢ということで挙げておりましたので、今ちょっとタイムリーな質問をさせていただきたいと思うのですが、非常に聞きにくいのですが、民生常任委員会で議論されております小学生の医療費の無料化についてと総務文教常任委員会で議論されておりますコミュニティバス、タクシーの助成についての町長のお気持ちを伺いたいと思うのですが、私は小学生の医療費の無料化ということについては、この厳しい財政を切り詰めて町が頑張ってきたということで、こういったことにお金を使うために切り詰めてきたわけではないのではないかなというふうに思うところと、もう一つは、少子化対策なのか、子育て支援なのかという観点からいきますと、もう少し、もし余裕があるのであれば、不妊治療など高額な医療費がかかるような家庭への支援ですとか、きのうもお話のありました幼稚園なんかの保育料も非常に高いということで、そういったところの支援もあるのではないかなというふうに考えていまして、こういったことを町長がどういうふうに思っているのか、お伺いしたいということと、コミュバス等は、これは本当にこれからの買い物難民だとか、通院だとか、そういったことを考えますと、大切な施策になってくるのかなと思いますが、音更町などがやっているように、民間活力の導入ということで運営していくことが好ましいのかなというふうに私は思うところでありますが、町長はどういった気持ちをお持ちか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） ちょっと済みません。委員会に付託されている請願である以上、今、町長の意見を聞いてしまうと、委員会がこれから開かれるので、非常にこう、委員会の動向に影響するのではないかなというふうに思いますが、そこら辺どうなのでしょう。今、審議中なものですから。

では、町長のほうから答弁あるそうですね。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご質問いただきました二つの件につきましては、今、議長が申しあげましたように、委員会の場でいろいろご審議されていることでもありますし、私自身の任期も間もなく皆さんと一緒に終わりますので、それらを踏まえながら、今後、十分皆さんのご意見等を尊重しながら、また対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、10時55分まで休憩いたします。

10:41 休憩

10:55 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 通告に従いまして質問させていただきます。

幕別町における公営住宅の利用状況と課題について。

幕別町は、平成20年3月、第5期幕別町総合計画の住宅分野の計画である「幕別町住宅マスタープラン」を改定しました。同プランは、「だれもが健康で安心して暮らしていけるゆたかでゆとりある住生活の実現」を基本理念として掲げています。平成20年度を基準年として平成29年までの10年間で計画期間、平成30年度から平成39年度を構想期間とし、町が管理する公営住宅等の平成29年度における必要戸数を1,100戸と設定するなど、幕別町の住宅政策の総合的・長期的な基本方針を示しています。

また、同時期に同プランで示した公営住宅等のストックを総合的に活用する方針として、「幕別町公営住宅ストック総合活用計画」も見直され、幕別町における公営住宅等は1,220戸の公営住宅等の施

策の更新、改善の計画が示されました。

公営住宅制度は、住宅に困窮する低額所得者に対して安い家賃で住宅を提供することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に役立てようとするものですが、高齢世帯やひとり親世帯の増加、失業・未就業者の増加など生活困窮者の状況は多様化しており、住宅セーフティーネットとしての公営住宅の役割は、ますます重要となっています。

そこで、以下の点について伺います。

①公営住宅等の入居申込者の応募・抽選状況について伺います。

②公営住宅家賃減免制度の周知の方法と制度の利用者数について伺います。

③指定された駐車場に駐車されていない車両への対応や、来客用駐車場の確保について伺います。

④平成19年の幕別町の調査によると、幕別町の公営住宅における高齢者単身世帯の入居者の割合が20.8%になっていますが、現在の高齢者単身世帯の状況を伺います。また、軽度の介護があれば、単身生活が可能な高齢者の専用集合住宅新設が必要と思いますが、町の考えを伺います。

⑤春日東団地では、玄関の上からの落雪が危険であることから、緊急に屋根の形状の変更等の修繕が必要と思いますが、町の考え方を伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町における公営住宅の利用状況と課題について」であります。

公営住宅は、住宅セーフティーネットとして重要な役割がありますことから、財政的な制約はありますがものの、適正な管理戸数に配慮し、計画的な更新・改善等により、その機能の向上に取り組んでまいりました。

ご質問の1点目、「公営住宅等の入居申込者の応募・抽選状況について」であります。

募集戸数につきましては、平成18年度は63戸で、以降116戸、90戸、97戸と推移しており、平成22年度は現在のところ78戸となっております。

これに対しまして、応募件数及び倍率につきましては、平成18年度は200件で3.2倍、以降202件で1.7倍、198件で2.2倍、162件で1.7倍と推移しており、平成22年度は現在のところ314件で4.0倍となっております。

平成22年度の実応募倍率がこれまでと比べて大きく伸びておりますが、その要因といたしましては、道営あかしや南団地の全面的改善工事により住戸がリフォームされ、空き住戸を一般公募いたしましたことから、帯広市など町外からの申し込みが殺到したことによるものと考えているところであります。

ご質問の2点目、「公営住宅家賃減免制度の周知方法と制度の利用者数について」であります。

始めに、公営住宅家賃減免制度の周知方法についてであります。新たに公営住宅に入居される方につきましては、入居者説明会を開催する際に配付いたします「公営住宅ハンドブック」により公営住宅の利用上の注意等を説明させていただいておりますが、その中に減免制度についても記載するとともに、説明会の席上におきましてもご説明をいたしております。

既に入居されている方々に対しましては、毎年4月に住宅使用料の納付書を送付いたしますが、その際に同封する文書の中に、減免制度がある旨の文言を書き、お知らせをしているところであります。

加えまして、新年度からは、7月に収入申告書の用紙を送付する際にも、減免制度がある旨をお知らせしたいと考えているところであります。

次に、減免制度の利用者数であります。平成19年度は95名、平成20年度は123名、平成21年度は同じく123名、平成22年度は現在のところ132名となっており、近年は増加傾向を示しているところであります。

ご質問の3点目、「指定駐車場への対応と来客用駐車場の確保について」であります。

ご指摘いただきましたように、指定以外の場所や通路、空き地、来客用の駐車場に駐車している車

両が数多く見られる現状にあります。

これらの車両の対応につきましては、所有者がわかる場合は直接入居者本人に指導を行い、所有者が判明しない場合にはチラシの配布や共用玄関等への注意文書の張り出しにより注意を喚起するとともに、路上駐車に対しては警察へ相談するなどの対応をしているところであります。

次に、来客用駐車場の確保についてであります。現実的な問題として、その場所に駐車している車両が来客者なのかどうかということは、車両ナンバーから直ちに判断できるものではありませんことから、来客用駐車場の確保策につきましては苦慮している現状であります。

今後におきましては、従来からの指導・告知に努めるとともに、「来客用の駐車場」であることを明らかにするための表示をするなどの手だてについて検討してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「高齢者単身世帯の入居状況と軽度要介護高齢者の専用集合住宅の新設について」であります。

始めに、入居者に対する高齢者単身世帯の入居割合についてであります。

「公営住宅ストック総合活用計画」を策定いたしました平成19年6月は20.8%でありましたが、平成23年2月末現在では22.1%となっており、1.3%上昇いたしております。

高齢化はこの先、加速度的に進行するものと言われており、公営住宅の入居者も同様に高齢化傾向が続くものと考えているところであります。なお、ここで言っている高齢者につきましては、60歳以上の方を対象として申し上げます。

次に、高齢者専用集合住宅新設の必要性についてであります。

公営住宅としましては、平成18年、19年の2カ年で「道営とかち野団地」が建設され、44戸のうち15戸がシルバーハウジングとして整備され、バリアフリー仕様で、緊急通報装置が設置され、加えて生活援助員が常駐するなど、高齢者の方々が安心して安全に生活できるような配慮がなされております。

また、民間の施設といたしましては、入居者を高齢者に限定し、高齢者が使いやすい設備を備えるとともに、食事や介護サービスなどを提供する「高齢者専用賃貸住宅」が、昨年、幕別町内でも開設されたところであります。

公営住宅として高齢者専用集合住宅をとのご質問であります。ただいま申し上げました民間施設と同様の施設を建設することは、運営していくためのスタッフや財源の確保、さらには介護の状態が軽度でなくなった場合の対応など、解決すべきさまざまな課題があります。

また、セーフティーネットとしての公営住宅の性質に加え、入居者を高齢者に限定するよりも、多様な世代が入居することで高齢者にとっても活力が生まれ、よりよいコミュニティの形成や協力体制が生まれるものと考えており、民間のご協力をいただけるものは民間で整備いただくとの観点から、現在のところ高齢者の方々の専用集合住宅を新設する考えは持ち合わせておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

ご質問の5点目、「春日東団地における落雪防止対策について」であります。

冬期間に玄関先に雪が落ちる構造となっている団地は、現在、春日東団地のほか桂町東団地、忠類白銀町団地など7団地182戸となっております。

これは、建設当時、北海道が定めた「標準設計」を採用して建設したことによるものであります。落雪対策といたしまして、「雪どめ」や「雪割り屋根」を設置することが考えられます。

しかしながら、「雪どめ」は、屋根の構造上設置が困難なことに加え、すが漏りの原因となることが想定され、また、「雪割り屋根」は、玄関部分の屋根をはがして下地の加工を行うことから工事には多額の費用を要することから、改善がなされていない状況にあります。

今後におきましては、平成20年3月に策定いたしました「幕別町公営住宅ストック総合活用計画」における全面的改善等の計画を見据えた中での対応を見きわめつつ、他の工法を調査・研究する中で、対応について検討させていただきたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

募集戸数が例年より少なく、そして応募数がふえて、この平成22年度は過去3年間よりも倍率がふえて、約4倍になっているということのご答弁を一つ目の質問の中でいただいたところであります。

もう少しこの応募状況についてデータをお持ちであればお尋ねしたいと思うのですが、平均で何回の抽選会で住宅に当選するというようなことになっているのか。

それから、二つ目、抽選で当たった方が辞退するケース、そういったものがあるのかどうなのか。

三つ目、このプランの中では、計画の中では、実待機者数は44世帯というふうに見込まれてのものでありますけれども、その後、この実待機者数は何人ぐらいというふうに見込んでいらっしゃるのか。

この3点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） まず、1点目の何回落選して、その結果、落選が何回あれば入居できるかということだと思いますけれども、7回落選しますと、8回目を経ずにして、空き住戸に入居できるというふうなシステムになっております。

それから、辞退した件数ですが、ちょっと手元に資料は持ってきていませんけれども、記憶でいきますと、たしか1年間で2件か3件あったかなというふうに記憶しております。

それから、3点目の平均して何回で当選するかということは、ちょっと分析はしておりませんが、これ抽選ですから、1回で当選する方もあれば、なかなか当選につながらない方もいらっしゃいますけれども、恐らくという表現になってしまいますけれども、3回ぐらいなのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 実待機者が何人いるかということですが、ちょっと資料を持ち合わせていないのですが、1年ほど前でしたか、調査したときにたしか60人ぐらいだったというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） そうしましたらば、このプランを策定したときよりも実待機者がふえているという、そういうことになってくるわけです。44から60というお話をいただいたわけでありまして。

それで、ご答弁にもありましたけれども、公営住宅ですが、住宅セーフティーネットとして重要な役割があるのだという、このことについては、本当に大事なことなのだというふうに思います。入りたい人がいつまでも入れないということがないようにしなくてはならないのかなというふうに考えるわけでありまして。

そこで、お尋ねしますが、幕別町公営住宅管理条例第9条第1項、ここには、住宅に困窮していることが明らかなケースは公開抽選によらず入居が決定できること、このことが定められているところであります。入居の申し込みの際に、こういった状況が該当するケースが幾つか条例の中に明記されておりますけれども、公開抽選会になる前に入居を決定する、そういったケースは今までどれぐらいあったのでしょうか。この条例がどれぐらい活用されているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 抽選によらないで入居される方といいますのは、特定入居というふうな言い方をしておりますけれども、要するに抽選を待っていたのでは、ちょっと状況として困るというふうな方が対象になってきますけれども、それにつきましては、例えば災害で住宅がなくなっただとか、あと人の住めないようなところに住んでいるだとか、あとは公営住宅の借上げの関係、他の事業の関係ですね、これによって移転をしなければならぬとか、そういうふうなときに特定入居というこ

とで入居していただいております。

それから、特定入居の件数ですけれども、この1年間で件数はありません。

以上です。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 特定入居の件数がないということについて、もうちょっとお尋ねしたいと思うのですけれども、実際、倍率が4倍にもなっているという状況の中で、必ずしも1回で当たるという保証は、公開抽選ですから、ないわけであります。やはりいろいろ私も相談を受けたりする中では、すぐに入居が必要なケースというのは実際あるのではないかなと、その辺のところ、入居申し込みの際に、どのように入居の方の相談に乗っているのか、その辺のことに該当するかどうか、ちゃんと聞き取りされているのかどうなのか、細かい話ですけれども、ちゃんとやっていただけたらなという思いの中で、どのようにやっていらっしゃるのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 特定入居、先ほど何点か申し上げましたけれども、特定入居というのは、公営住宅法で規定がありまして、それに該当する方といいますのは、先ほど申し上げましたような状況でなければ入居は認められないわけですけれども、窓口で入居申し込みを受けたときにどこに住んでいるだとか、家族構成がどうだとか、今、状況どうなのだとかということの確認はさせていただいていますので、その中では特定入居という対象になるというふうに思われる方はいらっしゃらなかったということです。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 該当になるケースがないということの判断を、申し込みのときにされたというふうに聞いていいのだというふうに思いますけれども、特定入居のケース、実際、これからこういうご時世ですから、あるのだというふうに思いますので、申し込みの際にその点も丁寧に聞き取っていただくということをしていただきたいというふうに思います。

二つ目のほうに行きたいと思います。

減免制度の活用の周知のことでございますけれども、かなり丁寧にやっていたできるようになったなというふうな印象を持ってご答弁を聞かせていただいたところであります。

入居説明会の際に、記載するとともに口頭での説明もしているということ、それから毎年4月と7月にそれぞれ既に入居されている方にはそのことについて文書の案内を加えているということ、すごく丁寧になってきたなという印象を持って聞いております。

もう一つ、このことで申し上げますと、例えば毎年の収入調査の中で、収入が大きく減少しているですとか、または入居者の収入のある方が、その世帯全部が退去しているのではなくて、もうお一人、お二人退去するというようなケースで、その家の収入が変わるといいうことがわかるケースが、明らかなケースがあるのだと思います。そのときにも、そういったケースの方にその減免制度のことを改めて念押ししていただくような、そういうことをすることが重要ではないかと思うのですけれども、そのことはやっていただけるかどうか、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 年にその納付書を発送するとき、それから入居の際にも減免制度がありますよというふうなお話しさせていただいておりますけれども、その中で所得が低いということもありますけれども、所得が変わったとか、失業したとか、こういうケースについても減免の対象になりますよというふうな書き方をさせていただいております。入居されている方が、失業したのかということまでは私どものほうではちょっとわからないものですから、また転居した場合については、当然入居者が減るということで転居の届け出がありますのでわかりますけれども、その所得が変わったという点につきましては、これは入居している方からの報告といいますか、申告といいますか、そのようなものをいただかなければちょっとわからないと。それから、転居につきましては、先ほど申し上げましたように、その届け出をいただいていた時点でわかりますので、それはそのような家賃の変更

があれば、そのような家賃に設定させていただいております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。より一層丁寧に対応していただけたらというふうに思います。
三つ目、駐車場のことにかかわってであります。

すべての町営住宅、公営住宅を見て回ったということではないわけなのですけれども、一番この点では泉町団地が駐車場の確保ということでは、厳しいのかなというふうに私は思いました。

泉町団地ですけれども、駐車場、建物の西側と南北3カ所にあるわけであります。早朝など出勤前の時間帯に見てみますと、横長に駐車場があるわけですが、バス停のところびっしりとまっていて、さらに反対側のところ、横づけでもって、またずらっと並んで、そういう状況にあります。走行スペースびっしりととまっている、そういう状況で、来客用や歩道にもとまっているという状況がありました。このことで、ちょっと住民の方と対話しますと、やっぱりお互いトラブルを避ける、お互いに気を使い合って近くに駐車場を確保するという状況もまたない中で、お互いに許し合って駐車できるスペース、それを使用している、そういった現状であるということの話でありました。

しかし、その一方で、これはきのうの夕方のことですけれども、私たまたまその泉町団地にいたわけなのですが、夕方5時20分ぐらいに救急車が2号棟に入りまして、結局状況は今私がお話ししました状況なものですから、救急車がとめる場所がなくて、横づけになっている車と正規の駐車場の間にとまって全くふさぐような、そんな形にならざるを得なかった。そんなことがありました。駐車場の確保に向けて努力をしていただきたいなというふうに思うわけであります。

なかなか大変だということのご答弁があったわけなのですが、例えばこの中では、来客用の駐車場であることを明らかにするための表示をするということや、それからチラシの配布などもして、喚起を促しているということのご答弁でありましたけれども、駐車をするということは、条例を見ますと、町長の許可を得ることが条件ですよね。そういうことであれば、許可を得ている車がどれなのかということの表示もされるような、車を見たらそれがわかるような、そんな仕組みも必要ではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 駐車場に、そこにとまる車はこの車ですよというふうな表示をするということですが、そうなりますと、駐車場に例えば名前を何らかの方法で表示するだとかという話になってくると思います。そうなりますと、個人的な情報をそこに表示するというのが望ましいのかどうかということがあろうかと思しますので、現実的にはちょっと難しいのかなと思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 名前の表示をすると、例えば道営若草団地なんかは駐車スペースに名前がしっかり入っていますけれどもね。私はそこまで申し上げたのではなくて、その車が許可を得ている車であるということが、例えば車をとめたところのフロントガラスのところの中から置いてもらうような、そんなような形でもいいのではないかなと思うのですけれども、そういったようなことなど、駐車場の管理をちゃんと町がしていますよということが住民にわかるような、そんな仕組みがあったらいいなと思って申し上げたのですけれども、そういったことではいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） まず、若草団地に何か表示があるというふうなお話でしたけれども、私どもの把握している中では、そのような表示は多分ないのではないかなと思うのですけれども。

それと、団地の、例えば若草団地は道営住宅ですけれども、駐車場の管理といいますのは、道営ですから北海道、北海道が直接やっているかといいますと、これは自治会がありまして、自治会にその管理を委託しているというふうなことがありますので、自治会のやり方として、そのような方法をとられているのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） ただいまの質問、泉町の件かなと思いますけれども、泉町は実際、現在のところ126台という入居者の方の車1台をとめる部分、さらには来客用ということで24個を設定になっておりまして、谷口議員言われるように、現実には、言われていることは、1戸に1台の所有ではなくて、さらに2台とかいう方々が多数おられて、その通路をふさぐとかという結果になっているのかなというところもございます。

それで、先ほどの若草の道営というのは、道営住宅の場合、料金徴収しておりますので、そこに何号棟の何番という表示をして、そこにとまっているのが現実かなと。町営の場合につきましては、料金をいただいておりますので、入居の際には、この場所にとということで自治会のほうと調整を図りながらやっているというのが現状でございます。

それで、通路の状況がとまっているということは確かにありますけれども、過日ご質問があった後、調査をしました段階の中では路上まであふれているというのはたまたま3台ありましたけれども、通路、空き地に行っているというのが26戸ほど、約4分の1の方々が現実その通路なり、空き地にとまっているというのが現状ございました。そういうことですので、ごく少数は路上にとまっているのかなということでは、敷地の中ではおおむねうまく皆さん利用されているのかなと思いますけれども、拡張できればいいのですけれども、これは当初計画の中での台数の設定ということもございますので、なかなか難しい状況であるとは思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） よくわかりました。この後、例えばあかしや南団地など比較的大きなところの全面的改善など予定されているとのことでもありますけれども、1台でも多く駐車場が確保できるような無駄のないつくりを研究していただくなど、駐車場の確保に努力をしていただきたいなというふうに思います。

高齢者の単身世帯の住宅のことについて再質問させていただきますけれども、町長のご答弁の中からは、現在のところ、そういう施設を、住宅を新設する考えはないということ。それから、民間のご協力をいただけるものは、民間で整備いただくという観点があるということの中で、民間の高齢者専用住宅が幕別町内でも開設されたことのご答弁であったところであります。

民間ということでもありますけれども、今、高齢者住宅、本当にあちこちにできていて、需要があるのだなということは理解できますけれども、幕別の話ではなくて全国的なことの中では、その入居のときの一時金の金額のことや、それから退去するときの戻り金のこと、それからサービスの質がその施設によって町々でということなど、大変苦情も出ているというふうな報道もされているところであります。介護保険施設でしたらば、道やまた町がその運営のことについて深くかかわっていく、そういったことになってくるわけですが、こういう民間の高齢者専用賃貸住宅の場合でしたらば、その辺の行政との、チェック機能といいますか、かかわりということはどういうふうになってくるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 高齢者専用住宅の件ですけれども、高齢者が入居できる民間の共同住宅という点では、高齢者円滑入居賃貸住宅でしたでしょうか、通称、高円賃と言われるものです。それから、もう一つ、高齢者専用住宅ということで、これは高専賃と言われるものですが、これの登録というのがありまして、それは北海道のほうで登録することができるわけですが、そのことに対して、幕別町が行政的にどういうふうな指導をしていくかという立場にはないと思いますので、基本的には道の考えといいますか、指導といいますか、ということになるかと思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） その辺の町がかかわりが持てるという、そういう種類の住宅でないというところがやはり私にとってもすごく不安な思いにさせる、そういった条件になってくるわけでありまして、

そして、入居の費用も結構な金額になっていて、例えば国民年金の人であれば、全然その年金の中でやりくりできるような、そういう条件でもなくて、だれもが入れるという、そういう施設ではない

というふうに認識しているところであります。

そこで、新聞報道で最近あった中では、本別やそれから新得の社会福祉協議会のほうでこういう高齢者に対する住宅の確保に努めているのだということが報道されておりました。本別町社会福祉協議会では、高齢者住宅8戸でありますけれども、単身者専用で老人ホームなどの老人施設の待機者などを受け皿として運営すると。新得町社会福祉協議会は、共同型住宅という呼び名の中で、介護保険認定を受けていない高齢者や障害者でも食事の提供など少しの支援があれば生活できる人が対象と。そして、地域交流ホームという名前でもってトレーニング機器などを導入した施設も、それから小規模多機能型居宅介護施設も一体となって建物を建てるというようなことが紹介されておりました。ひとり暮らしということは、やっぱり大変不安なことがあるのだと思うのです。そして、その割合がこれからも増えていくだろうという、そしていただいた数字は22.1%が高齢者の単身者であるということ、やはり私は何らかの手は打っていかねばならないのではないかなというふうに思うわけでありまして。

昨日の救急車のお話もしましたけれども、結局、死後3日たって発見された60代の方でありました。本当に繰り返しになりますけれども、ひとり暮らしの方に対する対応というのは、重要なことだなどというふうに思います。

今、本別とそれから新得の社会福祉協議会さんの例を出しましたけれども、幕別町でも、町が単独もしくは社会福祉協議会と一緒にこういった施設について検討を進めるということが必要ではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるとおり、高齢になって、若干の周りの世話をしてほしいというようにときに、民間の住宅もできてきた。ただ、これはやっぱり一番ネックは、ある程度のお金がなければ入居できないというところが大変難しいといえますか、私どもからすると厳しい条件なのかなというふうに思います。

そうかといって、それでは町でできる限りそうした方々に1カ所に入居していただいて面倒を見ていく、世話をできるような体制がつくれるか、これもまたなかなか難しい問題もあるのだろうというふうに思いますし、シルバーハウジング、先ほどの答弁書でも申し上げましたように、一定の方々と一緒に高齢者の方も住んでいただく。音更なんかでは、大谷の短期大学の生徒さんと高齢者が一緒に住んで、お互いがコミュニケーションを交わしていく、そういったことは我々も望ましいことではないかというのと、単に高齢者一人が公営住宅に入ればよいというのと、今言うように、ある程度の世話をする人、相談を受ける人、いわゆる体制づくりの中での公営住宅のあり方、本別の例も私もお聞きをしました。これは社協がやるのですけれども、かなりの部分、町の援助といえますか、助成もあるようでありますけれども、そういった必要性ということについてももちろん否定するものでもありませんし、うちの公営住宅の体系と今言う介護を含めた中でのこれからの高齢者の住宅対策、そういったものを含めながら検討はしていかなければならない問題だろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 検討を進めていっていただきたいなというふうに思うわけでありまして。

最後になりますけれども、私は札内東団地を一つ挙げましたけれども、ほかにも七つの団地でもって同様のケースがあると、落雪対策であります。

全面的改善等の計画を見据えた中での対応を見きわめていきたいということのご答弁でありました。全面的改善等の計画、春日東団地でありますと、いつ全面的改善というふうになるかということが計画になっているかということでございますと、春日東団地の東側のほうの建物については、平成33年から36年度の間に全面的な改善をする。西側は37年から39年度までに用途廃止をするということでありました、ストック計画を見ますと。泉町東、これも同様な屋根のつくりでありますけれども、平成30年から32年度、千住団地、平成30年と31年度に全面的改善をするという計画になっているところでもあります。

一番早くても、あと7年間使用した上でと、長いものになっては、あと10年近く使った上でという

ことでの全面的改善になるわけであります。その間、まだまだ人は住み続けるということの中では、ことしで言うと、2月の末ぐらいにでしょうけれども、雪が本当にもうバナナ状にずっと落ちてきて、何かのショックにそれがどんと落ちる、そういったことが各戸で見られたところであります。住んでいる方からも、住んでいる人は状況をわかっているから気をつけるけれども、来客者など、その辺のところ十分わかっていなくて本当に危険だという状況、それから雪が落ちてしまってから、中からドアをあける、それができないときもある。そういったことでは、やっぱり住宅として十分ではないのだというふうに思うのです。全面改築まで、全面的改善までまだそれだけの期間があるのですから、これも何らかの手を打っていかねばならない、そういったものだと思うのですけれども、どうでしょうか、その辺の調査・研究、すぐに始めるべきと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 確かにおっしゃられるように三角屋根の公営住宅につきましては、玄関のところに雪を落とさないようにするような構造にはなっていないので、入居者及び来客者の方にとっても危険性が伴うというふうなことは認識しております。答弁にもありましたように、公営住宅ストック総合活用計画、この中で既に全面的改善を行っているのは、桂町東と白銀町団地ですけれども、すぐにやるようなところについてはちょっと我慢をしていただくということになるかと思えますけれども、先ほど議員からお話のありました団地等につきましては、やっぱりお金が結構かかるものですから、どのような方法でやるのが望ましいのかと、余りお金をかけないでできないかというようなことで調査・研究した上で検討させていただきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 緊急性がある大変危険な箇所である、そういった中で、少しでも早く何らかの形でもって、この危険性を少しでもなくする形にしていっていただきたいということを強く要望したいというふうに思います。

最後になりますけれども、平成23年度ストック計画、計画期間が前期の5年間、20年から25年までの5年間の今ちょうど中間年を迎えようとしているわけであります。5年ごとに定期的な見直しを行うということがこの計画の中で明記されているところであります。

計画の中で、この公的借家、1,100世帯とするという検証を、事業計画から、それと借家率、応募状況、入居状況、この2面から行って1,100世帯というのが妥当であるということの根拠とされているところであります。この根拠については、私としては道理があるものだというふうに考えてはいるのですけれども、ご答弁にもあったような、減免申請をする人もふえている、応募者もふえている、そういった中で、セーフティーネットとしての重要性が高まっているのではないかというふうに思うのですよね。

それで、国は、この公的借家の新築財源、どんどん削減していきますから、新しく建てるということがなかなか困難だということもよく理解できるものでありますけれども、例えばこの数の問題、こういう倍率であれば、公的借家数を民間住宅の借り上げなどでふやしていくような、そういったことも検討すべきではないかと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。何かお考えはありますか。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 公営住宅ストック総合活用計画につきましては、20年度から24年度の5年間という中間年になりますけれども、25年からまた中間年から始まるわけですけれども、24年度に見直しをしたいというふうに今考えております。

それで、数が1,100戸に対してどうなのだというお話ですけれども、それはまだこれから議論していく段階なものですから、その数が多いのか少ないのか適性なのかという判断は、今ここでできないものですから、その見直しの機会を通じて整理をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

ここで中橋議員に相談しますが、質問だけ終わらせていただいておりますが、よろ

しいでしょうか。

○1 番（中橋友子） はい。

○議長（古川 稔） それでは次に、中橋友子議員の発言を許します。
中橋友子議員。

○1 番（中橋友子） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

町政評価と基本姿勢についてであります。

昨年 12 月に岡田町長は、次期 4 期目に向けての出馬表明をなされました。町民の暮らしの安定を願
い、これまでの町政執行の評価と、また基本姿勢についてお伺いするものであります。

まず 1 点目は、合併を 5 年経過してという問題です。

国の方針どおりに合併を行った市町村は、北海道では特に少なく、全体で 15% でありました。十勝
では幕別の実施でありましたが、それだけに住民にとってどうであったのか、十分な検証が必要
と考えます。現状の財政分析はもちろんのこと、地方交付税の優遇措置もあと 5 年となり、優遇措置
がなくなった後の財政運営を安定させていくことも大変重要な課題と考えます。

また、114 億円と言われておりました経済効果の見通し。財政効果を生かす政策の一つに公共料金
等の負担の軽減、これなどが示されていましたが、現実には住民負担が増加している現状がございま
す。計画と乖離する人口減をどう取り戻すのか、住民の声を反映する手だてはどう築いていくのかな
どなど合併後の取り組みと評価、そして見通しについてもお伺いいたします。

2 点目は、町長の目指す幕別町についてであります。

「住んでいることを誇りに思える幕別」ということで、5 点の基本政策を示されております。

その土台と考えるのは、やはり一番は平和であり、また安心して暮らせる町が基本にあるべきと思
います。しかし、現実には、町民の現状は貧困が確実に広がっており、この貧困の対策抜きには希望
は見えてきません。

町民の年金収入は、平成 22 年度で 200 万円以下が 81.1%、年金 100 万円以下が 57.3%、給与収入
でも 200 万円以下が 49%、毎年確実に低所得者がふえております。

また、国保税の滞納世帯は、平成 19 年の 9.6%から平成 21 年 19.0%に倍増し、就学援助の受給世
帯もふえております。

1 番目、このような現状から町民を支える手だてが求められてきましたが、現実には滞納整理機構
に回収がゆだねられ、また差し押さえなどの制裁措置を強化してきております。町民は「安心して暮
らしていけない」と過酷な現状に立たされております。町長の理念には届いていないと考えます。こ
れらに対しての所見を伺います。

2 点目は、官製ワーキングプアの問題です。

町の仕事に従事しながら十分な賃金を保障されない問題がこの間、業務委託事業などで生じてまい
りました。公契約条例の制定などこれまで求めてきましたけれども、現実には改善に至っておりませ
ん。このような問題をどう解決されようとしているのか、公契約条例は確実に広がっており、再検討
が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3 点目は、循環型の経済で町を元気にということです。

町民が納めた税金や地方交付税が地域で有効に使われ、仕事や雇用をつくり出すことが重要です。
地元中小企業の仕事と働く人の消費が地域経済を活発にし、そのことが町を潤し、さらに地域の仕事
を生み出します。このような経済の循環によって活路を開き、元気な町につなげることが望めます。
中小企業の振興条例を制定し、地域振興策に思い切って取り組むこと、また公共料金の各種減免制度
の拡充や子育て支援、障害者、高齢者支援の充実で幕別に住み続けられる暮らし応援の政策が必要で
あり、考え方を伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 質問の途中であります。この際、13 時まで休憩いたします。

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「町政評価と基本姿勢について」であります。

ご質問の1点目、「合併後の取り組みと評価、見直しについて」であります。

平成18年2月6日に議員の皆様をはじめ、町民のご理解をいただき合併が成就し、6年目を迎えました。

合併の是非をご判断いただくに際しまして、合併の必要性、財政推計、合併による効果をはじめ、議会、農業委員会や行政区、町税、国民健康保険税、上下水道料、保健医療、福祉、教育、産業、消防などの分野ごとに、幕別町と忠類村が合併した場合の「新しい町の姿」について、合併協議会や住民説明会等を通じて説明を行い、ご理解をいただき、新・幕別町が誕生し、船出をいたしたところであります。

新町まちづくり計画の中の将来人口と財政推計につきましては、その時点で考え得る最も適切かつ現実的な方法による推計に基づき作成したものでありますが、ご指摘いただきましたように、町の基本でもあり重要な要素であります人口に関しましては、計画における平成22年将来人口2万8,117人に対し過日公表されました国勢調査人口は2万6,542人と、推計値との乖離を生じている状況となっております。

また、財政推計に関しましては、地方交付税に多くの財源を求めている本町の財政構造の中、合併後におきましては、合併補助金や合併特例債を活用し、健全財政の確保に努め財政運営に当たってまいりましたが、地方自治体をめぐる厳しい財政状況や回復の兆しが見えてこない地方経済状況の影響を受け、基金残高においては計画額を下回っているものの、町債残高等の財政指標につきましては、好転してきているものと認識いたしております。

合併時に締結いたしました合併協定書に基づく住民サービスや負担につきましては、取り決めどおり進捗しており、まちづくりに関しましても、「新町まちづくり計画」の基本理念を継承し、平成20年に策定した幕別町第5期総合計画に基づき、順調に具体化しているところであり、その評価につきましては長い年月を経て初めて下されるものであると考えておりますが、町民の皆様から合併してよかったと思われるまちづくりに鋭意取り組んでまいりました。

引き続き、第5期総合計画に掲げる「人と大地が躍動しみんなで築くふれあいの郷土」の実現に向け、将来にわたって持続可能な地域づくりを進めていくことが重要であろうと、私自身は思いを抱いている次第であります。

ご質問の2点目、「町長の目指す幕別町とは」についてであります。

はじめに、「滞納整理機構の評価と改善策について」であります。

健全で安定的な財政運営を行うためには、税や使用料などのいわゆる自主財源の確保が非常に重要であります。とりわけ町税につきましては、財政基盤の基本であると考えているところであります。

しかしながら、ご質問にありますように、最近の経済状況などを背景に所得階層区分における低所得者層の割合がここ数年増加している実態にあるものと認識いたしております。

このような状況の中、町税の確保という観点から申し上げますと、平成21年度決算での個人町民税現年課税分の徴収率は98.49%であり、わずかではありますが1.51%が未納となっている状況であります。

税はあくまでも公平・公正が大原則でありますので、財政基盤の安定や収納率の向上に向けて、さらに取り組んでいかなければならないものと考えております。

平成22年度に滞納整理機構に引き継いでいる案件は10件であります。その内訳は、4件が町外

の方でありまして、その4件のうち催告等の通知にも全く反応がなく納付もされない方が3件、催告のたびに連絡はありますが全く納付のない方が1件であります。また、その他6件は、町内の方であります。資産・収入があるにもかかわらず催告等に一切応じず全く納付がない方が1件、分割納付の誓約をしたにもかかわらず履行されず滞納金額の多い方が3件、相談などにも応じない滞納金額の多い方が2件という内容となっております。

また、差し押さえの状況であります。納税が困難な方には納税相談により、納税の猶予あるいは分割払いによる納付などの説明をさせていただいておりますが、督促あるいは催告を行っても納税または納税相談に全く応じない方ありますとか、分割納付に係る納税誓約を行っても履行されない方につきましては、状況により差し押さえを実施しているところであります。

したがいまして、滞納整理機構への引き継ぎや差し押さえなどは、税の公平性という観点からは滞納者対策として必要であると考えているところであります。滞納者の生活状況等も勘案し、今後におきましても、公平で公正な対応と、きめ細かな納税相談に努めてまいりたいと考えております。

次に、「官製ワーキングプアと公契約条例の再検討について」であります。

官製ワーキングプアにつきましては、国や地方自治体が発注する工事や業務委託などが、過度な受注競争による低価格入札により、そのしわ寄せが従事する労働者の賃金低下などを招いている問題であり、特に、契約額のうち人件費が大きな割合を占める業務委託において顕在化してきたところであります。

こうした状況を防止するため、千葉県野田市が、平成21年9月、全国で初めて、市が発注する工事や業務委託などを受注する業者に対し、一定額以上の賃金の支払いを義務づけることなどを規定して、適正な労働条件を確保するとともに、業務の質の確保を図るための条例、いわゆる「公契約条例」を制定したところであります。

また、昨年12月には、川崎市が契約全般に関する事項を定めている条例に、賃金等の下限額など公契約条例に関する条項を加える形で改正し、本年4月から施行する予定のようであります。

両市とも、公契約条例の制定に当たりましては、労働条件に関することは、地方自治体が単独で解決できる問題ではなく、国が法律により統一的に規定することにより解決できるものであり、国に公契約法整備を働きかけることを大きな目的の一つとしているとお聞きしているところであります。

こうした動きを受けて、この両市の事例研究などを進める市町村がふえてきており、本町におきましても、昨年2月に職員2名を野田市へ派遣して調査・研究を進めるとともに、町発注の委託業務における勤務実態や川崎市の条例についての調査を実施してきたところであります。

しかしながら、野田市や川崎市の条例におきましては、ともに対象とする契約の金額や種類が限定的であり、ごく一部の契約に従事する労働者にしか適用されないため、実際の賃金の改善には効果が薄いものと分析しているところであります。

また、条例の施行により、今後、運用上の課題が明らかになってくることが考えられることと、国の公契約法整備の動きを見守っていることなどから、多くの市町村において慎重に研究を行っている段階であります。

本町におきましては、現在のところ公契約条例制定については考えておりませんが、各種施設の管理業務の委託契約において、官製ワーキングプアを防止するための方策を実施したところであります。

一例を申し上げますと、本年2月23日実施いたしました幕別南コミュニティセンターなど9施設の管理業務の委託契約に係る入札におきましては、低価格入札を防止し、設計上の賃金単価が大きく減額されないよう設けている最低制限価格を見直したところであり、また、業務における常勤者の配置については、契約時の業務仕様書において、8施設の管理業務については、おおむね週40時間勤務する常勤者を各施設とも2名配置することを義務づけし、業務時間数が短い運動公園管理業務については、常勤者を1名配置することとしたところであります。業務従事者を常勤者とすることにより、一定の賃金が保障され、社会保険等への加入が義務づけられることになるとともに、業務に責任を持っていただくことが、ひいては住民サービスの向上につながるものと考えているところであります。

さらに、勤務体制の把握、確認を行うために、翌月の勤務予定表と前月の勤務実績報告書の提出を義務づけしたところであります。

このほか、本年2月には、2年ごとの「競争入札参加資格審査」、いわゆる指名願の更新を行ったところでありますが、建設業者や施設管理業者など申請業者約1,000社に対しまして、町発注業務においては、「地元業者の活用と地元資材の使用について配慮すること」「二省協定労務単価に留意した適正な賃金を支払うこと」及び「労働者の福祉向上のため法定保険へ加入すること」など、5項目の留意事項を示した文書を配布したところであり、今後とも町発注の業務において、適正な労働条件の確保が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、『循環型』の経済で町を元気に」についてであります。

リーマンショック以後の長引く景気低迷により、本町にあっても依然、厳しい経済状況が続いており、中小企業経営者のご苦勞はいかばかりかと、ご推察申し上げるところであります。

このように経済活動が縮小傾向にある状況下におきましては、経済効果を極力町内に波及させること、経済を循環させることが、今まで以上に重要になってくるものと認識いたしております。

「中小企業振興条例の制定と、地域振興策について」であります。平成11年の中小企業基本法の改正により、「中小企業が地域経済発展の担い手」であると位置づけられたことが契機となり、「中小企業の重要性を認識し、中小企業の振興を重要施策として位置づけるとともに、住民、企業及び自治体の役割や責任を明確にし、それぞれが一体となって地域経済の活性化を推進していく」といったことを主な内容とする「中小企業振興条例」を制定する自治体の動きが出始め、道内におきましては、札幌市、釧路市、帯広市などで条例が制定されております。

帯広市によりますと、商工会議所、中小企業家同友会、行政による学習会や検討会を経て、平成19年4月に条例が施行されたとのことであります。また、条例施行後は、検討会を母体に金融機関や支庁などの関係機関を加えたメンバーで組織する「中小企業振興協議会」から具体的な振興方向を示した提言書が提出され、市においてはこれを受け、平成21年2月に「産業振興ビジョン」を策定といった経過をたどり今日に至っているとのことであります。条例制定にかかわった中小企業の中には、十勝産小麦を使用した製粉の事業化に取り組んでいるケースも生まれているとのことであります。

このように、帯広市においては、条例の制定により成果が上がりつつあるとのことでありますが、これがそのまま本町にも当てはまるかどうかという点、企業数や企業の規模・資力、業種などさまざまな面で大きな相違がありますことから、先進事例とするには難しいものがあると考えております。

町といたしましては、条例のあるなしにかかわらず、中小企業基本法の趣旨・精神を踏まえ、スピード感を持って中小企業振興策に努めることが最も重要であると考えております。

このようなことから、本町におきましては、国の交付金等を活用しながら限られた財源の中で、地域経済循環型の施策に重点を置きつつ、継続的な経済対策や商工業の振興策などに取り組んできたところであります。

具体的には、従来からの事業に加え、「プレミアム商品券」事業への支援、商工会発行の商品券を活用した「新築リフォーム助成事業」、創業資金の保証料・利子補給制度、空き店舗対策事業の創設などのほか、本定例会においては、運転資金、小口資金の拡充について提案させていただいているところであります。

また、これら施策の創設、改廃に当たっては、帯広市の事例にもありますように、より多くの方々と議論を重ねることが重要であろうと認識いたしておりますことから、多くの中小企業の会員を有する商工会をはじめ、中小企業家同友会、金融機関など関係団体・機関と議論を深めながら、振興策のあり方を見きわめなければならないものと考えております。

次に、「公共料金の減免制度の拡充と子育て支援、障害者、高齢者支援の充実について」であります。

本町の各種公共料金の基本的な考え方といたしましては、サービス等を受けた者が自分の利用した量に応じて、その原価に見合った額を支払うこと、いわゆる受益者負担の原則であります。事業の経営に関しては、経営にかかわる費用をすべてみずからの収入で賄い、外部から補助を受けずに経営を

行う、いわゆる独立採算の原則を基本に、適正な負担となるよう料金の設定に努めているところであり、現状では、さらなる減免制度の拡充につきましてもの考えは持ち合わせておりません。

次に、子育て支援につきましても、子育て支援センターでの支援事業及び一時保育、子育て生活支援事業として、ごみ袋の購入助成事業などのほか、新たに延長保育や病後児保育にも取り組みを行っており、今後とも子育て支援の充実には意を用いてまいりたいと考えております。

障害者支援につきましても、地域生活支援事業のほか、障害者の自立した日常生活や社会生活が営めるよう、また障害者やその家族に対する相談支援事業の強化を図ってきているところであります。

また、高齢者の支援につきましても老人クラブへの助成金の交付のほか、高齢者食の自立支援サービス、外出支援サービスや生きがい活動支援通所事業などを実施しているほか、地域で支え合う関係づくりと言う視点から、住みなれた地域で安心して生活できる住民同士の円滑な関係を築くための「地域サロン」づくりを進めているところであります。

いずれにいたしましても、引き続き町民の皆さんが安心して暮らすことができる、人にやさしい生活環境の充実に意を用いてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） では、最初に合併問題からお尋ねをいたします。

これがスタートいたしましたのは、1999年ということになりますから、ちょうど12年前になります。総務省がさまざまな特例的な交付税などの目玉策を出しながら推進を促進し、全国では当時3,232市町村があったそうですが、それが1,730に合併されたというふうに聞いています。ただ、北海道は、始めにもお話ししましたが、212の市町村のうち179までということでありましたから、非常に少なかったということですね。

なぜ少なかったか。うちの町が選択したことがどうだったのかということが大事だと思ひまして、この総務省は去年の3月に終了宣言をされましたので、その終了に当たって、『平成の合併』について』という総括を出されたのですね。その総括がどんなものかということで見てもみたら、確かに町長もおっしゃっていられましたが、財政面での効果というのは大きいということをごうたわられています。

それだけではなくて、メリットは少子高齢化の対策とか、そういう点、具体的に何なのかなというふうには思うのですが、挙げておりますが、しかし評価の中にはやはりデメリットもきちっと書かれているのですね。そのデメリットというのは、どういうことかということ、やはり市町村の住民サービスの低下であるとか、それから住民の声が届きにくくなっているとか、あるいは周辺部の旧市町村の活力が失ってきているとか、そういうことを具体的に挙げているわけですね。こういった総務省の合併に対する評価のメリット・デメリットも含めて、忠類・幕別の合併に当たっても、やはり当てはまるところがあるのではないかと率直に思うのですね。

合併した以上は、前々から一つの町になって一体感を持っていい町になっていきたいと、これはもう今この時点に立って当然求めていることですし、やっていかなければならないのですが、さりとてそういう評価が出されていて、我が町に当てはめていくと、きのうも杉坂議員の質問を聞いていて思ったのですけれども、やはり人口が減っていること、それから役場の中での仕事が、旧役場でできたことが、こちらにきちっと諮っていかなければならないことなどを思うと、そういった側面を持っているから、やはり住民の不安というのがあるのだなというふうにするのです。ですから、そういうことごのやっぱり解消に努めていくことが大事だと思ひ、こういった評価を通して改めて町長どう思われているか伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） きのうの杉坂議員のご質問、あるいはその後の増田議員のご質問の中にも、いわゆる合併後のまちづくりについてお話をさせていただきましたけれども、私はもう今も合併当時と同じ気持ちでありまして、忠類村が編入合併でもいいから幕別と一緒にこれからのまちづくりを

進めていきたい、その思いを私どもは大事にしながら、いつもの言葉ではありますけれども、一体感の醸成がされ、そして忠類地域も幕別地域にも同じように均衡ある発展されることが我々の望みでもあり、合併の意義でもあろうと。そのために私どもがやらなければならないことは、今、中橋議員がおっしゃられるようなこと、いろんなことがあるのだろうというふうに思います。

もちろん、人口が減る、あるいは合併した以上、忠類村役場が総合支所になることによって、職員数も減っているというような問題、これらも必然的なものでもありますし、またそう言っても、町の規模から考えると、忠類村だけ職員を減らせばいいというようなことには、これはならないわけです。よく住民の方は、札内には何万人もいて、札内支所には 10 人の職員で全部でやっているのに、忠類 1,000 人だから 10 人もいればいいのかと。それは違いますと。やはり忠類村にはそれなりの歴史もありますし、忠類の地域でやらなければならないことは、役場として当然担っていくことが必要である。そんなことからいいまして、私どもはこれからも十分忠類地域の皆さんのご意見や、または私どもとの意見交換の中で、お互いが発展できるように合併がよかったと言ってもらえるまちづくりに、さらに意を用いていくことが大事であろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1 番（中橋友子） もう一点心配することは、人口減のことにも関連してきますけれども、その財政状況で当時から合併した後の財政状況がどうなっていくか、シミュレーションをつくっていただいて、示していただいて、進んできた経過があるのですが、10 年間の特例期間というのは、平成 27 年で終わって、さらに 5 年間の激変緩和ということで、平成 33 年というのが一つの区切りになってきますね。もう既に 5 年間経過したわけですから、これから、今までは財政面でいわば上り坂だったというふうに言ってもいいのだろうと思うのですが、ただこれからはそうはいかないということははっきりしていると思うのです。

それで、新町のときの財政シミュレーションを見ますと、交付税額で現時点では 60 億円を超えて交付されるという数字なのでありますが、これが平成 33 年になると、50 億円になっているのですね。きちっと比較しますと 15 億円ぐらい減っていく形になるということですね。この 15 億円が確実に減っていく中で、合併特例債の償還も始まっていくと。もちろんそれに伴う交付税も入ってきた上での 15 億円減っていくということでもありますから、そういう負担もふえていくと。それから、もう一つ、この根底には、積算するときの柱の一つには、人口というものがあつたと思うのです。基準財政需要額、これが思ったより伸びないと。思ったより伸びないどころか、減っちゃったということでもありますから、ここにも影響が出てくるだろうというふうに思うのです。

そうしますと、今後、15 年なり、10 年なりの財政計画を、行政は継続していきますから、だからどういうふうにきちっと持っていかうか。今、ずっと財政健全化計画を立てながら、やってこられて、起債が減ってきたこと自体は私たちがきちっと確認もしておりますし、事実であります。しかし、その後どうなっていくかということになれば、15 億円も減っていくと。そして人口も減ると、そうなってくると、当然さらなる合理化やリストラだとかということに、つながりかねはしないかというようなことも含めて心配があるわけですが、そういった見通しについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどのお話でありましたように、合併協議が進められている時点では、非常に交付税もまだまだ潤沢といえますか、余裕がありました。これがいわゆる三位一体の改革が入ってきて、一挙に交付税が減らされてきた。その減らされた分がやっとここ二、三年で少しずつ回復してきて、今の 60 億円という町の交付税になっているわけであります。

ただ、この交付税がこの後、同じように推移していくのかとなると、かなり厳しい面があるのではなかろうかと。もちろん政権交代だとかいろんなことがありますから、この先なかなか不透明な状況で、まだまだ交付税が今後どうなっていくかという見通しまではわからないのですけれども、ただ我々が心配するのが、国がこれだけ財政が厳しいのだから、地方ももっと厳しくてもいいのではないかと。あるいは地方財政富裕論、まだまだ地方は財政に余裕があるのではないかと、国のほうが厳しいので

はないかと。そういったこれからの傾向が出てくると、私どもにとっては大変恐ろしいことだと。

何とか今の地方財源を確保するためには、抜本的にはやはり交付税率の改正を含めて、地方財源を確保していくことだろうと、そのために我々も地方団体一丸となって運動を続けているわけでありまして、もちろん私どもには合併と特例があったわけですから、その特例がなくなっていくことによるマイナス、これは当然約束事ですから仕方がないわけでありまして、ただその約束事の中の一つには、11億円の基金を積みなさいと。それは、合併特例がなくなった後、その基金で対応しなさい、いわゆる財政運営の中でその基金を活用しなさい。そのかわり、その基金の借り入れた分の償還は交付税が措置しますよというようなことで、今、11億8,000万円ぐらいあるのかな、11億円ぐらいが、名前で見れば単なる財政調整基金、まちづくり基金で今積んでいますけれども、これらの活用は、当然、今後交付税のマイナスに合わせて活用していかなければならないというふうに思いますけれども、肝心の交付税がどうなっていくか。

ただ、人口の減ということは、これは私の町のみならず、すべてとは言いませんけれども、ほとんどのところが人口減ですから、その分は交付税の算定の中でどのように変わっていくかはわかりませんが、十分それら国の動きを見ながら、私どもは、今後、合併後10年後の財政運営に当たっていかなければならないというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 一体感のあるまちづくり、それから合併の効果も含めて、行政サービスを保障していくということになれば、かなめはやはりお金になっていくと。

今までそれぞれの二つの町の分がきちっと措置されたけれども、一本算定になっていくと。その場合に、基準財政需要額というのは、人口の多い町ほど、不利ということではないのですけれども、1人当たりの頭割りからいくと少なくなると。多分、ですから過去の忠類村では、基準財政需要額は幕別の1人と忠類の1人を比べれば、忠類のほうがずっと高かったのだと思うのですよね。それが、一本算定になっていくことによって、ぐうっと今度大きい町になりましたから、当然2万7,000人の分の基準額になっていくから下がっていくのだと思うのです。そういうことも描けば、本当に厳しい状況が想定されていくなというふうに踏まえまして、まちづくり基金の、だからといって、行政サービスを低下させるということにならない、そこが工夫の要るところといたしますか、手腕の発揮どころというふうにも思うのです。ですから、ぜひそういうことを描きながら、将来を見据えた運営をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に、町長のまちづくりのことについてお尋ねします。

いきなり滞納整理機構のことをお話ししたのは、夢のある幕別という点で、私たちも本当にそうありたいですし、そのためには、そこに住んでいる住民の方たちが日々安心して暮らせる、そういった土壌をきちっとつくって、政策的にも支えていかなければならないということなのです。その中で、これだけ滞納がふえてきている中で、やむなくというふうには思うのですが、回収業務が国の指導もあって強化されてきていると、これは現実だと思うのです。

それで、いつもこの問題を取り上げてきているのですけれども、私、現時点で、例えば国民健康保険税などを見たときに、年間収入で平均、これは幕別ということではないです、平均で11.6%の課税になっているのです。これは、組合健保ですとか、政府管掌のほうと比べても倍近い金額なのですよね。こういったところから、実際に今、1年間に2割近い方の滞納が生ずると。最終的には、収納率は上がっていくのですけれども、繰り返されていると。だから、この出発点、ここは国が予算をずっと削ってきて、そういう結果になっているのだけれども、所得に対して11.6%という金額を、これ担税能力に持ちこたえられる金額と見てられるのかどうか。これは本当に、町長の立場から課税されているわけだから、なかなか理由があってかけているのだということだとは思いますが、実際に暮らしをしているという面から見て、11.6%というのがどういう位置づけというふうに押さえられているのか、伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 保険税が年々高くなる。年々高くなるというよりも逆に低所得者がふえているというのが実態なのかもしれませんけれども、これは本当にその 11.6%という数字を今お聞きをしたわけですけれども、このことが担税力があるかないか、その判断がどうなのかと言われると、私自身も正直わからない部分があるわけですけれども、ただ所得がこれだけ下がっていく、特に年金生活者なんかは、ずっと年金が変わらないというか、上がらないで、周りがどんどん経費がふえていく。それは我々も当然のことながら危惧する問題でありますし、町村ができることもあるのかもしれませんけれども、総じて言えば、やはり広範囲な国とか、いろんな施策の中で論じられていかなければならぬのだろうというふうに思っております。

実は、北海道町村会でも、道民所得が年々下がっていく、これは大変なことだということで、今、道町村会の中にも懇話会を設置して、2回、3回目でしょうか、協議をされております。そのために何か、要するに所得を少しでも上げていくことに、町としても、道としても努力していかなければならないのだと。そのためには、北海道経済の産業、経済含めて成長させていく。もちろん雇用の問題もそうですし、先ほどのお話にあったように付加価値を改めて、農業でも漁業でも林業でも1次産業の底上げですとか、いろんなことを、これ町あるいは都道府県も含めた中で進めていくことが必要であろうということが今言われておまして、町村会でも取り組みをしているところであります。

私どもも雇用の問題をはじめ、町としてできることについては、できる限りのことはやっていかなければならないのだろうと思いますし、片一方で所得を伸ばすことと、片一方は低料金で抑えるということになるのでしょうかけれども、それらも含めながら、今の数値については十分今後参考にさせていただきますけれども、努力はしていかなければならないというふうな思いではおります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） そこで、結局本人の支払い能力をきちっと見きわめながら徴収業務に当たるということなのですけれども、町長言われるように、資料を見ましたら、公務員を別にして、全国のサラリーマンのデータでこの12年間に1人当たり61万円収入が減っていると。一方で負担は15万円上がっているということですね。こういう中にさまざまな問題が生じてくるのですけれども、税でありますから、国民健康保険なら国民健康保険税でありますから、きちっと課税されたら、町としては町の責任として、支払いを求めると。求めても応じなかつたら督促を出すと。それで応じないというふうになれば、10日後に差し押さえ勧告なりなんなりが出されるという流れで来ていますよね。これは当然国税法に基づいて事務的な処理としてやられるわけですけれども、相手の方、町民の方は11.6%、国保税だけでもかかっている現状にあると。年収、所得200万円であつたら、もうそこで二十四、五万円はないわけですね。そういう中に、こういうことがやられていくというふうになると、当然きのうの増田議員の水の話もありましたけれども、いろんなところで問題が出てくると。

私たちが提案といいますか、国の法律に基づいてきちっとやっていこうというふうになれば、そういった収納業務とあわせまして、収入状況を見きわめた滞納処分の停止といいますか、実際に払えない状況が当然想定される人が出てくるわけですから、私は担税能力を超えているというふうに思うのですけれども、そうすると滞納処分の、極端に言えば執行停止という法で定められている仕組みもございますよね。こういうものも、今の現状からいったら、これだけ所得が下がって負担がふえる現状から見たら、もっともときちっと本人の実態に合わせて執行停止までいくことが当然やられていかなければならないというふうに思うのですね。

それで、これは去年相談の窓口を2階につくっていただいて、特別な相談体制をとっていただくという中で、いろんな事例があつたのだと思うのですが、実際にはこういう手だては、例えば実際に滞納処分の執行停止なんていうことに至っているのかどうか、そういうことは、活用という言い方も変なのですけれども、現状に合わせた対応をしていただいているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） ただいまご質問ございました滞納処分の執行停止の関係でございますけれども、国民健康保険税に限らず、町税でもそうでございますけれども、収入状況、失業された、ある

いは途中で生活保護を受給されたという方につきましては、滞納処分の執行停止をさせていただいてございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 事例があるということでもありますから、そうしますと、相談窓口が功を奏しているのかなというふうに思うのですけれども、こういうことをもっともっと行き渡るといいう言い方も変ですけれども、そういうふうになっていけば、今日のような差し押さえがどんどんふえていくような実態は、解消されるのではないかなというふうにも思うのですけれども、うちの町は残念ながらないのですよね。ですから、そういった事例があるのかということでお尋ねいたしました。事例があるということでもありますので、よりそこをきちっともっともっと必要な人に適用させていただきたい。

同時に、そういうふうな対応をされていけば、この滞納整理機構に今回至った中で、財産もあるけれども、行ってしまったよ、支払いに全然応じてくれないよという事例もあるというお答えもいただきましたけれども、そうではなしに、例えば連絡がとれないのだと、ナシのつぶてなのだということもありましたよね。これも実は執行停止の中には、3年以上わからない場合には執行停止できるということも法でうたわれていますよね。こういうことなども駆使していただいて、結果としては執行停止になればそれだけお金が入ってこないわけだから、公平性云々ということになるのだろうと思うのですけれども、しかし現実には毎年毎年1,000万円を超えて不納欠損になっているということも思えば、そういった法律に沿った対処をきちっとしていくということが大事だというふうに思います。もしやっているということだけであれば、これはよろしいですが、そうですね。では、お答えください。短くお願いします。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今回の執行停止でありますけれども、居所不明あるいは生活状況が厳しいということで財産等も収入もないという中で執行停止をさせていただいております。これは、特に今年度、22年度についてはかなりの件数に上っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 法律は弱者の立場に立って設定されているというふうに思います。ぜひ今後も意を用いてやっていただきたいというふうに思います。

次に、官製ワーキングプアの問題についてお伺いします。

この件は、今回、私自身も任期最後ということできずと取り上げてきた内容でありまして、官製ワーキングプアが町全体の活性化にも非常に大きなマイナスの要因になっているということも含めましてずっとお尋ねしてきたのですけれども、官製ワーキングプアですから、委託事業だけではなくて、例えば職員の非正規職員がふえてきている問題なども、これに関連しているというふうには思っています。そういう背景を押さえつつ、業務委託においてずっと改善が図られてきておりませんでした。今回、ご答弁の中で一步踏み込まれて、きちっと委託業務にかかわる低価格、入札のラインですね、そこをきちっと引き上げたのだと思うのですが、上げられたことと、それから業務の実態について確認をされることは非常に大事なことだというふうに思って、この点では高く評価をしたいと思います。

ただ、私が公契約条例ということを繰り返し言ってきたのは、基本的には国の、もともとはILOで始まって、国がきちっとやるということは、それはそうです。ただ、実際に業務を発注したり、契約をしたりということはそれぞれの自治体がやっているわけですから、そこに働いている皆さんにいろんな不利益が出てきているということを解決しなければならないということから始まったのですね。

それで、この問題は、幕別だけではなくて全国的な問題になっていまして、実は昨年11月にも国会でも取り上げられていまして、それに対して、片山総務大臣がお答えされているのですけれども、やっぱり好ましくないということで、特にそれは指定管理者の労働者の賃金のことと言われていたのですけれども、指定管理も同じですよ、町の仕事であるわけですから。それで、そういう事業がサービスの低下や、いわゆる安上がりにするために発注する意味合いのものではないよということで、

何らかの形でだめだという意思を伝えたいという国会での答弁があつて、12月の末に各都道府県知事、あるいは県議会の議長たちに文書が送られたのです。それを見ますと、やんわりしたものはあるのですが、その中に、指定管理者が労働法令を遵守することは当然だと。それで、雇用や労働条件の適切な配慮をするように留意することというのを出したのです。これは私、すごく大事な通達だなというふうにしたのと、これもきちっと検証しようと思えば、やはり町として事業所に踏み込まなければならない。そうすると、やっぱり公契約条例のようなものがないと踏み込めないというふうな一歩進んだのですけれども、しかしもつと前には行けないということなものですから、こういう流れを見ても、研究する必要があるなど、再検討する必要があるなどというふうにしたわけで、お尋ねをいたしました。

少し実態調査に歩きましたら、やはり委託事業者で働いている方で、1カ月の給料が5万円から6万円という方たちがいらっしゃいました。だから、年間になると60万円なのですね。こういう実態がありますから、結局こうなると消費だって落ちますし、税のほうにだって影響出てきますし、町の元気がやっぱり出ないですよ。何よりも本人が不安な中で暮らしていますよ。ここを発注する町として、やっぱりきちっと改善していくことが大事だと思います。

引き続き、今やるつもりはないということではありますが、ぜひ業務委託については検討していただきたい、こう思います。いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 公契約条例、先ほど言いましたように、うちはいち早く職員を現地といたしますか、実施町村へ派遣をして調査をしてきたということで、今は考えていないということは、今すぐことしの何月に条例を提案するというようなことまではしていないけれども、決してやめたとかあきらめたとか、そういう意味のあれではなくて、なお研究をし、調査をし、他町村の事例なども見ながら、さらにもっと突っ込んで言えば、条例制定に向けて、あるいは国の動向などを見きわめた中で対応していくことが必要であろうと、そういう意味で申し上げているということでご理解をいただければと思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） わかりました。期待したいと思います。

次に、循環型の経済の問題なのですが、これもお答えいただいた中に、中小企業の振興条例まではつくりませんが、だけれども、なかなかおもしろい、機敏に対応するのではなくて、そういう言葉がありました。中小企業が元気になって町が活性化するということは、意を同じくするところなのですが、結局、この町のお金の動き方を考えたときに、幕別町の1年間の予算というのは200億円を超えますよね。一つの事業体というか、団体として、200億円のお金が動くというのは、うちの町にとっては幕別が最高だと思うのです。これはもちろん政策でお金を使い、その使われたお金が事業者に行ったり、あるいは個人に行ったり、いろんな形で動いていって、それがその仕事を産み、また雇用も産み、それがまた消費も産み、そのことによってまた活気が出て税が入るというような循環が今大事なときだというふうにするのです。

この中小企業振興条例をつくらなくても、帯広のようにしなくても大丈夫なのだという事なので、私は帯広の、確かに規模が幕別は小さいですから、同じようにいくなんていうのはさらさら思わないのです。でも、どこが違うかといいますと、そこにいろんな知恵を出し、まちづくりをする中に、きちっと行政が責任を、今うちの町も持っているのですけれども、責任を持つ条項がびつと入っているのです。帯広の中小企業振興条例のところにもこんなふうにあります。地域振興の担い手である中小企業の振興とその発展に対して責任を持つと、同じですね、その次に、市長の責務、町長の責務、ここが明記されていて、ここがうまく絡みながら、今いろんなまちづくりにかかわる団体ですとか、いろんな動きがある中で、それが幹になって、中小企業の振興というところが幹になって、いろんな動きになり、相乗効果を発揮しているということでもありますから、これも町の大きい小さいだけにとらわれずに、ぜひ研究を重ねていただきたいと思います、このように思います。

それと、障害者対策、あるいは子供のこと、高齢者のこと、聞きました。公共料金の減免、これはきのう増田さんが質問させていただきました。やっぱりその町の元気というのは、一番その地域に住む一人一人の住民の生活が向上していくこと、住民が明るく元気になれることだと思うのです。だから、そのために何をやるか。地域内再投資力あるいは循環型というふうに言っているのですけれども、そういうことによって、もう2万7,000人の方たちを本当に明るく元気にしていくのだというまちづくりが見えて、その中で町の活性化が生まれてくるというふうに思っています、いろんな政策ございますけれども、そういうことを含めて、もう一度循環型の経済に対する考え方というのを聞きまして終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町が元気になる、住民の皆さんが安心して幕別に住んでいただける、その思いは共通するものがあるのだろうというふうに思います。ですから、まずは住んでいる皆さんがどんなことを町に望み、そして自分たちがどんなことをやっていただけるのかと、まさに協働であり、そしてまたその人たちが元気になることが地域の発展に、そして地域が元気になることが、町の発展につながっていくのだろうというふうに思っております。ですから、経済振興、商工会をはじめとして、商工業の皆さんにもいろんな面でご活躍をいただいていますし、私どもも町として担う役割を的確に果たしていくことが大切なのだろうというふうに思います。

私はまちづくりの中では、いろんな大切なことというのは、総合的にあるのだろうと思います。経済ももちろん、あるいは福祉も教育も環境も、あるいはそのために財政も健全化でなければならない、いろんなことがあって、住民の皆さんの要望が具現化していくのだろうと思いますし、具現化するためには大勢の皆さんのご協力やご理解がなければまた進められないものもあるだろうというふうに思っております。これからの時代、まだまだ不透明だと言われております。この後の政局なんかの動きによっていろんなことも出てくるのだろうと思いますけれども、やはりまちづくりを進める上では、住民の皆さんと一緒に、まちづくりを進めることにさらに意を用いてまいりたいという思いではあります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） ちょっと最後に質問するのを忘れてしまいました。

循環型の経済でみんなが総合的にまちづくりとすると、町長のほうの思いと同じなのですが、ぜひこの地域に住み続けられる仕組み、ここは高齢者対策でも障害者対策でも子育てでも一番の大事なところだと思います。経済は経済で大事ですけども。今、特養に入りたくても入れない、病院に入ったら3カ月で帰されてしまう、行き場がない。それから、子供さんも本当に命もむしばまれてしまうというようなことを思えば、障害者も含めて、この町、住みなれたところにずっと住み続けられる仕組みをつくるという点では、まだまだ幕別、頑張らなければいけないと思うのですが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） そういった面も当然でこれからのまちづくりの中では大切なことだろうというふうに思っておりますので、今のご意見も十分伺いながら、努力をするように努めていきたいと思いません。

○1番（中橋友子） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、14時5分まで休憩いたします。

13:55 休憩

14:05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、報告第20号から日程第12、議案第29号までの10議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第20号から日程第12、議案第29号までの10議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第20号、幕別町議会の議決すべき事件に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第20号、幕別町議会の議決すべき事件に関する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

十勝管内1市18町村で構成されます十勝圏域の連携・発展のために定める定住自立圏形成協定の締結等につきましては、国の定住自立圏構想推進要綱において議会の議決が必要とされておりますことから、「定住自立圏形成協定の締結等」を議会の議決事件とする旨の条例を制定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるものとする条例制定についての趣旨を規定したものであります。

第2条につきましては、議会の議決すべき事件として、「定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を決定すること。」と定めるものであります。

附則についてでございますが、本条例の施行月日を公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第21号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第21号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に

つきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページ、説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

本条例は、一定要件を満たした者の育児休業の取得を可能としている民間企業の状況などから、昨年8月に人事院より非常勤職員について育児休業等を取得することが適当であるとの意見が出され、非常勤職員についても、育児休業を取得することができるよう必要な措置を講じた地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年4月1日に施行されますことから、所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

まず、議案説明資料をごらんいただきたいと思います。

第2条につきましては、育児休業をすることができない職員を規定したものでありますが、第3号におきまして一定要件に該当する非常勤職員を除外するものであります。

第3号アとして、(ア)任命権者を同じくする職に引き続き在職期間が1年以上である非常勤職員、(イ)養育する子が1歳に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれる職員、(ウ)勤務日数を考慮して規則で定める非常勤職員とするものであり、このいずれにも該当する非常勤職員とするものであります。

イとして、第2号の2第3号に掲げる1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するため、1歳到達日の翌日以後育児休業をしようとする場合で、1歳到達日において育児休業をしている場合で1歳到達日後の期間において育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合に該当する非常勤職員とするものであります。

具体的には、子を養育する予定であった配偶者が死亡・負傷等により養育が困難となった場合などであります。

ウは、任期の末日、育児休業している職員であって任期の更新または引き続き採用されることに伴って引き続き育児休業をしようとする者で、これらア、イ、ウのいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員は育児休業をすることができないとするものであります。

議案説明資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の2は、該当する事由に応じて育児休業の期間の末日を規定するもので、第1号は、次に説明する第2号及び第3号以外の場合とし、養育する子の1歳到達日までとするものであります。

第2号は、配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業している場合は、養育する子の1歳2カ月に達する日までとするものであります。

第3号は、1歳到達日の翌日以後育児休業をしようとする者で、1歳到達日において本人または配偶者が育児休業をしている場合及び1歳到達日後の期間において育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合は、養育する子の1歳6カ月に達する日までとするものであります。

議案説明資料の3ページになりますが、第3条は、育児休業法第2条第1項のただし書きの条例で定める再度の育児休業をすることができる特別の事情を規定するもので、第6号は、第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。第7号は、任期の末日まで育児休業をしている職員が、任期の更新または採用に伴い、引き続き育児休業をしようとすることを追加するものであります。

第19条は、部分休業をすることができない職員を規定したものでありますが、第1号は第2号の追加に伴う規定の整理であります。第2号は、ア、イに掲げる一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員とするものであります。

4ページになりますが、第20条は、部分休業の承認について規定したものでありますが、第1項及び第2項は、非常勤職員について部分休業をすることができることとしたことに伴い文言の整理をするものであります。

第3項は、非常勤職員の部分休業の承認は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で行うものとし、育児時間を取得している場合には、当該範囲内で2時間から育児時間を

減じた時間を超えない範囲内とすることを規定するものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、9ページになりますが、附則についてでございます。本条例の施行期日を平成23年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第22号、幕別町特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第22号、幕別町特別会計条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の10ページ、説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、「幕別町老人保健特別会計」と「幕別町公共用地取得特別会計」の二つの特別会計を廃止しようとするものであります。

始めに、「幕別町老人保健特別会計」につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定により、「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行後3年間の設置が義務づけられていたところではありますが、平成23年3月31日をもって3年を経過いたしますことから廃止するものであります。

なお、平成23年4月以降におきましても、時効の中断等により診療報酬等の支払いが生じた際には、一般会計において支出をすることになりますことから、出納閉鎖に係ります経過措置は規定しておりません。

次に、「幕別町公共用地取得特別会計」につきましては、平成22年度をもちまして公共用地先行取得事業債の元利償還が終了し、次年度以降に計上すべき予算が皆無となりますことから、これを廃止するものであります。

以下、条文に沿いまして内容をご説明申し上げます。

説明資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

第1条中第2号の「幕別町老人保健特別会計」を削り、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号の「幕別町公共用地取得特別会計」を削り、第8号から第10号までを2号ずつ繰り上げるものであります。

附則についてでございますが、本条例の施行日を平成23年4月1日とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 23 号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 23 号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 11 ページ、説明資料は 6 ページをお開きいただきたいと思います。

説明資料をごらんいただきたいと思います。

国の緊急の少子化対策として、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間における出産につきましては、暫定的に 4 万円引き上げておりました出産育児一時金の支給額が、平成 23 年 4 月 1 日から恒久化するということになりましたことから、幕別町国民健康保険におきましても、被保険者の出産に係る費用負担の軽減を図り、安心して出産できるように、出産育児一時金の支給額につきまして、現行の 35 万円を 39 万円に引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

幕別町国民健康保険条例第 8 条第 1 項は、出産育児一時金の支給額につきまして規定しているものであります。「35 万円」を「39 万円」に改めるものであります。

なお、産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合には、3 万円を超えない範囲で額が加算されますので、最大で 42 万円になります。

附則第 7 項につきましては、平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置を規定しているものであります。平成 23 年 4 月から恒久化することに伴い削除するものであります。

議案書の 11 ページになります。

附則でございしますが、本条例の施行期日を平成 23 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 24 号、幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 24 号、幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 12 ページ、議案説明資料は 7 ページをお開きいただきたいと思います。

厳しい経済状況が続く中、緊急経済対策として平成 20 年 10 月から国が実施してきました「緊急保証制度」が、本年 3 月 31 日をもって終了することとなっております。一般の貸し付けが信用保証協会 80%、貸付金融機関 20%の責任共有となっているのに対し、緊急保証制度の認定を受けた場合には、信用保証協会が 100%の保証を行うため、金融機関のリスクもなく円滑に融資が実行されたことから、本町においても制度発足以来 180 件以上の認定がなされ、中小企業者の資金需要にこたえてきた制度であります。

今後は、「セーフティーネット保証」により対応されることになっておりますが、売上減少率など

の認定要件が厳しくなることに加え、保証の対象となる特定中小企業者の認定指定業種が緊急保証制度の 82 業種から 48 業種に減少し、食料品製造業や飲食料品小売業など本町においても数多くの事業者が対象外となります。

今回の条例改正は、このような状況下において、中小企業者が安定した経営活動を行えるよう 100%信用保証協会の保証つきとなる小口資金制度を最大限活用していただくため、小口資金の限度額を 500 万円から 1,250 万円に引き上げるとともに、運転資金と小口資金の整合性を図る観点から運転資金の限度額も同様に引き上げ、中小企業者の資金需要にこたえようとするものであります。

小口資金につきましては、平成 20 年 4 月 1 日から運転資金及び設備資金の貸付限度額の範囲内で貸し付けを行うこととして、幕別町中小企業融資に関する条例施行規則に規定をし運用してまいりましたが、今回貸付限度額を信用保証協会の小口資金制度の保証限度額に合わせることにいたしましたことから、本条例の資金の種類に小口資金を位置づけるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

説明資料をごらんいただきたいと思います。

第 4 条は、資金の種類を規定したものであり、第 3 号として「小口資金」を追加するものであります。

第 5 条は、小口資金の融資の対象となる小規模事業者の要件を加えるものでありますが、具体的には常時雇用する従業員の数が 20 人以下の事業者とするもので、その業種が商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については、5 人以下が対象となるものであります。

第 6 条第 1 項第 1 号につきましては、運転資金の貸付金額を現行の「500 万円以内」から「1,250 万円以内」に改め、「小口資金の運転資金使途融資の残高との合計額で 1,250 万円以内」とすることを加えるとともに、第 2 号の償還期間を「5 年以内」から「7 年以内」に改めるものであります。

8 ページをごらんいただきたいと思います。

第 2 項第 1 号につきましては、設備資金の貸付額を「小口資金の設備資金使途融資の残高との合計で 3,000 万円以内」とすることを加えるものであります。

第 3 項につきましては、小口資金の融資条件を新たに加えるものであります。第 1 号の貸付金額につきましては、既存の信用保証協会の保証つき融資の残高との合計で 1,250 万円以内。第 2 号の償還期間につきましては、第 3 号の据置期間 6 カ月を含み 10 年以内、ただし、資金使途が運転資金に係るものは 7 年以内とするものであります。第 4 号の貸付利率及び第 5 号の担保及び保証人につきましては、他の資金と同様の規定とするものであります。

第 7 条につきましては、利息及び保証料の補給について規定したものであり、第 1 項第 1 号の利息補給金につきましては、よりわかりやすくするため、文言の整理を行うものであります。

第 2 号から第 4 号につきましては、小口資金の創設に伴い、資金の使途により、それぞれの保証料補給金の規定をするもので、第 2 号は「運転資金及び小口資金の使途が運転資金に係るものについては、貸付金額が 500 万円以内のときは当該融資額に係る保証料全額とし、貸付金額が 500 万円を超えたときは当該超えた金額に対する保証料の 2 分の 1 を加算した額とする。」ものであります。第 3 号は、設備資金使途に係る保証料補給金についての規定であります。小口資金についてもこれまでの規定に準じて保証料の補給を行おうとするものであります。第 4 号は近代化資金に係る保証料補給金について規定したものであります。内容につきましては従前どおりとなっております。

議案書にお戻りをいただきまして、13 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、第 1 項は、本条例の施行期日を平成 23 年 4 月 1 日とするものであります。

第 2 項は、経過措置として、施行日前に申し込みのあった融資については、なお従前の例による規定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第25号、南十勝こども発達支援センターを幕別町住民の利用に供させることに関する協議についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第25号、南十勝こども発達支援センターを幕別町住民の利用に供させることに関する協議につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の14ページをお開きいただきたいと思います。

南十勝こども発達支援センターは、心身や言葉の発達におくれのある18歳までの子供やその家族に対し、指導や相談等を行うことにより、その発達を支援することを目的に大樹町に設置されているものであり、忠類地域を限定とする幕別町を含め、中札内村、更別村、広尾町及び大樹町の5町村の住民の利用に供するものであります。

こうした、ほかの町が設置した公の施設を他の町の住民の利用に供させる場合、利用できる住民の範囲、施設の使用料、さらには運営に係る経費の負担などを明確にしておく必要がありますことから、地方自治法第244条の3第3項の規定により、公の施設を利用する関係地方公共団体が協議することについて議会の議決を経なければならないこととされているところであります。

議案書の15ページになりますが、別紙といたしまして「南十勝こども発達支援センターの管理運営に関する協定書」を掲載しておりますが、この協定書により関係町村と協議を行いたいと思っておりますので、議決を求めるものであります。

なお、ほかの4町村におきましても同様に、3月に開会する議会に提案することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第26号、北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について及び日程第10、議案第27号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第26号、北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、議案第27号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、一括してご説明を申し上げます。

議案書の17ページ、説明資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

この2件につきましては、北海道立紋別病院を引き継ぎ、平成23年4月に開院する広域紋別病院

を運営するため、広域紋別病院企業団が昨年 11 月に設立され、北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村議会議員公務災害補償等組合に加入申請があったことに伴い、一部事務組合の規約に変更が生じるため、一部事務組合から地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づく変更に係る協議依頼がありましたことから、地方自治法第 290 条第 1 項の規定に基づき議決を求めようとするものであります。

まず、議案第 26 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてであります。

変更内容であります。北海道市町村総合事務組合規約別表第 1 の組合を組織する地方公共団体及び別表第 2 の共同処理する団体に広域紋別病院企業団を加えるものであります。

議案書 18 ページ、説明資料の 10 ページになりますが、次に、議案第 27 号、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議についてであります。

変更内容であります。北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約別表第 1 の組織する地方公共団体に広域紋別病院企業団を加えるものであります。

議案書をごらんいただきたいと思っております。

附則についてでございますが、それぞれの規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、2 議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 26 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 27 号、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 28 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 28 号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 19 ページをお開きいただきたいと思っております。

過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 2 項の規定によります過疎地域とみなされる区域に係る「幕別町過疎地域自立促進市町村計画」を、昨年 9 月第 3 回定例会におきまして、議決をいただいたところでございますが、平成 23 年度予算関連事業で過疎計画に登載されていない事業及び過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎ソフト事業に該当する事業につきまして事業名の区分を変更し、計画の一部変更と追加をするものでございます。

20 ページになりますが、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の具体的な変更内容でございますが、上段の表は変更前、下段以降の表が変更後となります。

まず、区分2「産業の振興」の(3)の計画の表の事業名(9)過疎地域自立促進特別事業についての変更であります。

21ページをお開きいただきたいと思いますが、「雌雄判別精液購入支援事業」「優良和牛繁殖雌牛保留対策助成事業」、議案書の22ページになりますが、「中当第2牧場水道設備整備事業」「白銀台スキー場機械購入事業」「アルコ236改修事業」、23ページになりますが、「ナウマン公園キャンプ場整備事業」を追加するものであります。

次に、24ページになりますが、区分3「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の(3)の計画の表中の「小学生国内研修派遣事業」を事業名「(9)地域間交流」から、下段変更後の表「(10)過疎地域自立促進特別事業」の事業名を追加し、変更するものであります。

議案書25ページをごらんいただきたいと思います。

区分4「生活環境の整備」の(3)の計画の表について、事業名に「(6)過疎地域自立促進特別事業」を追加し、事業内容に「忠類地域会館改修事業」を追加するものであります。

今回、変更する事業につきましては、過疎対策事業債の対象でありまして、起債事業とするためには、過疎計画への登載並びに変更が必要となり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議決を求めようとするものでございます。

なお、当計画の一部変更等に係る北海道との協議につきましては、2月18日をもって協議を終えていることをご報告申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第29号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第29号、財産の取得につきましてご説明をさせていただきます。

議案書26ページ、議案説明資料は最後のページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、幕別町土地開発公社が道路用地として先行取得しております用地を一般会計により買い戻しを行い、土地を取得するものであります。

取得する土地の所在・地番、地目及び面積であります。中川郡幕別町字明野142番地の9ほか5筆となっており、取得する位置につきましては、議案説明資料に掲載しております位置となっております。地目は、すべて雑種地であり、面積につきましては、合計で1万7,277平方メートルであります。

次に、取得の目的であります。公共施設用地として取得するものであります。

契約の方法は随意契約とし、予定価格につきましては、4,818万9,231円で、1平方メートル当たりの単価に直しますと2,789円となります。

契約の相手方は、幕別町土地開発公社理事長高橋平明であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[休会の議決]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議事の都合により、明 10 日から 17 日までの 8 日間は、休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、3 月 10 日から 3 月 17 日までの 8 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会宣告]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 3 月 18 日午後 2 時からです。

14 : 56 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成23年第 1 回幕別町議会定例会
(平成23年 3 月18日 14時04分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
17 杉坂 達男 18 助川 順一 19 千葉 幹雄
(諸般の報告)
- 日程第 2 行政報告
- 日程第 3 発議第 1 号 平成23年度畜産物価格及び酪農畜産施策に関する要望意見書
- 日程第 4 発議第 2 号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書
- 日程第 5 議案第 2 号 平成23年度幕別町一般会計予算
- 日程第 6 議案第 3 号 平成23年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 4 号 平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第 5 号 平成23年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 6 号 平成23年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第10 議案第 7 号 平成23年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第11 議案第 8 号 平成23年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第12 議案第 9 号 平成23年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第13 議案第10号 平成23年度幕別町水道事業会計予算
(以上、予算審査特別委員会報告)
- 日程第14 議案第30号 平成22年度幕別町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第15 陳情第14号 高齢者の外出の交通手段の確保を求める陳情
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第16 陳情第15号 子どもの医療費助成の拡大を求める陳情
- 日程第17 陳情第 1 号 「介護保険『見直し』案に対する意見書」の提出を求める陳情書
(以上、民生常任委員会報告)
- 日程第17の 2 発議第 3 号 介護保険『見直し』案に対する意見書
- 日程第18 常任委員会所管事務調査報告
(産業建設常任委員会)

会議録

平成23年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年3月18日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月18日 14時4分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
会 計 管 理 者 新屋敷清志 企 画 室 長 堂前芳昭
民 生 部 長 菅 好弘 建 設 部 長 高橋政雄
札 内 支 所 長 久保雅昭 忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一
教 育 部 長 佐藤昌親 総 務 課 長 田村修一
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 企 画 室 参 事 伊藤博明
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
17 杉坂 達男 18 助川 順一 19 千葉 幹雄

議事の経過

(平成23年3月18日 14:04 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、17番杉坂議員、18番助川議員、19番千葉議員を指名いたします。

[行政報告]

○議長（古川 稔） 日程第2、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） お許しをいただきましたので、東北地方太平洋沖地震に関しましてご報告をさせていただきます。

始めに、東北地方太平洋沖地震におきまして、大きな被害が発生し、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

巨大地震とそれに伴う大津波による深刻な被害は広範囲にわたり、陸前高田市が市街地ごと壊滅状態になるなどの空前の惨禍をもたらされ、その直後から福島第1原子力発電所での事故の発生は、まさに国として非常事態とも言える状況であります。みずから顧みずに、原発事故の収束に向け、今も作業に当たられている方々に深く敬意を表しますとともに、これ以上事故が拡大することなく、復興へ向けた取り組みが国民一丸となって進められますことを切に願っております。

本町の対応であります。

地震直後に各部を中心に、関係する公共施設並びに関係機関、団体等の被害の発生状況を把握いたしました。幸いにも地震による被害はないとの報告を受けたところであります。また、津波警報の発令後に、職員を忠類地区の海岸に近い地域に向かわせ、地域住民の安全確認等を行ったところでありますが、本町におきましては、津波による被害は発生いたしませんでした。

翌日以降に、刻々と伝えられる東北地方を中心とした被害状況は、我々がこれまでに目にしたことのない惨状であり、人命救助の困難さや被災状況の深刻さを予測させ、心を痛めておりました。

14日午後6時30分には、十勝総合振興局管内の市町村や経済団体などの有志団体による緊急会合が開かれ、今後の対応等について協議がなされ、被害者の方々に対して、オール十勝の体制で支援を実施することを基本に人的支援、物的支援について積極的に対応すること、義援金については、参集団体が統一して取り組むことなどを確認いたしましたところであります。

これを受け、町内におきましては、副町長と全部長による地震災害連絡会議を開催し、今後の対応を協議し、速やかな対応に向け取り組んでいるところであります。

東十勝消防事務組合からは、来週金曜日25日に救助隊1隊5名と救助工作車1台を派遣すべく準備を進めていると伺っております。

本町といたしましては、本日、毛布500枚、アルファ米1,000食分を提供するため、中継地でありませ陸上自衛隊帯広駐屯地に搬出いたしましたところであります。

北海道などからの支援に係る調査に対しまして、被災各地の危険度判定に係る職員2名の派遣が可能なこと、10リットル給水用バック100袋の提供、被害者の方々の受け入れ先住宅として、忠類白銀町

団地4戸とスキー場ロジ5棟の提供が可能なこと、仮設住宅建設用地として旭町及び忠類錦町の町有地において設置可能なことを報告するとともに、その後の指示を得て迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

また、福島県に在住されているご家族1世帯3名の方々が本町の親類を頼って一時避難されたい旨のご相談を受けましたことから、札内地区の教員住宅をご利用いただく方向で、現在、調整中であります。さらに、床上浸水の被害を受けた様似町の特別養護老人ホームソビラ荘から、町内の特養札内寮へ4名の方々を受け入れることが決まったと伺っております。

最後になりますが、町民の方々からの善意を被害者の皆さんに届けるべく義援金の窓口を日本赤十字社北海道支部幕別町分区とし、役場町民課ほか支所など6カ所を受付場所として設けている旨、6日に全公区長に対しお知らせするとともに、同内容をホームページにおいてもお伝えいたしております。

今後、行政組織の機能が停滞している地域などに対しまして、当地の受け入れ体制が整備され、支援要請をいただいた際には、でき得限りの支援、応援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、東北地方太平洋沖地震への対応などにつきましてご報告をさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は終わりました。

千葉議員。

○19番（千葉 幹雄） 議事進行にかかわって休憩を求めたいと思います。

○議長（古川 稔） それでは、暫時休憩いたしたいと思います。

14:11 休憩

14:12 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、発議第1号、平成23年度畜産物価格及び酪農畜産施策に関する要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

乾邦廣議員。

○12番（乾 邦廣） 発議第1号

平成23年3月18日

幕別町議会議長古川稔様

提出者、幕別町議会議員乾邦廣

賛成者、幕別町議会議員中橋友子

賛成者、幕別町議会議員大野和政

平成23年度畜産物価格及び酪農畜産政策に関する要望意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年度畜産物価格及び酪農畜産政策に関する要望意見書(案)。

本町・十勝の酪農・畜産は、厳しい気象・地理的条件のもとで、専業経営を主体に展開し、安全・安心な牛乳・乳製品及び食肉の安定供給、国土・環境保全など多面的機能の発揮、乳業各社など関連企業とともに地域経済・社会・雇用を支える基幹産業として重要な役割を担っている。

しかしながら、酪農・畜産の経営環境は、配合飼料価格など生産資材価格の高騰と高どまりによるコスト上昇の影響が残る中、景気悪化や消費の減少により生産者手取り価格が減少し、厳しい状況が続いている。加えて、22年度は猛暑による生乳生産基盤へのダメージ等によって、より一層厳しい局

面を迎え、将来にわたる畜産物の安定供給体制が危惧される状況にある。

また、例外なき関税撤廃を原則とするTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への参加問題や日豪EPA交渉の加速化など、我が国の農畜産物の市場開放をめぐる危機的な状況が続いている。

一方、国は「食料・農業・農村基本計画」において、10年後の食料自給率を50%へ向上させる目標を掲げ、畜産物については現状と同程度の生産目標数量を設定し、各般の施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

したがって、我が国の食料供給を支える北海道・十勝の酪農畜産が、食料自給率向上に寄与しながら、持続的に発展するためには、農業者が抱えている国際化対応などへの将来不安を払拭することが重要である。その上で、所得補償政策と経営安定政策の確立、自給飼料生産の強化や家畜改良の推進等による生産基盤の強化、海外悪性伝染病等の発生に備えた防疫対策等を積極的に推進することが不可欠である。

ついで、国民の基礎的食料の安定供給及び地域経済・社会を支える酪農・畜産の持続的な発展と、担い手の所得向上及び経営安定に向けて、総合的な酪農・畜産政策を推進されるよう、下記事項を強く要望する。

記。

「TPP参加反対など国際自由貿易交渉について」は3項目であります。

「平成23年度畜産物価格等について」は4項目であります。

「酪農・畜産政策について」は12項目であります。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をする。

平成23年3月18日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、農林水産大臣、財務大臣

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第2号、地域医療存続のための医師確保に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 発議第2号

平成23年3月18日

幕別町議会議長古川稔様

提出者、幕別町議会議員堀川貴庸

賛成者、同じく幕別町議会議員谷口和弥

地域医療存続のための医師確保に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

地域医療存続のための医師確保に関する意見書（案）

医師不足の現状は、抜本的解決がなされないまま深刻な社会問題となっており、閉鎖に追い込まれる診療科や病院のみならず、地域医療が崩壊する危機的な状況も生じております。

平成16年に始まった「新医師臨床研修制度」により、医師の地域偏在が進み、地方で勤務する医師

の不足が深刻な状況になっており、医師不足からくる過酷な勤務状況であるとともに出張医勤務に多額な費用を要して病院経営が非常に困難な状況にあることから、早急な解消対策が求められている。

住民の安全と安心を確保するため、救急医療を初めとする地域医療体制の整備に当たり、何よりもまず安定した医師の確保が必要である。

以上のことから、地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう、下記の施策を国において緊急に講ぜられることを求める。

記

医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るために、医師臨床研修において、医師の技術習得はもとより「医は仁術」という医療の基本を習得することを期し、医師不足地域での数年間の勤務義務など、医師派遣体制を構築する法的措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年3月18日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣、総務大臣

以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号、平成23年度幕別町一般会計予算から日程第13、議案第10号、平成23年度幕別町水道事業会計予算の9議案を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

乾邦廣議員。

○12番（乾 邦廣） 平成23年3月18日

幕別町議会議長古川稔様

予算審査特別委員長乾邦廣

予算委員会特別委員会報告書

平成23年3月2日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記

1、委員会開催日、平成23年3月14日、3月16日、3月18日（3日間）

2、審査事件

議案第2号、平成23年度幕別町一般会計予算

議案第3号、平成23年度幕別町国民健康保険特別会計予算

議案第4号、平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第5号、平成23年度幕別町介護保険特別会計予算

議案第6号、平成23年度幕別町簡易水道特別会計予算

議案第7号、平成23年度幕別町公共下水道特別会計予算

議案第8号、平成23年度幕別町個別排水処理特別会計予算

議案第9号、平成23年度幕別町農業集落排水特別会計予算

議案第10号、平成23年度幕別町水道事業会計予算

3、審査の結果、原案を「可」とすべきものと決しました。

○議長（古川 稔） 報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、討論を行います。

まず、議案第2号、平成23年度幕別町一般会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 議案第2号、平成23年度幕別町一般会計予算に対する日本共産党町議員団を代表して反対討論を行います。

平成23年度予算案は、総額で131億5,888万6,000円、前年度対比3.5%の増で提案されました。

4月の町長選挙前のため、義務的な事業を中心とする、いわゆる骨格予算となっています。

この予算が暮らし向きが苦しい、仕事がない、国保税が払えないなど、切実さを増す町民の暮らしを支え、地域経済と地域社会の閉塞を打ち破り、希望を与えるものにつながる事が一番求められています。

現実に、町民の暮らしは大変厳しく、平成22年度の給与収入は、年間200万円以下が49%、年金収入では200万円以下が81.1%、100万円以下が57.3%となっています。全国的な指標でも、給与所得者の平均賃金は、この12年間で61万円も下がり、毎年確実に低所得者がふえています。

本年度の予算案の中では、この現状の打開を求める町民の要望にこたえた政策も打ち出されました。具体的には、官製ワーキングプア解消に向け、昨年度の指名業者に対する留意事項文書の送付に加え、今年度は業務委託において最低制限価格を見直しし、労働者の常勤体制による一定の賃金保障や社会保障等の加入、勤務実績報告を義務づけたことなどは、大変大きな前進であり、従事されている労働者の皆さんの待遇改善につながるものと期待いたします。

また、所得が低く、病院にかかれない人の救済のため、これまでの国保制度における一部負担金の減免を実際に活用できるよう、生活保護の1.2倍を収入基準とし、入院だけでなく町独自に通院にも滞納の有無にもかかわらず適用できるように制度化したことも、町民の命を守る上で大変重要なことと考えます。

また、長年の要望であった忠類地域に小規模特別養護老人ホームの建設の助成や新築リフォーム助成の継続なども期待されているところです。これらは、評価をしたいと思います。

しかし一方では、高過ぎる国保税や住民税の徴収を町職員の手から離れ、総務省の方針どおり、滞納整理機構にゆだね、徴税強化を行っていることは、たとえ町外に転出された人が含まれていたとしても、実態に寄り添った解決策とは言えません。全国では、取り立て強化や無法な差し押さえによる悲惨な事件も起きています。十勝管内でも滞納整理機構に引き継ぎを行っていない自治体もあり、中止すべきものと考えます。

今、必要なことは、水道停止などにも言えますが、制裁による徴収ではなく、負担能力に応じた税や料金の設定になるよう、国庫負担の増額や改善の働きかけを積極的に行い、法に基づく減免制度の周知や適用、そして町独自の減免制度を確立するなど、真に町民の実態に沿った対応を行っていくことではないでしょうか。この点では、さらなる努力を求めます。

申すまでもなく、住民の暮らしと福祉を守ることは、自治体の役割の原点であります。ただいま行政報告にもありましたが、長期的になるであろう東北太平洋沖地震の甚大な被害の復興支援、日本の経済と食料主権を奪うTPP協定参加中止などは、今後も町を挙げての取り組みが必要であるとともに、財政面においては、合併による財政の優遇措置終了後の状況も見据えた健全化にも取り組む必要があります。いずれにしても、特別会計を含め総額200億円を超える町の予算が、住民の仕事や雇用の拡大につながり、また暮らしの底支えが確立され、町税収入にもつながっていく、いわゆる循環型の元気で活力ある幕別になることを求め、反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

前川敏春議員。

○10番（前川敏春） 議案第2号、平成23年度幕別町一般会計予算について、私は予算審査特別委員長の報告に対して賛成の立場で討論を行います。

新年度予算は131億5,888万円で、前年度当初予算と比較いたしますと4億4,200万円余り、率にして3.5%の増となっております。

厳しい財政状況の中、また本年は4月に町長選挙が予定されていることにより、骨格予算にもかかわらず住民生活や地域経済の振興に配慮した新たな施策を盛り込んでおり、途切れることなく町政運営を進めるためのものであると高く評価するところであります。

本予算の各種施策につきましては、先般の委員会におきまして十分論議されたことから、特徴的なものについてのみ述べさせていただきますと思います。

民生費では、障害者への相談支援事業の充実強化や小規模特別養護老人ホーム建設費補助の実施、高齢者食の自立支援サービスの改善、充実に関する予算などが計上されております。

特別養護老人ホームの建設につきましては、開設後30年を経過した施設の整備を初め、忠類地域においては、サテライト型29床を建設するなど、町内における特別養護老人ホームが増床されることとなり、待機者の減少に寄与するものと期待をしております。

忠類地域におきましては、住民の長年の悲願であったとお聞きしており、町の支援決定が建設推進に大きな役割を果たしたものと思っております。

衛生費では、子宮頸がんワクチン接種事業の拡充が図られたところであります。

また、農林業費では、有害鳥獣被害対策事業の新設やふるさと土づくり支援事業の継続など、商工費では、中小企業への運転資金の貸付限度額を拡大するために、保証料等補助の拡大などの施策を盛り込んでいるところであります。

さらに、土木費における除雪機械の購入や教育費における学校事務補助職員の増員など、いずれも多様な住民要望にこたえ、だれもが安心して暮らしていくための施策や地域産業の振興策を中心に、予算を充実なされたことに対しまして、敬意を表するものであります。

一方、歳入におきましては、税金を納めやすい環境に配慮するとともに、滞納者へのきめ細かな対応によって収納の公平性を確保するなど、自主財源である町税の確保のために、最大限の努力を払っているものと感じております。

また、各種事業の財源確保につきましては、合併特例債など交付税措置のある有利な起債の活用に努めており、引き続き厳しい財政状況を乗り切るための努力をしているものと確信をいたしました。

我が国の経済状況は回復基調にあると言われておりますが、引き続き予断を許さない状況であります。

先般の東北地方太平洋沖地震につきましても、日本経済に悪影響を及ぼすものと考えられ、市町村を取り巻く情勢も依然として厳しいものと予想されるところでありますが、本予算は町民との協働の理念に基づき、安全・安心なまちづくりを確実に進めるものであると確信できるものであり、私は委員長報告のとおり可とすることについて賛成するものであります。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号、平成23年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（古川 稔） 起立多数であります。
したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第3号、平成23年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は原案を可とする
ものであります。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議ありの声あり）
- 議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 議長（古川 稔） 起立多数であります。
したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第4号、平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可と
するものであります。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議ありの声あり）
- 議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 議長（古川 稔） 起立多数であります。
したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第5号、平成23年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするも
のであります。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議ありの声あり）
- 議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 議長（古川 稔） 起立多数であります。
したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第6号、平成23年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするも
のであります。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第7号、平成23年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とする
ものであります。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成23年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成23年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第10号、平成23年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第14、議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第30号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第14、議案第30号、平成22年度幕別町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第30号、平成22年度幕別町一般会計補正予算(第6号)につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,270万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ152億6,313万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 繰越明許費」でございます。

2款総務費、1項総務管理費、近隣センター建設事業5,270万2,000円を繰り越すものであります。

本事業につきましては、札内青葉町近隣センターの建てかえ事業であり、北海道の森林整備加速化・林業再生事業補助を受けて事業を行うものであります。

かねてから要望しておりました補助につきまして、今月上旬に平成22年度補助事業の内示を受けたところでありますが、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行お

うとするものであります。

それでは、始めに歳出からご説明申し上げます。

6ページになります。

2款総務費、1項総務費、26目近隣センター建設事業費、5,270万2,000円の追加でございます。

本目は、繰越明許費でもご説明いたしましたが、札内青葉町近隣センターの建てかえ事業に係るものであります。

12節役務費につきましては、同施設の建設工事に伴います水道メーター器の移設に係る手数料であります。

13節委託料、細節5につきましては、建設工事の設計、管理業務に係ります委託料、細節6につきましては、同施設の外構等、整備工事に係ります調査設計委託料であります。

15節工事請負費、細節1につきましては、同施設の建設工事費であり、木造平家建て建築面積約200平米を計画しているところであります。

細節2につきましては、旧施設の解体工事費であります。

18節備品購入費につきましては、同施設のいすやテーブルなどの備品購入に係る費用であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページになります。

1款町税、1項町民税、1目個人、1,220万4,000円の追加でございます。

現年分の追加であります。

次に、2目法人、628万1,000円の追加でございます。

同じく現年分の追加であります。

次に、2項固定資産税、1目固定資産税、580万7,000円の追加でございます。

現年分の追加であります。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金、2,841万円の追加でございます。

4節につきましては、札内青葉町近隣センターの建設工事にかかわります森林整備加速化・林業再生事業道補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） この青葉町の近隣センターの建設事業ということなのですが、解体の予算も一緒に組まれておりますので、同じ場所に建設される予定ではないかと思うのですが、そこを一つ確認させてください。

二つ目は、大変ここは駐車場が狭いということなのですね。利用者からもそういう声もありまして、その点では今回も200平米の計画ということであれば同じ状況になっていくのかなということも心配されるものですから、その点についてどのように考えてられるのか。

それと、3点目なのですが、現在ではなくて、これまで青葉町の近隣センターは、近隣センターの側面と、また地域の別な活用という点も一緒に、いわば二枚看板という言い方もされていたことがありましたけれども、そういった活用をされていた時代もございました。現状は、どういうふうになっていくのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 始めに、現地で取り壊しということでございますが、今のある場所に一たん取り壊して、若干ずれますけれども、そのまま建てるという予定でございます。

それと、駐車場の件でございますけれども、駐車場につきましては、今ある駐車場よりは広くするという考え方でおります。

と申しますのは、あの一角、町有地になっております。今、芝が張っているような10号に接している土地、あそこも町有地でございます。さらに、その北側のほうに昔の教員住宅1戸がありまして、今、一般の方に一時的に貸している状況でございます。そこも取り壊しまして、全部含めまして駐車場にするという予定でございます。

なお、駐車場の整備につきましては、平成24年度に行いたいと今考えているところでございます。これにつきましては、実は近隣センターの裏側、北側の道路がちょっと狭い道路になっております。そのために、その道路の拡幅も今できないかということで、これについては国交省の交付金事業に活用させていただいてできないかというのを検討しておりまして、今、道を通じて、これから国のほうへ要望を上げようという段階でございます。ですから、それらも含めまして、その一帯を再度整備し直して、駐車場についても広くしたいなというふうに考えているところでございます。

もう一点、最後の別な活用もしているということでございます。現在、実際に別な活用もしておりまして、近隣センターの運営委員会の中にそういう活用をしている団体についても入っており、公区の方々と一緒に近隣センターを運営して活用しているという実態で、今回、建てかえる際にも、私のほうでちょっと相談させていただいたのですけれども、公区の方も一緒に活用できるような方向でご了解をいただいております。現在のような形でそのまま活用しようというふうに考えております。

ちなみに、実はこの補助につきましては、3月3日に道から内示がありまして、その後、地域の方とこういう事業があるのだけれどもということで、また予算は出す前段でしたけれども、若干お話しさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） はい。わかりました。

活用、周りの空き地も、決して今の時点では、きちっと整備されている状況ではないものですから、そういうところも活用されて、駐車場が拡大されるといいなということを前々から思っていたものですから、そんな活用になるということで、これは確認をしてみたいと思います。

活用のあり方で、どこの近隣センターもそうなのですが、運営協議会というのがございまして、そこで運営を決めていくと。管理人なども決めてやっていくということなのですから、別な活用ということも含めながらなのですけれども、基本的にはあくまでも近隣センター、青葉町近隣センター、いわゆる看板は一つということで、それで運営協議会の中で、運営に関してはそこで協議をし、合意をした上で活用していくということではないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） これまでも近隣センター、青葉町の近隣センター、これは青葉町の1公区と2公区が活用しています。さらに、その別な活用させていただいている団体も運営委員会の中に入って、相談しながら活用しているという状況で、今後もそういう体制でいくということで地域の方から同意をいただいております。

○議長（古川 稔） ほかに。

中野議員。

○11番（中野敏勝） 今の部分と重なると思いますけれども、運営委員会のほうで合意をしながらやっていくということですが、現在もそうなのですけれども、入ってすぐのところ、ある団体の名前をつけて、部屋を一つつくってあるのですけれども、こういうことも今後つくっていくことになるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 今と同様の形でつくっていく考え方でございます。ただ、以前から地域の方々と話している中では、その部屋も地域に活用できるように、開放できるようにできないかという相談も受けておりました。

今回、建てかえる際には、その辺のところのご要望も組み入れて、例えばその団体が使っていると

ころに、かぎのかかる書棚を設けて、地域の方々もそこを使って、そういう書類だけはいじれないような形にしてほしいという地域からの要望がありましたので、そういうようなところを酌み取って建設を進めていきたいなということで考えております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 公区長の説明によると、今後も今言われたように使われていくというようなことも説明会ではあったということなのですが、そうであるならば、ほかの近隣センターにおいても、そういうことがこれから起きてくるのではないかというふうに思います。

特定の団体だけにそのような形で利用させる。今現在ですと、入ってすぐの部屋というのは、かぎかけてあるわけです、ふだんはね。そういうような形で利用しているわけです。今後もやっぱりそういうふうになるのであれば、ほかの地域の近隣センターもそのように使えるということになってくるのではないですか。いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） ただいまの件でございますけれども、この青葉町の近隣センターにつきましては、以前、昔、これ昭和53年に建築しているところなのですが、その際に、勤労者の方々のための施設を建設するという起債を借りております。それによって、地域の方々とその地域に住まわれる労働者の方々、こういうような方々の利用を進める施設という位置づけでつくっております。

実際に、条例も2枚の看板がなるような形の条例になっておりまして、そういう過去の経緯からも判断いたしまして、現在、今後もこの青葉の近隣センターについてはこういう形で利用するというところで、先ほども言いましたとおり、地域の方々にもご了解いただいていると。ただ、ほかの近隣センターについては、そのような利用については現在のところ考えておりません。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） それでは、看板を2枚つけて、そして今までどおり活用していくということになるわけですね。

地域の住民の方からの要望というか、近隣センターの活用の方法がちょっと違うのではないかという人もいるわけです。既に、もうそれであれば、反対運動なりなんなりしていかなければならぬというようなことも言われるわけです。ですから、その辺を変えていくような考えはないのですか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今回の青葉の施設につきましては、前段、総務課長も申し上げましたが、勤労者福祉センターというのでしょうか、勤労者の方にも使っていただく、そして地域の方にも使っていただくということで、一部起債をお借りしながら建築がされた。当初から、近隣センターの運営委員会として、その団体の方にも参画をしてもらって、青葉の公区の方にも入っていただいて、みんなで協議しながら、その施設の管理運営をやっていただいているという状況であります。

ちなみに、札内中央の近隣センター、これは働く婦人の家という施設もございます。こちらは、札内の中央近隣センターでありながら、働く婦人の家という施設でありまして、両面、その施設については持っております、こちらも働く婦人の家というのは、当時労働省の補助を受けて建設もさせていただいたわけでありまして。

ですから、その施設の目的に沿った使い方を私どもとしては、させていただいておりますけれども、特に私どものほうとしては、その地区の方から運営委員会の中で、不便な状況になっているとかというお話はお伺いしておりませんし、今後もその施設、施設、その目的に沿った使い方を進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） ほかに。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 引き続き質問させていただきたいのですが、ただいまの答弁でお聞きしますと、53年の勤労者の皆様に対する起債ということで建てたものを今度建てかえるということで、以前の契約が終わったというふうに理解をさせてもらいたいなと思いますし、今度建設する事業に当たっても

同様の起債を活用する予定であるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 今回の近隣センターの建設に当たっては、起債は活用しないという考え方で

す。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 公区の役員さんとの話し合いというか、そういったことをされたというお話でありましたが、地域の公区の総会等で多くの人が集まるようなところでのご意見なんかはお伺いしましたか。それと、今までどういう団体が使っていたか僕は余り想像つかないのですが、話を聞きますと、これまではその部屋を専有していたのかなというふうに関心はありますが、今後も同様に専有をされるということではよろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 今後も専有するかという形ですよね。公区の、そうですね。まず、私どもこれまで公区の方々とお話ししているのは、運営委員会の役員の方、主に公区長さん、公区の総務部長さんだったかと思えますけれども、その役員の方々とお話ししてきております。そういう中で、今までの経緯があったと。この起債がこういう、借りた起債がこの勤労者のための建物を建てるという意味で、公区の方々にも協力いただいてきて、今後についてもどうでしょうかという話をしてきたところでございます。公区の方々につきましては、私どもと話した中では、協議させていただいた中では、それに対して特に反対はなかったというふうに考えております。ただ、私ども、公区の総会に出席して、ほかの方々の意見を聞いたわけではないので、公区の代表の方々の意見を聞いて、その代表の方々と話を、協議を進めてきたというものでございますので、公区の総会での意見については、ちょっと承知するところではございません。

今まで、専有してきたのかなということでお話ありましたけれども、確かにこれまでは専有してきた形になっております。それは、前段申し上げましたとおり、当初からそういう起債を借りて、そういう目的もあったということで専有してきたということではございますけれども、その点につきましては公区の方々から、前段、中橋議員のご質問のときに申し上げましたとおり、そこも開放できて、地域の方も使えるような形にしてもらえないかというような要望も以前からございました。

それを受けまして、今回はその部屋を専用しないで、必要なとき活用できるようにと。それで、ただ過去からの経緯もあり、地域の方もご理解いただいているということで、その団体に貸し付けはすると。その団体が、所有しているというか、そういうような書類やなんかについては、かぎつきの書棚を設けて、その中にしまっておいて、その団体が使うときだけ、必要なときだけ取り出して使うというような形にできないかなということで今考えているところでございます。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） ただいま貸し付けをするというお答えでしたので、家賃はいかほどいただくのかお伺いしたいということと、この団体がどういう団体かわかりませんが、大きな役割を持ちながら働いている団体なのかなというふうに思いますので、この団体が違うところに事務所を構えるような、そういった働きかけはできなかったのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今回の施設、現施設は、おおむね190平米程度だったかと思えます。通常の近隣センターは、その昔は132平米、約40坪、それからその後、いろんな状況の変化等もございまして、50坪、165平米程度という面積を確保しながら建設をしてきました。幕別本町地区も、札内地区もそうですけれども、いろいろ特殊状況等があった際には、それはどういうことかといいますと、一部では、小さな葬儀でもできるようにとか、いろんな条件があった中で、多少大き目にしてきたりというようなこともございました。

今回の施設は、先ほど申し上げましたように、約200平米の施設なのですが、それはほかの近隣センターと比べると、やはり大きな面積を確保させていただいております。それは、もともとそういうあ

る一定の団体の方も使われているということで、利用人数がやはり多いというようなこともございまして、200平米程度の面積を確保しようというようなことで、私どもとしては、地域の方々と相談もさせていただきながら、今後活用してもらおうと思っておりますけれども、ただその団体が使う際の部屋の管理の関係、これにつきましては、前段、課長のほうから申し上げたように、地域の人、地域の方が使うときにも、そのスペースも使えるような工夫ができないかということで、より今までよりも地域の人には、広い面積で有効に活用していただけるようなスペースの確保をしていきたいというふうに考えております。

言うなれば、幕別町内の住民の方々がお使いになるということで、特にその団体の方々のスペースといたしましうか、今まで貸している部分についても、別途使用料を徴収しているというようなことについてはありません。

以上です。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、陳情第14号、高齢者の外出の交通手段の確保を求める陳情を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 平成23年3月18日

幕別町議会議長古川稔様

総務文教常任委員長牧野茂敏

総務文教常任委員会報告書

平成22年11月30日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日、平成22年12月7日、12月16日、平成23年1月19日、2月22日、3月9日（5日間）

2、審査事件、陳情第14号、高齢者の外出の交通手段の確保を求める陳情

3、陳情の趣旨

幕別町の高齢化率が25%を超えようとする中、役場や支所への用事、通院、買い物などで外出する際の交通手段がない高齢者のために、コミュニティバスなどを運行しタクシーの利用にも助成を行うなど、高齢者の外出の交通手段の確保に力を尽くすよう強く要請する。

4、審査の経過。

陳情の趣旨に基づき、さまざまな観点から論議がなされた結果、全会一致で結論に達した。

5、審査の結果、「採択すべきもの」と決した。

6、委員会の意見。

陳情の趣旨は妥当であり、さまざまな方策が考えられることから、今後の財政状況を考慮した上で、より効果的な支援のあり方について調査・研究し、適切な対応策を講ぜられたい。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第14号、高齢者の外出の交通手段の確保を求める陳情に対する委員長の報告は、採択とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第16、陳情第15号及び日程第17、陳情第1号の2議案を一括議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） それでは、一括してご報告させていただきます。

平成23年3月18日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長堀川貴庸

民生常任委員会報告書

平成22年11月30日本委員会に付託されました事件を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記

まず、委員会開催日につきましては、平成22年11月30日、12月14日、平成23年2月4日及び3月9日の4日間であります。

審査事件、陳情第15号、子どもの医療費助成の拡大を求める陳情

本陳情においては、少子高齢化社会となる中、不況が続いて町民生活も困難が増しており、各種のアンケートに示されるように、子育て世代を中心とする町民の一番の願いは、子供の医療費の無料化である。また、十勝管内においては、多くの町村が中学校卒業まで子供の医療費を無料にしてきており、幕別町でも、子供の医療費を小学校卒業まで無料にすることを強く求めるとの趣旨でありました。

審査の経過

先進市町村の実績に基づく本町の扶助費推計値等の資料を参考としながら慎重に審査が行われまして、全会一致で結論に達しました。

審査の結果、「採択すべきもの」と決したところであります。

なお、本委員会の委員より、町の財政状況を考慮しながら、陳情の趣旨に沿うよう努力していただきたいという旨の意見が出されましたので、あわせて報告させていただきます。

続きまして、平成23年3月18日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長堀川貴庸

民生常任委員会報告書

平成23年3月2日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記

委員会開催日、平成23年3月9日、1日間であります。

審査事件、陳情第1号、「介護保険『見直し』案に対する意見書」の提出を求める陳情書

本陳情の趣旨としましては、介護保険制度改定に向けて、要支援などのサービス除外、相部屋の居住費値上げなどが検討されている。

高齢化の急速な進行により、ひとり暮らしや「老老介護」「認認介護」という世帯がふえている中、介護保険制度の見直しに当たっては国民の負担が重くならないよう強く要望するとの内容であります。

審査の経過、当該陳情の趣旨について、慎重に論議がなされた結果、全会一致で結論に達したところであります。

審査の結果、「採択すべきもの」と決しました。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第15号、子どもの医療費助成の拡大を求める陳情の委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

陳情第1号、「介護保険『見直し』案に対する意見書」の提出を求める陳情書の委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

15：14 休憩

15：15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第17の2、発議第3号、「介護保険『見直し』案に対する意見書」を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに報告のありました民生常任委員会報告書の陳情の趣旨と同様の内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号、「介護保険『見直し』案に対する意見書」案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長あてに提出されております。お手元に配付してあります。後刻ごらんいただきたいと思います。

「閉議・閉会宣告」

○議長（古川 稔） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成23年第1回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15：19 閉会